

平成18年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 6月9日（金曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時10分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第1号の上程、説明、報告	6
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第34号の上程、説明	16
○議案第35号の上程、説明	18
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○日程の追加	21
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員の選任について	50
○社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の正副委員長の互選	51
○次会日程の報告	52
○散会の宣告	52
散 会（午後 2時28分）	52

第8日 6月16日（金曜日）

○議事日程	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 3
○職務のため出席した者の職氏名	5 4
開 議 （午前 9時00分）	5 5
○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
小 林 正 明 君	5 5
大 谷 直 之 君	6 0
川 島 悦 男 君	6 3
○日程の追加	7 1
○会期延長の件	7 2
○延会について	7 2
○延会の宣告	7 2
延 会 （午前10時51分）	7 2

第18日 6月26日（月曜日）

○議事日程	7 3
○出席議員	7 3
○欠席議員	7 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
○職務のため出席した者の職氏名	7 4
開 議 （午前 9時00分）	7 5
○開議の宣告	7 5
○議案第34号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第35号の質疑、討論、採決	1 0 9
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○委員長報告	1 1 1
○委員長報告	1 1 1
○閉会中の継続調査の申し出	1 1 2
○日程の追加	1 1 3
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3

○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○町長あいさつ	1 1 5
○閉会の宣告	1 1 6
閉 会 （午後 零時51分）	1 1 7

平成18年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年6月6日

千代田町長 襟川幸雄

1. 日 時 平成18年6月9日（金）午前9時
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 5 名)

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	1 1 番	小 林 榮 一 君
1 2 番	青 木 國 生 君	1 3 番	野 中 角 次 君
1 4 番	坂 本 金 光 君	1 5 番	川 島 悦 男 君
1 6 番	小 沢 惣 一 君		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成18年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年6月9日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 平成17年度西邑楽土地開発公社決算について
日程第 4 議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
日程第 5 議案第32号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
日程第 6 議案第33号 千代田町税条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第35号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第 9 同意第 2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 同意第 3号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

- 日程第11 発議第1号 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の設置を求める決議（案）について

社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員の選任について

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
助役	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民課長	高橋充幸君
福祉課長	吉永勉君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林節君
都市整備課長	野村耕一郎君
水道課長	君島悦男君
教育委員会 教務局長	塩田稔君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田島重廣
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 会 (午前 9時10分)

○開会の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議に入ります。

○諸般の報告

○議長(小沢惣一君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、協議・変更2件、条例の改正1件、補正予算2件、人事2件であります。請願については、文書表のとおり総務文教常任委員会並びに経済建設常任委員会に付託いたしました。陳情については、お手元に配付のとおり「最低賃金の改善を求める陳情」外1件が提出されておりますので、ご報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおり平成17年度3月分の検査結果が監査委員よりなされておりますので、ご報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(小沢惣一君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

3番 柿 沼 英 己 君

4番 富 岡 芳 男 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(小沢惣一君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日から16日までの8日間と決定いたしました。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（小沢惣一君） 日程第3、報告第1号 平成17年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に平成17年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 報告第1号 平成17年度西邑楽土地開発公社決算について報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本報告書につきましては、去る5月25日の理事会において全会一致で原案どおり可決されております。

詳細につきましては、都市整備課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、西邑楽土地開発公社の決算報告書の詳細につきましてご説明を申し上げます。

お手元の資料、中敷きのピンクの色紙以降にございます決算資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。事業の概況報告でございますが、公有用地取得事業といたしましては、大泉町事業所で公園墓地用地を売却いたしました。また、邑楽町事業所においては、新中野公園用地を売却いたしました。

次に、土地造成事業といたしましては、千代田町事業所で東部住宅団地分譲地13区画を売却いたしました。面積、金額につきましては記載のとおりでございます。

次に、あっせん等事業におきましては、千代田町事業所で上中森住宅団地造成事業に伴う用地管理及び事務処理等を県企業局の委託により実施いたしました。

続きまして、決算書の1ページにお戻り、ご覧いただきたいと思っております。収支決算の状況でございますが、まず収益的収入及び支出では、収入の総決算額が3億1,507万5,637円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでありまして、うち千代田町事業所分が1億2,931万733円でございます。次に、支出の総決算額でございますが、3億1,323万1,292円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでありまして、うち千代田町事業所分が1億2,717万3,974円でございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。資本的収入及び支出でございますが、収入の総決

算額が1,967万4,522円で、全額が借入金であり、このうち千代田町事業所分が703万9,323円でありま
す。支出の総決算額は1億8,963万1,093円で、内訳は記載のとおりでありまして、うち千代田町事業
所分が1億3,047万6,523円でございます。

なお、収入が支出に対し不足する額につきましては、記載のとおり当年度分損益勘定留保資金で補
てんをいたしました。

続いて、3ページをご覧いただきたいと思います。損益計算書でございます。事業収益から事業原
価を差し引きますと419万57円の当期総利益が発生しましたが、販売費及び一般管理費を引きますと
22万8,365円の事業利益となりました。また、事業外収益で受取利息及び雑収益がございましたので、
実質的には184万4,345円の利益を出しました。

4ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございます。まず、資産の部ですが、流動
資産が合計で28億6,563万3,090円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債が27億2,315万1,719円でございます。

次に、資本の部ですが、基本金が設立時の3町からの拠出金で、基本財産として900万円ござい
ます。次に準備金ですが、記載のとおり前期繰越準備金と当期純利益を合わせて1億3,348万1,371円
でございます。従いまして、資本合計は1億4,248万1,371円となり、負債資本合計が28億6,563万
3,090円で、資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、平成18年度予算書等も添
付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、説明を終わらせていただ
きます。

○議長（小沢惣一君） 以上で報告を終わります。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第4、議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議
についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、
提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市町村合併等に伴い、本組合から脱退、加入及び名称変更等の規約変更について、市町村
の合併の特例に関する法律第9条の3第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により協議し、議

会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） それでは、議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、詳細説明を申し上げます。

参考資料といたしまして、お手元に本組規約の一部を改正する規約の新旧対照表を配付させていただきましたので、議案書と一緒にご覧になっていただきたいと思います。

まず、組織する市町村でございますが、第2条中「別表1」を「別表」に改めるものでございます。これにつきましては、ご案内のとおり、平成18年1月1日から多野郡鬼石町が廃されまして、藤岡市に編入されたことに伴いまして、鬼石町が本組合から脱退したため削除するものでございます。

次に、同年1月23日から群馬郡倉渕村、箕郷町、群馬町及び多野郡新町が廃されまして、高崎市に編入されたことに伴い、関係町村が本組合から脱退したためでございます。

次に、同年2月20日から渋川市、勢多郡北橘村、赤城村、北群馬郡子持村、小野上村及び伊香保町が廃されまして、新渋川市が設置されたことに伴い、関係市町村が本組合から脱退し、新設された渋川市が合併の日から本組合に加入したことによるものでございます。

次に、同年3月18日から安中市及び碓氷郡松井田町が廃され、安中市が設置されたことに伴い、旧市町が本組合から脱退し、新設された安中市が合併の日から本組合に加入したためでございます。

次に、同年3月27日から富岡市及び妙義町が廃され、新しく富岡市が設置されたことに伴いまして、富岡市、妙義町が本組合から脱退し、新設された富岡市が本組合に加入したためでございます。

同じく3月27日、勢多郡東村、新田郡笠懸町及び山田郡大間々町が廃されまして、みどり市が設置されたことに伴い、関係町村が本組合から脱退し、みどり市が合併の日から本組合に加入したためでございます。

同じく3月27日から吾妻郡東村及び吾妻町が廃されまして、東吾妻町が設置されたことに伴い、両町村が本組合から脱退し、東吾妻町が合併の日から本組合に加入したことによるものでございます。

次に、第5条第2項及び第3項につきましては、先ほどの関係市町村の合併により、本組規約における議会の組織及び選挙の方法を見直す必要が生じたため、改正するものでございます。

第6条は、任期の規定についての文言整理でございます。

次に、第7条、補欠選挙の関係でございますが、この規定を削除いたしまして、8条から順次1条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、別表1、市の項及び郡の項につきましては、編入合併及び新設合併により廃された関係する町村を削除するものでございます。

最後に、別表2を削り、別表1を別表とする内容となっております。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員です。
よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第5、議案第32号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。
町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第32号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令により、業務の範囲が拡大され造成した土地について事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために貸借する事業を行うことができるように定めるものでございます。

この地域の特色を生かして活力ある地域づくりを推進するために、業務範囲を拡大する必要があることから、定款第17条第1項第2号を改めるものでございます。

詳細につきましては、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、議案第32号 西邑楽土地開発公社定款の変更につきまして詳細説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、本公社の事業の範囲は定款第17条に規定されておりますが、平成16年12月22日施行の公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する制令により業務範囲が拡大され、新たに加わった事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸する事業が現在では規定されておられません。つきましては、本公社の目的でございます公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と地域住民福祉に寄与することに必要と考えられますので、新たに業務の範囲に加えるために定款17条を変更いたしたく、ご理解をお願いするものでございます。

定款の改正部分についてご説明を申し上げます。第17条第1項第2号中「並びに地域開発」を「地域開発」に改め、「土地の造成事業」の次に「並びに造成地（この公社がこの号の規定により造成した土地をいう。）」について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第24条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を加えるものでございます。

附則といたしまして、この定款は、群馬県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第32号につきまして、幾つか質問をしたいと思います。

ただいまの説明によりますと、いわゆる公用地の拡大の推進のために、いわゆる取得、管理、処分、これをやる西邑楽土地開発公社の仕事といたしますか、これをいわゆる借地権を導入して、そして工場あるいは事務所にも使えるというようなことでありますが、こうなりますと公用地の拡大の推進というのがどこへいくのか、ちょっと私は心配なのであります。なぜかといいますと、この土地開発公社というのは農地を、一般の人あるいは事業者では買えない、こういうような状況の中で、公共の公の施設であればこの公用地を拡大をするということで、この土地開発公社というものができてきたわけです。従って、農地法がはっきりその農地を守るということでやられていた中で、この土地開発公社、公用地として買うのであれば、これは必要なところということで、この土地開発公社が設立されたわ

けであります。

そして、その公有地がどうしても必要なのか。住民の皆さんのために、福祉の向上のために必要なのだと。こういう公共用地、公共施設をつくるためには農地をつぶしても、こういうことがこの間やられてきたわけでありまして。そして、その千代田町の住宅団地を造成するときに、取得だけでなくて造成もできるようにした、定款を変えてきたわけでありまして。そしてまた今度は、その借地権を設定して、福祉施設に使わせるということであるのは問題ないかと思うのですが、この工場、これに農地を公が開放をする。こういう借地権といっても農地をつぶすための施策というふうに私は考えるわけですが、なぜこのような必要が生じてきたのかを説明していただきたいわけでありまして。

要は、公有地の拡大の推進、公有地を拡大していくということについては必要性もありますけれども、それをどうして拡大をするのに、逆に言えば工場に開放して、それで拡大の推進になるのかどうか。この点町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、お答えをしたいと思います。

今回の改正につきましては、事業用の借地ということの部分でございます。この関係につきましては、業務施設ということで工場、事務所その他ということが入っております。それと、福祉増進施設、これらのものでございます。こういうことで、地域に合った特色ある地域づくりに役立つものと、そのようなことからということで伺っております。

それと、この法令の改正の趣旨なのですが、構造改革特区ということで以前からやられていたということございまして、この中で事業用借地権が認められていたということで、今回それが結構良好だったということで全国展開になり、定款の変更をお願いするというございまして。先ほど議員さんがおっしゃいました、公社の用地を取得して、それをなるべく使えるような拡大で、どこでも暴走するのではないかと、そういう話でございましたが、都市計画の方につきましては用途等の制約もございまして、そういう懸念はないように感じております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 用途の方で問題で、そういう懸念はないと。農地を工場に開放すると、そういう懸念はないのだと言いますが、そうなりますと何のために今度この借地権を設定をして、それでこういうものを、定款を変更しなければならないか。また、なぜこういうことが起きてきたのか。その辺順序どちらなのか私はわかりませんが、どういう必要性が生じて、これをわざわざ借地権を設定をするという、法律が変わったからだけでは、ちょっと私は納得できないということなのです。要は、それはできるようにするという、それがその法律は変わったかもしれないのですよ。ただ、具体的に今度は西邑楽都市開発公社が本当に借地権を設定する必要性が差し迫っているのかどうか、ここが私の聞きたいところなのです。そして、どういうところからそういう要求が出て、今度借

地権を設定してやる、工場に使えるようにする。借地ならばいい。だから、まだ別に農地を開放しているのではないのだと、そんな懸念はないと言うけれども、実際には工場をつくってしまったら、なかなかもとに戻すのは大変ですよ。舞木のパチンコ屋さんだって、あれも一たん農地つぶしてしまえば、なかなかもとには戻らないでしょう。こういうことを公がなぜやらなければならないかということを知っているのです。ここのところを詳細にご説明を願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、お答えをしたいと思います。

先ほど用途という形で定めがあるという説明をいたしました。議員さんいわゆる工場ができれば町が大変なことになると、住宅の中に、そういうのではなかったかな。なかなかそういう問題等、町といたしましてもこの関係につきましても、ふれあいタウン関係なんかでも、とりあえず住宅を売っていく関係にしまして、住民関係につきましてもスーパーとかコンビニとか、そういう店舗等ないわけですよ。なかなか近隣商業地域、そういうところも設定してございますけれども、そういうところにこういう形で借地権が認められれば事業の範囲が拡大できるわけでございます。開発公社の方の仕事にも有利になっていくと、そんなようなことも見込めますので、その点でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は、近隣商業地域はもう既に用途変更されてあるわけですよ、千代田町の住宅団地のところには。そうすると、それでは足りないということになるわけです。だから、新たに、さらに借地権の設定をして、どこをやるかということなのですか。あるのにさらに、まだそれだって全部売れていないでしょう。それをさらに今ここで、なぜ借地権を設定する必要があるのか。この辺をお聞かせを願いたいと言っているのです。

それと、結局こういうことが千代田町の方から起こってきたのか、そういう要求が出たのか。それとも西邑楽土地開発公社のほかのところかで、邑楽町あるいは大泉町からそういう要求が出たのか。あるいは県の企業局の方から、そうやってくれと。町長の言うことでは、企業局の方がそういうふうに出てきたというようなことも多少聞いておりますが、そのところを本会議でありますので、ちゃんと明確にご答弁願いたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） 今回の以下の質問につきましては、今回のものにつきましては、公拡法の改正によりまして業務の範囲が拡大をされるものと、そういうものでございまして、特に現在公社がすぐ借地をすると、そういうわけではございません。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第32号につきまして、賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

先ほどの議論でおわかりのように、西邑楽土地開発公社の存在意義がどこにあるのか。このところがあいまいのまま、そしてさらにこの借地権を設定するその必要性が、とりあえずはすぐはない、こういうことであります、千代田町では。そういった中で千代田町が加入する西邑楽土地開発公社の定款を変えるということについては、何ら目的がはっきりしない。この辺が目的がもうちょっとはっきりすれば、では賛成するのかというと、その辺もちょっとなかなか難しいというのが、言わなければならないわけではありますが、なぜかといいますと、先ほど言いましたように農用地を守る、農地を守る、この中で、こういう中で西邑楽土地開発公社、公共用地ならば、公共用地に使うならば、公が使うならば農地をつぶしてもという、そういう土地開発公社の意義、これを逆に利用して農地を工場用地に放出をする、こういうことが今この中で明らかになったのではないかというふうに私は考えます。そういった意味で、この定款の変更には賛成できないわけであります。

もちろん千代田町の既を買ってしまった農地、塩漬けになっている土地、これをどう利用するのか、こういう点での必要があるのだという、これが出てこないわけです、今少なくとも。これがあるならば、多少なりとも議論の余地があるわけですが、その辺が何ら方策が出てこないで、塩漬けのままそれはとっておいて、当面はまだこれは定款変えたからといったって、それを利用できないのだというのでは、何のためにわざわざ議会開いて、こういう借地権を設定をする、定款を変える必要があるのか。逆に言うならば、農地を工場に公が放出をする、土地転がしを堂々とやろう、こういうことであります。この点が私は賛成できない。こういうことで、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 賛成の立場から討論します。

この問題は、確かに東の住宅団地の問題はあると思います。土地の流動化を進めるためには、こういうたがですか、たがというか、ものを外して、土地が売れるのだったら、これは一番いいことでありまして、川島さんが言うように町が不動産屋になるとか、そういううがった考えはなしにして、素直に考えてやれば、別にこの改正はしたっていい改正だと私は思います。賛成をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 議案第32号について、賛成の立場から討論いたします。

本案件は、土地開発公社が地域の健全な発展と秩序ある整備に寄与するため、政府の構造改革特区により経済環境の変化に対応すべく賃貸事業が認められたものであります。期待や効果が認識され、公有地の拡大の推進に関する法律の改正により、全国展開となったものであります。千代田町団地造成の販売進捗状況の現状、こういうものも勘案して、西邑楽土地開発においても地域の特色を生かし、活力ある地域づくりを推進するために業務範囲を拡大すると。将来を見据えた必要な措置であると思えます。町では、財政危機突破計画で増税ということで、5億5,000万の増税がありました。定款の変更により税収効果を上げられ、豊かな町になるよう我々も期待するところであります。

前の一般質問でも団地造成、これが1世帯当たり増えれば町民税が100万、それから固定資産税が100万、1世帯当たり200万の増税があるわけです。ぜひ今町自体が沈没ぎみでございますので、そういう定款の変換で豊かなまちづくりができれば、我々もそういうものに期待しながら、個人的ではありますが、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第6、議案第33号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第33号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、千代田町税条例につきまして所要の改正を行う必要が生じたので、提案するものでございます。

改正内容につきましては、たばこ税に係る改正でございますが、国と地方のたばこ税の税率を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、議案第33号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

なお、今回の改正内容につきましては、ただいま町長からの提案理由でございましたように、たばこ税にかかわる改正でございます。現下極めて厳しい財政状況にかんがみ、諸外国との税負担割合を勘案し、国及び地方のたばこ税率を引き上げるものでございます。

それでは、お手元に参考資料といたしまして、新旧対照条文表が配付されているかと思いますが、議案書とあわせてご覧いただきたいと思っております。なお、大変恐縮ですが、新旧対照表で主な改正点の要点のみを説明させていただき、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、第95条でございますが、町たばこ税の税率を、1,000本につき「2,743円」を「3,064円」に改めるものでございます。

次に、法附則第30条の2第1項の改正に伴う規定の整備でありまして、附則の第16条の2第1項につきましては、「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、旧3級品以外の製造たばこにつきましては、現行1,000本当たりの税額を「2,977円」を「3,298円」とするものでございます。また、附則の第16条の2第2項につきましても、「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、旧3級品の製造たばこにつきましては、現行1,000本当たりの税額「1,412円」を「1,564円」とするものでございます。従いまして、このたばこ税の税率につきましては、国、県、市町村合わせまして、おおむね1本1円の増税となるものでございます。なお、実施時期につきましては、平成18年7月1日でございます。

また、参考までに説明させていただきますが、平成17年度の町たばこ税収入状況でございますが、売り上げ本数2,508万9,920本、前年対比85万8,670本の減でございました。また、収入では252万9,262円の減、7,432万2,502円の収入減額でございます。また、このたばこ税につきましては、1箱当たり270円のたばこを一例としてみますと、おおむね170円程度が税金でございます。そのうち町へ入るお金といたしましては、おおむね60円、59円54銭がたばこ税として町へ入ってくるものでございます。たばこを喫煙される皆様につきましては、健康増進法の施行等によりまして非常に厳しい環境下ではありますが、購入の際にはぜひ町内でご購入くださいますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明

○議長（小沢惣一君） 日程第7、議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,948万3,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます。まず、歳入では追加事業に当てはめるために、地域福祉基金及び公共施設建設基金を取り崩しまして、繰り入れするものであります。

歳出につきましては、社会福祉施設建設整備資金補助金としまして、瀬戸井地区に建設中の特別養護老人ホームへの建設補助金を計上しました。この補助金につきましては、町の老人福祉事業の一翼を担っていただくということで、社会福祉法人ちよの会への施設建設補助金を群馬県と同額で計上させていただいたものであります。財源につきましては、地域福祉基金を取り崩すものであります。補助の理由につきましては、今後千代田町においてもますます高齢化が進むことが予想されております。現在町人口に占める高齢者の比率は19.4%であります。平成20年度には約21%、平成25年度には約

24%になると推計されておまして、実に4人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みであります。このようなことから、町といたしましてはCOMハウスに続き、東部地区に特養施設ができますことは、介護行政の核とする施設が一つ増えることだけでなく、介護が必要な方のために、その家族の手助けのため、町の福祉の充実のために大きな成果が上がるものと大いに期待するものでございます。

聞くところによりますと、この施設には新しく50人にも及ぶ職員が採用されるようでございます。このうち30人を超える方が、町内在住者であると聞き及んでおります。いずれにいたしましても、今後の高齢化社会の中で、高齢者の介護ほど大きな問題はなく、行政も民間もともに手を携えて介護問題に当たっていくことが重要であります。今回の施設建設補助は、町内の介護と、必要とする方々にとても大きな手助けができるものと確信をしておりますと同時に、町民の福祉向上のために、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。また、このほかにも老人保健事業特別会計への繰入金並びに小学校施設の補修工事費なども追加補正をするものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

歳入歳出予算補正の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

補正予算書の7ページ、8ページをお開き願いたいと思っております。まず、歳入でございます。15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金に45万円追加いたします。これは、説明欄にあります各基金の利子を追加するものであります。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設建設基金繰入金を292万5,000円、同じく5目地域福祉基金を5,610万8,000円追加するものであります。

9ページ、10ページをお開き願います。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の基金積立金に45万5,000円を追加いたします。これは、基金の利子を積み立てるものであります。

次に、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費に6万4,000円を追加いたします。これは、住民基本台帳ネットワーク機器用の無停電装置のバッテリーを交換するための経費であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費でございます。11ページ、12ページをお開き願います。館林市ほか5町障害程度区分認定審査会の負担金が確定しましたので、不用額を減額させていただきます。

次に、3目高齢者福祉費であります。まず、老人保健事業特別会計繰出金につきましては、支払基金への平成17年度精算分の返還金が生じたので、その分を繰り出すものであります。また、高齢者福祉施設補助事業としまして、社会福祉施設建設整備等補助金5,610万8,000円を追加いたします。

この件につきましては、先ほど町長より説明がございましたので、私の方からは省略させていただきます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生施設費に31万円追加いたします。これは、保健センターで雨漏りが起きましたので、緊急的に屋根の一部を修理するものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、支出科目を変更するものでございます。

ページをめくっていただきたいと思います。13ページ、14ページになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に365万5,000円を追加いたします。これは、東西小学校への天井サイクル扇の設置工事費であります。

次に、6項保健体育費、4目給食センター費につきましては、支出科目を変更するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。最後に、予備費から175万3,000円を減額しまして、収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） これは説明のみでございます。

○議案第35号の上程、説明

○議長（小沢惣一君） 日程第8、議案第35号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第35号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に160万円を追加し、歳入歳出それぞれ8億7,098万7,000円とするものであります。

補正内容につきましては、前年度支払基金交付金の精算金の確定により、返還金が発生したものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） これも説明のみでございます。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第9、同意第2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 同意第2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月16日をもって任期満了を迎えます藤野隆氏を、引き続き公平委員会の委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

藤野隆氏は、昭和31年教職につかれ、その後平成6年に板倉町立南小学校校長を最後に退職されました。その間、児童生徒の教育指導にご尽力されました。退職後は、第7行政区長として町の行政運営にもご尽力とご協力をいただいたところでございます。人柄も高潔であり、地方自治制度の人事行政についても豊かな識見を有しておりまして、公平委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第10、同意第3号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求め

ることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 同意第3号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、任期満了に基づき教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

内田薫氏は、昭和43年を振り出しに30年間にわたり、児童生徒の教育に尽力をされてこられました。また、現在社会福祉法人の運営にも携わっており、ボランティア活動も積極的にされるなど社会性も有され、教育に関する識見も豊かな方ございまして、教育委員として適任であり、再度任命いたしたく提案するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

ただいまから10時30分まで休憩します。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 異議ありの声がありますので、挙手により採決いたします。

なお、賛成、反対の確認の上、挙手をなさらなかった場合、反対とみなします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手7名]

○議長（小沢惣一君） 挙手7名であります。

賛成、反対同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の設置を求める決議（案）を日程に追加し、議題とすることについては、議長は可決と裁決します。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第11、発議第1号 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の設置を求める決議（案）についてを議題といたします。

書記に議案書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発議第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま書記が朗読いたしましたように、その理由の中に地方自治法第232条及び232条の2及び第208条、第210条、そして千代田町地域福祉基金条例第6条等に抵触すると思われるということで提案をいたしました。

その地方自治法第232条については、経費の支弁等ということで、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」というふうになっております。従いまして、民間がやっている、県がやっているということについて、当該普通地方公共団体、千代田町がどうして出す必要があるのかということでもあります。

そして、地方自治法第232条の2では、寄附又は補助ということで、「普通地方公共団体は、その公

益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」というふうになっております。ですから、できるのですよね、補助をしてはいけないというものではない。補助はできるという。しかし皆さん、よく聞いてください。「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要があると認められなければならない」ということで、昭和28年6月ということで自行行発、当時は恐らく自治省だったと思います。こうすることで、その公益性が認められるかどうか、この調査特別委員会の最大の目的であるというふうに考えております。

そして、会計年度及びその独立という点で、地方自治法第208条、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。2、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」。第210条、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」というふうになっております。従いまして、普通地方公共団体の会計年度、予算を執行する、予算を立てるということについては、毎年4月1日から始まって3月31日に終わるということでありまして、会計年度における歳出、その当初予算ですべてを盛り込まなければならない、ということでありまして、補正で今回こういう予算を、補助予算を提案をしてきたわけでありまして、その年度の歳入をもって充てるということが、ここがまた問題なのでありますけれども、地方自治法の規定に、財政法の規定によりますと、その年度の収入を先にどのくらいやるかということを見て、それをどう住民に公平に還元をするかということが地方公共団体の仕事であります。従いまして、この本年度の予算、18年度予算については、企画財政課長が言いましたように、これ以上の新たに入ってくるところはない、目いっぱい見てあるのだということでありまして、もしかすると収入不足があるかもしれない、ここまで言っているわけですから。従いまして、新たに千代田町に入るお金はないというふうに考えられるわけでありまして、今の時点。

そして、それがどのような、では財源を充てるのか、今回のその補助金に。それは、千代田町の地域福祉基金を五千六百万何がしですか、これを充てるということでありまして、これは千代田町地域福祉基金条例、この第6条、処分について、「基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」ということでありまして。そして、このところが、事業の実施という点が、事業というのが何なのか、民間の事業にすべて事業だと、地方公共団体がすべて事業だというふうに言って補助金を出していたら、これは切りがないのですよね。ここを今町長は、あたかも公共事業かのように言って、民間の団体に補助金を出そうとしている。非常に重要な問題なのです。

先ほどのそのあれの中で、「公共事業かのように偽って」というのがあります。この辺が、皆さん非常に気に食わないと思うのであります。このところがまさに今回の調査特別委員会の目的、なぜ必要があるのだと、そこのところ。要は、当初予算の中では何ら18年度予算ですよね、見ていない中で、しかも3月にできたばかりの予算、6月にもう補正をする、この補正自体もやはりおかしいわけ

であります。そこの補正ができるというのは、先ほど言いましたように、千代田町が今年の12月ごろから平成18年度の、その歳入見込みを見た場合に、これ以上の新たに入るところはないというところまで見ているのです。その新たに入るところがないところまで見ていて、それをすべて還元をするという予算が成立しているわけです。そこへ千代田町福祉基金というの取り下げて、繰り下げてそれを使おうというのですから、「必要な財源に充てる場合に限り」という、これにも反するというふうに思うわけであります。

そして問題は、先ほど言いました公益上必要があるかどうかという点について、この点大谷議員の方が詳しいわけでありましてけれども、今ここに来ているちよの会の理事長、何と言ったか、私に対して。いいですか、平成17年の1月10日に、この説明会をプラザでやったそうであります。そのときに、私は呼ばない、瀬戸井の農業委員も呼ばない。こういう中で、なぜ呼ばなかったのかというふうに、平成17年9月13日ですか、これ私が聞いたところ、「いい施設をつくるために協力してくれそうな人を呼んだのだ」ということで、皆さんそれで瀬戸井の住人何人いると思いますか。有権者だけでも300近く、そんなにはいないですかね、そういった人、1世帯で数えても100世帯ぐらいあるわけです。そうしますと、その中でわざわざ私と農業委員というのを呼ばない。理由が、協力をしてくれそうな人を呼んだというのですよ。だから、完全に村八分ですよ。この村八分をしておいて、それで今度何と言ったか。「いい施設をつくる」、そのいい施設をつくるというのが、「人間の尊厳を尊重したいいい施設をつくる」というのです。村八分をしておいて、何がいい施設ですか、皆さん。こういうことがのうのうとやられていて、町長の方はその密約1億5,000万については、ほぼ認めたわけです。それに対して……

[何事か言う人あり]

○15番（川島悦男君） これは福祉課長もちゃんと言っています。

ですから、ちよの会の理事長になる予定の人、飯塚生氏もその1億3,000万を要求をしていたことは、もう前議長の時点で明らかで……

[[議長、動議]と言う人あり]

○15番（川島悦男君） 皆さんに文書を配付しております。

[[発言取り消しを求めます]と言う人あり]

○15番（川島悦男君） 従いまして、その辺は明らかにその事実が……

○議長（小沢惣一君） 川島議員、簡潔にお願いします。

○15番（川島悦男君） 議論があるならば、それは調査委員会で私が言っているように、提案しているのは、密約があったのかどうか、金銭の問題はどうか、別にして、これを調べるということでも、それは構わない。

ただ、要はそういう状況の中で町長は何と言っていたか。「設置者、申請者が勝手に当てにしていただけだ」ということなのです。ところが、勝手に当てにしていたという割には、町長はこの施設を

選定する選定委員になっていると。ということは、当初の概要書の中で、その補助金1億5,000万円というものが盛られていた、千代田町の補助金、これが載っていた可能性があるわけです。私もまだ1億5,000万円は見ておりませんよ。しかし、それは福祉課長の弁、あるいは町長の弁によっても…

○議長（小沢惣一君） 簡潔にお願いします。

○15番（川島悦男君） 判断はできるところであります。従って、その密約というふうには、町長がその選定委員になってそれを見ていなければ、これは問題なく密約があったとは言えない。しかし、それを見ているわけですから、約束をしていたということだと思います。この点についても、そのちよの会の理事長に参考人として来ていただいて、どのような状況であったのか、その調査をする必要があると考えております。

従いまして、この補助金、これが本当に公益上必要なものか。県が5,600万余り出したから、千代田町が5,600万出さなければならない、これもちょっとおかしいのですね。県の予算というのは、七、八千億円あるわけです。千代田町の予算は、36億から37億です。その中で、なぜ同じ5,600万も出さなければならないのか。

[「それだけじゃない」「静かにしろ」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） ここが、やはり今回の調査委員会の必要なところだろうと思います。

○議長（小沢惣一君） 簡潔に、川島議員。

○15番（川島悦男君） 従いまして、皆様のご賛同によりまして、この審査をするよう提案をしたわけでございますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより提出者に対しまして質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 発議第1号の社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会ですか、これの設置に当たりまして、今提出者、川島議員から、これをつくる理由が述べられて、ここにその書類が提出されておりますが、この書類の中から何点かお聞きしたいと思います。

この書類の中に、「補助金の密約1億5,000万円が確実となりました」とありましたが、1億5,000万密約して、それを払うことになったのでしょうか。それが1点。

それから、公共性については、きょうはたまたま傍聴者もこんなに来ていますが、だれがどう見てもあの施設が公共性がないと言う方がおかしいのではないのでしょうか。あれができ上がって、あの施設に入りたいという方も、千代田町の中にも多数おられると話を聞いています。そういった中から勘案すれば、これは公共性以外に何物もない施設ではないのでしょうか。それが一つ。

それから、補助金を出すに当たりまして、補正を、4月につくったばかりの予算を、その中からで

なくて補正で組んだことに問題があるということですが、町長は前の一般質問、何回か特別養護老人施設に対しまして、補助金をどのくらい出すのだというような一般質問の中から答弁していたときに、補助金に対しては、でき上がって、施設が開設する所に議会と相談しながら補助金を出すようにしましょうということではなかったのでしょうか。今ここで、もう既にでき上がる近くまで来ていますが、この中で補正予算で補助金を出しましょうというのは、何ら問題はないことだと思います。その点について、提出者の川島議員にお答えいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 提出者の答弁を求めます。

川島議員。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） お答えいたします。

まず第1、補助金について、1億5,000万円払えることになったのかどうかということですね。これについては、これから調査特別委員会をつくって、そして本当に妥当なものかどうかというのを、その調査をして、そして妥当であるかどうかを認定をする。議員がそれでオーケーだよと言えば、払うことになろうというふうに思うのです。ただ、それが1億5,000万かどうかというのはわかりませんよ。だから、5,600万を出そうと提案をしてくれているということですから、これが妥当な額かどうかということを行っているのです。

それから、公共性がないと言うが、おかしいではないかということなのですね。まさにそういうことなのです。公共性がないかどうかということですが、先ほど言いましたように、民間と県がやっていると。だから、何も内容を明かす必要はないというふうに言ってきたのではないですか。それは皆さん知っていますよね。それで、先ほど言いましたように八分をしておいて、そのいわゆる人間の尊厳を尊重した施設をつくりたい、こういうふうに言っているのです。これはちょっと裏腹なのですね。そういうことが本当に公益性、公共性があるのかどうかということ。これは、では福祉だから、すべて公益性があるのだといえば、みんな福祉があればいい。それで、その認定を、公益性があるかどうか、福祉だからということで認定するのは、一応は町長であり議会の賛成多数だと。3番目にかかわりますけれども、でき上がってから議会と相談をしながら出すようにする、こういうふうに言っていたのですよね、町長ね、それは認めますね。そうすると、まだでき上がっていないでしょう。それなのに、もう出そうとしているわけです。ここにも矛盾があるでしょう。そのところが、今本当に必要性があるのかどうかということでもあります。従いまして、その補正でやるということは、まだ早いということ、簡単に言うと。

それと、何回も言いますが、単年度、年度の予算を立てるのは、その年度、平成18年度どのくらいの収入が見込めるか、これを計算を、あらゆる資料に基づいて計算するのが町当局の仕事なのです。それで、そのあらゆる資料に基づいて、その入ったお金をすべて住民に還元をするということ。もしも本当にこの福祉基金、町長がこういうふうにはでき上がったなら出すと言っていたのだから

ら、施政方針にあったのではないかと、こう言いたいところだろうと思いますが、それならばちゃんとその予算、どこから歳入を持ってくるのか、そこまで言わなければならない。ただ、それがまだ入るかどうかわからないから、とりあえず盛っていないのだと。それを補正をするという場合には、新たにそれなりの、今財政課長が言った、これのほか5,600万入る金が、積み立てのお金ではないですよ、入ってくる金、計算していたよりも多い5,600万の金が入ってくるということであれば、それはまあ一応は通るわけです。こういう規制があるかどうかというのは別にして。

ということでありますから、その議会と相談をしながらというのが、今は相談をしながらということなのですが、ところが問題はそこなのです。密約はしていない、おれは3億は言っていない、だけれども、1億5,000万というのは何とも知らん顔。平成17年の7月1日ですか、私と大谷議員で町長が入院しているところに行きました。そのときに、これで町が補助金を出せば、千代田町に特養建設ができるというふうに言っていたわけですね。ですから、その時点で町長は、補助金というのをもう認めていたというふうに言っても、私は過言ではない。そして、平成17年の9月13日に、やはり福祉課長は委員会の中で、1億5,000万円概要書に載っていたというようなことを答弁をしております。概要書に載っていたというふうに言ったかどうかわかりませんが、その補助金額、これは1億5,000万円というのを認めたわけです。3億ではないのだと、1億5,000万なのだ、というふうになっているわけです。従いまして、これがその予算の中で、今言いましたように必要な公益性と、それから議会と相談をするというのは、先にもうそういう話し合いがされていて、議会で後から相談をするというのは、これは議会軽視であるし、またこれで、このまま千代田町がその補正で補助金を出すということになれば、議会制民主主義を根底から覆すものであるというふうに言わなければならない。なぜかといいますと……

○議長（小沢惣一君） 川島議員、質問に対しての答弁にしてください。

○15番（川島悦男君） 町長は私が判断をしたのだから、だからそれでもう公益性があるのだと、というふうになって、それをもしても議会がそれでオーケーということになれば、これは大変になるということで、その調査委員会をつくって、これだって私の方だって、私だけがそう思ったって、皆さんがそう思わなければだめなのです。だから、そのために調査委員会をつくっていただきたいということを言っているわけでありませう。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） ただいま答えをいただいたわけですが、補助金の密約1億5,000万が確定となったとここに書いてあって、聞いたことに対しては1億5,000万と、数字が違って来るかもしれないけれども、何だかはっきりしないような答で、そんな答え方では、ここへ委員会をつくりましょうという価値がないのではないですか。

〔「そのとおりだ」と言う人あり〕

○5番（細田芳雄君） 第一これにつきまして、きょう説明が町当局からありましたけれども、まだ

本会議の質疑もしていない中で、きちんと聞いてもいないのでしょうか。聞かぬうちから、こういう特別委員会を設置しましょうと、どういう考えでいるのですか。さっき私も申しましたように、あの施設が公共性を持たないということはあるに決まっている、これ100%。そういったことからいいますと、ここへ設置の理由と書いてあって、1から4まであるけれども、どれをついても納得することは書いていないのですよね。ただ無謀に経費を使い、委員会をつくりたい、我々の思うようにしていきたいという、共産党……

[「余計なことじゃないんか、おまえ」と言う人あり]

○5番（細田芳雄君） 余計ではないですよ。共産党である川島さんだけれども、別に共産党だからと言っているわけではないのですよ。川島さんの考えがおかしいのではないか。川島議員さんは、あそこは公共性はないと思いますか。そこをお答えいただけます。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 1点目は、1億5,000万があやふやであると。まだ1億5,000万円というのを出すというふうに言っていないと、5,600万しか出さないというふうに言っているわけですね。でも、私が言っているのは、そういう約束がそのときにあったのかどうかも含めて調査をしてもらいたいということを行っているのです。することができると言っているのです。ところが、事実でないとするならば、それでオーケーになるわけでしょう、要は。1億5,000万ではない、5,600万だから、いいのだから、賛成するよというふうになるかもしれないね。それは構わない。ただ私が言っているのは、そういうふうに設置者、申請者といわゆる審査をする人が、いわゆるインサイダー、同じ中でそういうことを見ているわけです。1億5,000万という額、3億であったか1億5,000万であったかというのが、今皆さん既にご承知のように問題になっておるわけです。その額も、では本当に1億5,000万だったのかどうか、3億であったのか、これも調べる必要があるのではないかなというふうに思うわけです。

それから、どれをとっても納得がいかないところはしようがないわけなのですけれども、納得いかなければ反対するしかないということですね。共産党で川島の考え方はおかしいというふうに思っているわけです。それを、私はちゃんとおかしいと思わない。公共性がないと思っているから、こういうことを提案したのだということを申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） この補助金の1億5,000万円については密約が確実となりましたということで、1億5,000万という数字から設置の理由、提案者である川島さんは離れませんが、この1億5,000万円という金については、補助金を出すというのではなくて、さっきも言っていましたけれども、申請者、施設をつくりたいという申請者が要望の中で1億3,000万だか1億5,000万だったか、私はどっちだったかはっきりしたことはわかりませんが、その要望の額がそういうことだということであって、

それは前にこの補助金に対する3億円とか1億5,000万ということで特別委員会をつくって、それは確かなのかということで調べた結果、こういうことはないと言ったわけなのですよね、委員会で。だから、いつまでたってもこういう確かでない数字を出してきて、皆さんにアピールする。何をアピールする、確かでない話をアピールしたいのだからどうか分かりませんが、従いましてこの設置に対して、ではどうして設置しなくてはならないかという方へ戻りますと、ここへ1から4まで書いたようなことでありますけれども、補助金の密約が、2番にあったのかなかったのか調査する、これはなかったという、特別委員会で答えが出ているのに、何でこういうことをやるのでしょうか。もう一度お聞きいたします。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 確かでない話でアピールをするという点であります、そのいわゆる調査特別委員会で3億円という発言は存在をしなかった、前の100条に細田議員が提案をした、その110条委員会による調査特別委員会では3億円発言が存在をしなかったというふうに言っているわけですね。そういう結論づけしているわけです。ですから、密約がなかったというふうには言っていないのですよね。そこを間違えないでください。いいですか。逆に私が言いたいのは、3億円発言が存在しなかったということになれば、大谷さんの3億円発言も存在しなかった、町長の3億円発言も存在しなかったということになるのです。それはちゃんと読めばわかるでしょう、あなた方がつくった広報で。それだけでもわかるのに、確かな話でないというふうに言う。ですから、確かな話であるかどうかをちゃんと確認するのが議員の仕事ではないですかということを行っているのです。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） まず議論に入る前に、千代田町の福祉行政の点で、待機待ちの方が、随分困っている方がいます。その方のためにも、ぜひこれを進めるということを第1の前提として議論に入りたいと思います。

まず、この設置理由が余りにもでたらめだと思います。まず第1に、「建設に便宜を図り」とありますが、農振除外、あるいは農地転用、これは行政事務でありまして、これ町が協力しなければ、逆に訴えられますよね、行政の作為として。その辺はどうでしょう。

2点目、密約というのは、1億5,000万円を確かに出せば密約になりますが、5,600万です。これは密約になりませんね。その答弁をいただきたいと思います。

次に、公共の福祉、公益性と議論ですが、平成16年、平成17年、県内の、県が認可した特別養護老人ホーム、これ各市町村ほとんど出していると思うのです。その辺は調査されていますか。答弁いただきたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） まず、行政需要だということではありますが、私は行政需要だというふうには判断しないということを言っているのです。先ほどの提案理由で申しましたように、民間と県がやっているのだから、だから町は関係ないのだというふうに言って、その内容を明らかにしてこなかったのは町長自身なのです。そして、皆さんもそれを、はいというふうに聞いていたのではないですか。そのためにこうなったというふうに思いますから、232条の行政需要ではないというふうに判断をして提案をしたわけであります。

それから密約、1億5,000万を出せば、これは密約になるけれども、5,600万なら密約にならないのだと、この辺はおかしいのです。1億5,000万であれ5,600万であれ、要は法律の規定、法律に基づいて、232条というのは、「公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する」ということなのです。従いまして、これが行政需要でないというのは自分自身が、町長自身が認めていたでしょう。言っていたのです。だからこそ明らかにしないで、私の方もその点については余り内容を知らないから、明らかにしろというだけで言ってきて、それは1,000円でも出せば、今度は口出しますよというふうに言ったわけであります。従いまして、行政需要ではないというふうに私は考える。

民間に対して補助をする、寄附又は補助をすることができるというのが232条の2であります。できる場合にも、それが公益性が認められた場合ということなのです。この公益性が、では認められた場合というのはどういうことなのか。簡単に言いますと、町長が公益性がある、議会も多数で公益性があるというふうに認める、多数で可決したという場合でも、これは先ほど言いましたように、裁判なり、あるいは住民の皆さんの中に諮って、本当にこれが公益性があるかどうかというのを確認、認定してからでなければ、公益性が疑われるということなのです。ちなみに、言わせていただきますが、もしこれが、5,600万が何の根拠もなく、これは町長も福祉課長も認めているのです、法的な根拠何もないと。だけれども、福祉に理解をするため、これは出すのだと。5,600万。これは、ここがまず問題なのです。千代田町の行政需要というのは、千代田町の住民が本当に必要としている行政需要かどうかということなのです。その公益性が認められるものとするれば、例えば千代田町、このちよの会があそこに、瀬戸井にできまして、千代田町の住民がお世話になる可能性は12人、これは私も調査いたしました。4と5の人で12人です、全部入れたとしてですよ。A、B、Cのランクとしてやって、その中で12人の人に5,600万出して、今ほかに入っている千代田町の住民に、施設に入っている人に全然出さないということは、これはあり得ないのですよ。そういうことをやろうとしているのです、今。もしも公益性があるというのであれば、そこへお世話になる方が何人いて、その何人の経費が幾らだからその補助をするという、そういうことが公益性があるということなのです。

従いまして、私なり大谷議員がこの間我慢をしてきたのは、この予算を確かに密約が明らかになっ

て、それを問えば裁判になるというふうに私も専門家から聞いている。そのために、この間ずっと我慢してきたわけです。当初予算でとらなかった、ところが今度は補正でとってきたということでありますから、さらにその千代田町福祉基金の取り崩し条例、処分条例にも反することが出てきている。こういうふうになって、最終的にもしもこれ可決されて、そのいわゆる補助金が出されたにしても、私は返還請求の裁判を起こすつもりでありますので、ちなみに申し上げておきます。

○議長（小沢惣一君） あと何、何について。

[「要は16年、17年の、県内の、どれぐらい出しているかということ」「つかんでいるのかということ」「出してるか、出していないか、県内の」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時09分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開します。

川島議員、答弁願います。提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） それは調査しておりません。

[「いや、出してあるか出していないか聞きたい」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） 調査しておりません。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） ちょっと見方を変えまして、COMハウス一つあるわけですが、これ3億7,000万ぐらいですか、土地が無償貸与しているわけですが、これは公益性がないわけですか。そのときは川島議員は返還請求等を訴えたのですか。答弁願います。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） どうもちょっと質問があれなのですが、COMハウスのときに3億7,000万出しているということについて、それは町長なり町当局が言っていたのですね。私が別にそれを出したわけではありませんから。要は、そのCOMハウスに3億7,000万出したから、だから今度の施設に出すのが当たり前だということだろうと思うのですよ、私の今の聞く耳は。問題はそこなのです。COMハウスに出したときと今では、その政治的状況あるいは介護状況、こういったものが根本的に違うのだということが、この私の判断の根底にあるということでもあります。

要は、COMハウスに3億7,000万出したときには、3億7,000万というふうにあなたが言ったから言うのですけれども、私は調査していませんからわかりませんが、それでそれに近い額は出し

ているのだというふうに町長も言っていたわけですね。それは確かなのです。そういう状況の中でということですが、それは調査していないがということだけでも、調査してなくて逆に言えば、介護保険ができて、あの時点のCOMハウスできるときの状況というのは、県営でその施設をつくる、そういう時代だったわけです。そういう中で民間がやるからということで、その公益性というものは認められたわけです。今は介護保険ができて、その介護保険でその費用を賄う、こういうことになっているのです。従いまして、その根本的に補助金と寄附、どっちかになっていると思う。それから負担金であるとか、行政需要においての、その必要な事務費ではないということを申し上げるものであります。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） またちょっと話は違うのですけれども、これ閉会中も継続して付託事件として調査することができると思いますけれども、議運の中ではこの件に関しては、出す、出さないを調査して結論を出すというような話だったわけですから、非常にこれ政治的な内容に変わってきているなという印象です。

それから、今まで調査特別委員会というのは、議員全員で考えてやろうというような申し合わせか何か、そういうような形で来たわけです。それを議員8名でやろうということで、ちょっと議会内の民主主義を無視するような運営なので抗議し、再度聞きたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 閉会中の継続調査をできるというふうに言ったのは、議会の民主主義に反するのではないかというふうに言っておりますが、この点については、閉会中の継続調査については地方自治法第110条の第4で、「第109条第4項及び第5項の規定は、特別委員会について準用する」ということで、いいですか、第109条の4というのは、「常任委員会は」、この「常任委員会」は「特別委員会」というふうに切りかえる、かえればいいわけですね。そうすると、「予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」、こういうふうになっている。「常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」。それが閉会中もできるよというふうに言っているのは、あなた方がやったものにまねをしたというとおかしいのですけれども、あなた方が前に大谷さんを調査をするという、3億円発言を調査をするというときに、全員というのを私が主張したのに対して8人でやったということですので、それに準じてやったということでもあります。

それから、閉会中も継続調査ができるということについては、これは入れなくてもよかったのですけれども、入れた方が皆さんのそのあれに親切だと思ったわけです。皆さんがやってきたわけですから。ですから、その方が理解が得られるというふうに思ってやったわけですがけれども、もし入れな

くても、これは110条の規定によって、その議決があれば閉会中も継続調査ができると。この110条の規定は、会期中に限り調査ができると。それで、会期中でなければできない場合には、新たにまた決議をしなければならない、こういう二重の手続が必要だと。だから、ここに入れることによって、その議会運営をスムーズに行うということを入れたということでもあります。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 今各論の方に入ってしまったままで、本来の設置するかどうか、その点について少し離れてしまったと思いますので、その本心を聞きたいと思います。

この2、3、4ですか、出ているものというのは、今までにも話に出ておりましたように、特別委員会、それから今まで一般質問、明らかになっているものが大変あります。ですから、別に特別委員会を設置しなくても、この本会議で堂々と町長に質疑をして、討論して、それで採決をすれば、私はいいと思います。ですから、この設置はしなくてもいいと思いますが、川島さんはどう思いますか。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 本当に困った人たちですね。自分たちでやったことについては、いわゆるみんな棚に上げておいて、今度は私たちが提案すればこういうふうにいちゃもんをつけて、本会議でやればいいと。確かにそうなのです。それで道理が通るような状況ならば、私もそうしたいわけです。それが、なかなか道理が通らない議会だからこそ、私はこうやってあえて皆さんで8人で調査委員会やって、私だけがこう判断したからといったって、ほかの皆さんがどう思うかわからないから、これを提案しているのだということです。

また、本会議でやればいいのだと言うけれども、それは本会議でやるけれども、そのためには先ほど言った県の方が5,600万円出すというのは、ではどこに根拠があるのか、千代田町が5,600万円出すというのはどこに法律的根拠があるのか、そのくらい調べたっていいでしょうが。これが、そのくらいでなければ、千代田町の議員として恥ずかしい話ですよ、議会として。私はそう思って提案したのです。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） 今調べると言いましたけれども、特別委員会を別に開かないたって、自分で行って調べればいいのではないですか、そういうことは。別に特別委員会で調べないたって、そういうことを調べられると思います。ですから、柿沼さんちよつと言いましたように、どうもこの特別委員会の設置は政治的なにおいがすると、私はそう思います。その点どうでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 本当に反対討論のような質問なので申しわけないけれども、要はだから自分で調べれば、それだっていいと言うけれども、それではないのです。自分で調べて、私はもうはっきり言って、もう最初大谷さんが質問し始めたとき、まさかそんなことがあるかとは疑心暗鬼だったのですよ。ですから、余り言っていなかったよね。だけれども、だんだん、だんだん個人的に調べていくうちに、これはもう町長のやっていることがおかしいというふうに判断したから、いろいろ調査しました、県まで行って。その調査の結果をあなた方が認めないから、ちゃんと認めるような方向でみんな調査委員会をつくって、それが公益的なものになる、私だけの判断ではなくて、千代田町の議会の判断として、その調査が正しかったかどうかを明らかに、その認定をするということ、それが調査委員会なのです。そこのところを、私がそういうふうに調査したのが、すべてそれを皆さん方が認めるなら、これは別に提案する必要ないのですよね。だから、そこのところがやはり提案をして、調査委員会をつくってみんなの意見が意思統一して、されて、それで本当にこれが公益性があって、またその密約というものがなかったのだということを出すということであれば、これはまた皆さん、私が指弾されるわけです。

しかし皆さん、いいですか、この間もうずっと2年も前からやってきて、それで町長は民間と県がやっているのだからと明らかにしないで、それであそこの農地転用の問題でも個人の秘密だと、守秘義務だと、だからこれをどういう経過でそのあれしたのか、その農業委員会でのどういう名目で農地転用をしたのかさえ明らかにしないのですよ。これは、後で委員会になれば見せますけれども。そうなってくると、こういう個人の守秘義務、こういうものも盾にして、平成16年の12月からでしょう。もう1年以上たっているのですよ。そういうふうにもう進めてきてしまっておいて、後から公益性があるのだというふうに言っても、これはちょっと難があるというふうに言わなければならない。

それともう一つ言わせてもらえば、結局町長が今回の問題では自分で、「私が審査員になっていなければ、これは問題なかったのですよね」と、こういうようなことを言いました。確かにそうなのですよ。審査員になっていなければ、そんな事情はわからないのだから、だれに便宜図ろうが、それは構わないのですよ。だけれども、審査員になっていて、そして簡単に言いますと、千代田町に町長は特養を建設予定がないから、だからということで審査員になった可能性があるのですよね。この辺は私も証言は得ているわけです。ということは、逆に言うと、町長が審査員になってから申請をした可能性もあるということをおし上げておきます。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

[12番（青木國生君）登壇]

○12番（青木國生君） ただいままでで質疑は大分出たわけですが、まず質疑に入ります前に、先ほど議員定数の問題について、今までも多数派がやったのだから、我々も同じことをやったのだと。今まで大変強烈に批判した割には、何だ、やることは同じなのだねという気がするわけがあります。

そこで、まず提出者の川島議員にお尋ねしたいと思います。まず、提出者がどのような認識のもとに、この特別委員会設置案を提出したのか。今まで大分出ました。COMハウスとの関係。そこで、まず先ほどはCOMハウスに対しまして、町が過去に3億7,000万円の補助金を出した、そしてそのほかに約7,600平米の土地を無償で貸与した。この件につきましては、川島議員は知っていなかったということでしょうか。それとも、知っていたけれども、とぼけたのですか。もう一度お尋ねしたいと思います。

次に、そのCOMハウスの運営母体でありますもくせい会の理事には、今回のそよ風に対する補助金に対しまして、大変強く反対しておりますニューウエーブの会の関係者が理事に名を連ねていると聞きますが、ご存じでしょうか。まずお聞きいたします。もしおわかりでしたら、お名前をお聞きしたいと思います。

そして、新設の特別養護老人ホームそよ風に対しまして、町が5,600万円の補助金を出すと。これに対しまして、提出者及びその賛同議員は反対することを決めたようでございますが、一つの町に二つの同じような施設があって、一方の施設には多額の補助金と広大な土地が無償で貸されて、そしてもう一方の施設には5,600万円という補助金は助成はさせない。だれが見ても不公平な扱いと思いますが、提出者はどう考えているのでしょうか。

次に、新設のそよ風に対しましては、既に国、県が補助金を認めております。ということは、この施設が正規の手続を踏んで、もちろん正規な手続の前には認可があるわけですが、正規な認可と正規の手続を踏んで、正規の形で工事が行われ、今完成していくのだろうというふうに思います。補助金の申請者にしてみれば、町が補助金を出してくれるのか、それともだめなのか、幾らぐらい出してくれるのだ、またそれはいつごろなのだろうか。少しでも早く知りたいのが企業、それはもちろん社会福祉法人も企業団一つの形でありますので、経営者にしてみれば早く知りたいというふうに思います。この点について、少しでも早く申請者に確答することが議会の務めであるというふうに思いますが、これについて提出者はどのように思っているのか、まずお答えしていただきたいと思います。

次に、本題に入らせていただきたいと思います。まず、最近特別養護老人ホームそよ風に対する町からの補助金に関して、ニューウエーブの会の関係議員が、「我々の結束は固く、否決することに決めた。補助金は出させない」と町の内外で触れ回っているとのうわさでございますが、うわさを耳にいたしました。私は、このうわさを信じたくはないのでありますけれども、事情通の間では、議員の数は議長含めて15であり、7対7の同数となって議長裁決によって、議長が反対に回ることはないだろうから可決するだろうというのが、一般良識ある人の考えだというふうに思っております。私も議長を信じておりますが。そこで、本当に否決することに決まっているのか、まずお答えください。

もし否決することが決まっているならば、何も今さら特別委員会を設置する必要はなく、本会議の場で堂々と自己の信じることを述べて、自己の責任で1票を投じれば済むだけの話だろうというふうに思います。また、もし否決することが決まっているのに、あえて特別委員会の設置を求める、強

行するという方には、先ほどから政治的な含みがあるというような発言が続いておりましたけれども、私も上程された議案を本会議で審議させず、採決に持ち込ませぬための便法ともとれるわけで、もしそうだとするならば、最も卑劣なたくらみと言わざるを得ないというふうに思います。

そこで、改めて言いますが、否決することが決まっていたのか、また本会議で審議させずに採決に持ち込ませぬための便法ではないかということに対しまして、明確なご返答をお願いいたします。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） いろいろあっちゃこっちゃいっていますので、順序がどうなるかわかりませんが、とりあえず私がメモしたことでご答弁をしたいと思います。

まず第1は、やり方は同じではないかということでありますよね。同じなのです。確かにやり方は同じだということなのだけれども、その目的が違うということは申し上げておきます。要は、あのときは8人というのについて、全員でやればそういう、簡単に言うと議事録に載っているわけですから、大谷議員の3億円発言というのは載っているわけですから、調査するまでもなかったわけです。それなのに、あえてその調査特別委員会110条に基づくものをつくったから、そういうことで言っている。目的が全然違っていったというふうに私は判断をしているということです。

どのような認識のもとに提案したかと、それは先ほど言ったように、232条、232条の2、あるいは208条、210条、千代田町福祉基金処分と申しますか、その条例、これに反しているのではないかと申すことで、その認識で提案をしました。

それから、COMハウスに7,600平米無償で貸してあるというのを私は知りませんでした。今回町長が三億何がしと、土地を提供しているということは、今回のあれの中で言っていたわけでありますから、そのときに初めて、なるほど土地も貸してあったのかと、こういうようなこともわかりました。そういうことです。

それから、もくせい会にニューウエーブの関係者が理事に上がっている、だからどうなのだと申したいわけなのですけれども、私は別にこのもくせい会の理事がニューウエーブの関係者だからどうこうするものではないのです。それは個人の自由である。それからまた、議会の中でそういう状況というものを持ち出して、何か私の言っていることが間違いかのように言う方がおかしいのではないかと申すこと。

それから、反対をすることを決めたというか、片方に3億出したのに、5,600万円なぜ出せないか、ということですか。ということは、反対をするというふうに決めたというのは、私個人の中ですね、少なくとも。先ほど言いましたように、三億何がしをCOMハウスに出して、それで土地も無償で出したという状況の中と、今の状況が大きく違うということ。何が違うかと言いますと、先ほど言った問題、介護保険でその費用を賄えるようになっているという問題と、町の事業としてヘルパ

一を派遣し、そういう状況の中でもくせい会がそれらを肩がわりしたわけですよ。残念ながらこうしたことによって、社会福祉事業、公共の福祉事業が後退したことは確かなのです。でも、それは今どうのこうの言う問題ではないのです。ただ、今言えることは、そういう介護保険で適用をされるようになった状況と今の状況では、それだけ違うのだということでもあります。従いまして、5,600万円がなぜ出せないと言うけれども、出せるか出せないか、先ほど何か否決と決まっているのかということですけども、そんな決まっていれば、あえて私も出しませんよ。そののところ、何か私が最初から決まっているのに卑劣な手段を使って提案してきたと言うけれども、それでは余りひどいのではないですか。私は何とか公益性が認められるならば、その公益性がどの程度なのかということを経験が全員で認定できるように、その調査特別委員会をつくるべきではないかというふうに提案をしているのですよ。だから、最初から決まっているなら、何も私は提案する必要はないのですよ。いろいろな状況で、私が提案しなければならぬ状況だから出したということですよ。

それから、便法だと、採決に持ち込ま……それはいいね、今のね。

それから、うわさで出させないと言っている、それも同じことです。うわさで出させないと言っているというのは、そういうふうと言っている人がいるからですよ。例えば今回でも、いわゆるできていのに補助金町が出さなければ大変になってしまうと。川島の野郎、全く福祉に理解がないのだと、こういうようなことです。これはだれが言っているかということでしょう、町長が言っているのですよ。通常であればこれだけの議会の無視をやって、密約までやって、私はそう思っているのです。それで、本来ならば、ちょっとやり方まずかったねぐらいだったら、幾らか私の方も話ができるのかなと思っていけれども、そんなことないのですね。もう開き直ってしまっ、福祉に理解がないのだと、だから川島の野郎反対しているのだと、これでは本当にあれでしょう。最初の問題だって村八分にしておいて、それで最初から協力してくれそうな人だけ呼んだと、これはまあ八分して、それが通るのであれば、これはしようがないわけです。ただそれでは私は、あえて公共事業というものの名にふさわしくない、公益という点にふさわしくないというふうに思っておりますから、提案をしたわけでありませう。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

○12番（青木國生君） 実を言いますと、先ほど議長が特別委員会の設置に賛成をしたということにつきましても、大変残念に思うところでございます。ただ、今川島議員さん、これは提出者でございますが、まだ決まっていないうのだと。また、もくせい会に対する補助金につきましても、また土地をただで貸しているのだということも知らなかったということでございますので、最初の認識がちょっと甘かったのかなと。そうした形の中で、またいい前向きな答えが出ることをまず期待したいと思っておりますが、それでは2問目に入らせていただきたいと思います。

先ほど提案説明の中では、調査目的としまして、大変幾つも設けられてございます。先ほどから各議員が指摘しておりますように、この3億円発言、調査特別委員会を初め多くの場で町長の密約につ

きましては、これまで私の記憶ではたしか6回ぐらい一般質問が行われたと。また、提出者も先ほど述べておりましたが、病床の町長のところまでわざわざ調査に行ったと。それでもまだ調査が足りないのだと。実際何を調査するのかということでございますけれども、特に3億円発言調査特別委員会では、大谷議員みずから聞いた話であり、憶測に基づく発言だったということを認めておりますが、これは提出者もあのとき傍聴席におりましたので、しっかりと聞いたはずでございますし、また小沢議長も、そのほか全議員が委員として、あるいは傍聴者としてその場にいたわけでございますので、しっかりと聞いたというふうに思っております。

特別委員会の設置につきましては、特定の事件の調査がその条件というふうに認識しておりますけれども、これで見ますと何もできる、あれもできるということでございますが、私は一つに絞って、本来ならばこの特別委員会は社会福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームそよ風に対する5,600万円の補助金が正当なのかどうなのか、是非を審議する場ではないかというふうに思うわけでございますけれども、何を特別委員会で調査するのか、まず明確にしてほしいと思います。少なくとも1点に絞って調査をすべきではないでしょうか。

また、次に議会運営委員会の協議では、15日の予備日に集中審議を行い、16日の最終日に日程にうたわれているように議案第34号、これは一般会計補正予算でございますが、この質疑、討論、採決を行うとなっております。そこで、本当に15日1日の集中審議によって特別委員会の結論が出せるのか。これは、出そうと思えば出せると思うわけでございますが、それならば調査期限を15日の1日とする旨明示すべきではないかというふうに思いますが、まずお尋ねしたいと思います。

次に、特別委員会ではどうしても町長の密約について調査したいというような意向でございますけれども、私はむしろ本来関係者以外に手にすることのできない秘密文書が大谷議員の手元にあった、これまで一般質問等に利用されてきたことの方が、もっと大きな問題だというふうに思っております。その一つは、邑楽町の町長が県知事あてに出して却下されたと言われる邑楽郡老人福祉施設等検討委員会の審議結果についての異議申立書であります。もう一つは、特別養護老人ホームの設置に当たった5人の検討委員の採点結果をまとめた県統一の老人ホーム計画審査表であります。なぜこれほど重要な書類が、部外者である大谷議員の手元にあるのか。本人は、朝起きたら玄関のわきにあったとか、あるいはだれか送られてきたというふうに話しておるところでございますが、疑えば平和な我が町を混乱させ、千代田町に特別養護老人ホームができないようにするための策謀ともとれるわけでございます。これは、あくまでも憶測でございますけれども。

しかし、今回のこの特別養護老人ホームそよ風の設置に当たっては、本町に特別養護老人ホームができることをよしとしない何者かの存在を感じていたのは、恐らく私だけではないというふうに思います。ここにいる議員の大半が、何らかの疑念を持っていたと思います。願わくは、本町の議員がこの策謀に利用されていないことを願っているわけでございますが、提出者はこの点につきましてどのように思っているのかお尋ねしたいと思います。

2回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） お答えいたします。

目的を幾つも言っているということで、一つに絞るべきではなかったかというふうな提案でありますけれども、この辺が幾つも問題があるというふうに言わざるを得ないということで、あえて提案をしたわけであります。なぜかといいますと、町長も言っていましたけれども、いわゆる自分が審査員になっていなければ、これは問題なかったのではないかということです。確かにそうなのです。ですから、そういったことがなぜそうなったのかということも含めて調査をするのだということを言っているわけです。

それから、調査が足りなかったということなのですが、調査が足りないと、明らかになっていないから調査をしたいのだということを言っているわけです、それだけのものを。青木議員は一つに絞れということで、一つに絞るのなら賛成するのかどうかという問題もあるわけですね。都合の悪いことは調査されては困るという意味もあるのかなという気もしますけれども。

それから、特別委員会ではなぜ調査をするのかということですよ。予算であるから、簡単に言うと堂々と本会議でやればいいでしょうということなのですが、問題はそこなのですよ。結局地方自治法では、予算にない執行は、これは自治法違反になるわけです。予算をとる場合には、ではどういふふうにとるのかということなのですよ。予算をとる場合には、先ほど言いましたように、208条及び209条ですか、210条、こういったものによって、その予算をとるということになっております。ですから、その問題を、そういう最初言いましたけれども、町長が例えば千代田町には特養をつくる、これ以上つくる計画はなかったのだということで審査員になったということですよ。ですから、そのところが本当にそうだったののかも含めて、それで先ほど言いましたように、いわゆる町長が審査員になった時点で、その申請者が千代田につくるというふうになった可能性もうかがえるということなのです。そういう説明した。この点については、10月か11月ですか、助役がもうたまたま千代田に申請をする人が出たので、それはよかんべということで進めるというふうに言っていたのは聞いております。私が聞いております。ですから、この点もし疑いがあるというならば、助役の意見も聞きたいと思いますが、そういったものも特別委員会でやってもいいのではないかというふうに思います。

それから、15日で採決をしろと、15日だけでいいのではないかということなのですが、そこは先ほども言いましたように、否決になるか可決になるか私もわからないのですよね。いいですか。皆さんの判断次第で否決になるか可決になるかわからないから、ちゃんとそれなりにこの委員会が立ち上がった時点でどっちになるかということを言っているわけです。委員会で1日の審議で、先ほど言いましたように密約があったのかどうか、あるいは農地転用、農振除外の問題、こういったことで法律違

反なかったのかどうか。例えばある人が、いわゆる異議申し立てをしたのが1日おくれたために、それを却下したという、当局はもうわかっていて却下してしまったのですよね。それで、千代田では異議申し立てなかったよということで県の方へ出して、それで通してしまった。ここにも便宜を図ったというのは明らかなのです。しかも、7,329平米で最初申請したその土地では足りなかったかどうかという問題なのです。3階建てを平家にしたから1万3,675になったというふうに言っておりますけれども、申請者は何と言ったかという、平成17年の9月13日の中では、県の方がそれをやれと。あそこの土地だけではだめだと、こっちもやれというようなことを言っていたわけです。県の方がした。この点については、町長も7月1日に言っていたわけです。

私はちょっと信じられない問題なのですけれども、要は最初の7,329平米ですと飛び地になってしまふのですよね。議長、ちゃんと農政審議会だからわかっているでしょう。飛び地になってこっちだけを農振除外するわけにいかないというのはわかっているでしょう。だからこそ、こっちも一緒にやっちゃまいなさいという可能性もあったということなのです。それも調べなければならぬということを行っているのです。

あと何かあったかね。あとはない、ないですね。

[「議長、ちょっといいですか。これまだ3問目に入らないというところで、議長いいですか。まだ答えが足りないですけれども。まだ答え足りない。特別委員会が集中審議1日、要するに15日の審議だけで結論を出せるのか。最終日の16日に一般会計補正予算の審議に入れるのか、それを確認させてください」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） その点については、私は1日で結論が出るというふうには自信はないということをおし上げておきます。

○議長（小沢惣一君） 3回目、いいですか。

[「いいでしょう」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の設置を求める決議（案）ということなのですが、今までいろいろ質問等続いてまいりましたが、私端的に一つ川島議員ほか皆様にお聞きしたいのですが、まず今7対8ということで設置が可決されましたが、地元議員であり議長である小沢議長、以下坂本金光議員、大谷直之議員、野中角次議員、今井和雄議員、黒澤兵司議員、小林榮一議員の皆さんは、これに対して、もし4項目ある調査事項、これに対して例えば結論が出なかった、あるいは何もなかった、そういう中でこの4項目ある中で一つでも、例えば保留が出たり何なりした場合は、この補助金に対する、補助金は出さないということで、この8名の方、出

さないということでもいいのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 提出者といたしましては、補助金を出さないということなのかということですが、要は私は補助金として妥当であるかどうか、寄附であるとか、そういったいわゆる公共事業として認定できるものであるかどうかということが結論が出ればいいわけです。それについて、いや、いいですよ、公共事業ですよということになるか、それとも公共事業として公益性があるというふうに、十分あるのだというふうに認定されるかどうかを調査をして、そして7、7ということでございますから、十分審議をして、それで本当に千代田町の今後のためにとって、高齢福祉政策にとって必要なことであるかどうかというのを判断をしていただくために調査委員会を提案したわけです。ちなみに、これはその特養ができたということによって、千代田町が第四次総合計画によって地域密着型といいますか、そういう問題で介護を十分進められるような施策、これが後回しにされたということは事実なのです。その辺は、皆さん既にご承知のことだと思います。

何かといいますと、もうあそこで50床できるから、これ以上の例えばグループホーム、こういったことは3年間はできない。具体的に、これは名前は言いませんけれども、泊まりの施設をつくりたいということについても、こっちができてしまっているのだからもう、3年間待った方がいいですよというふうに福祉課長がお願いをするという、こういうような状況ですね。これでは、本当に何のための補助金かわからなくなってしまうでしょう。千代田町の介護高齢施策を、本当にやろうとして言っているのかどうかということになってしまうわけです。建設に対して私は反対したわけではないのですよ。補助金が出せる問題なのかどうかということで、調査を提案しているわけです。あえて私が提案して、そんなの関係ないのだというのであれば、それは皆さん反対すればしょうがないですよ。ただ、私の考えはさっきも言ったように、少なくともそういうことなのだよということ。最初から言いましたよ、私は。建設そのものは、いろいろな点で疑惑はあるけれども、まだ町の事業として、公共事業として補助金も出すというふうにはなっていない。しかし、農転問題ではちょっとおかしいよということと言いましたけれども、それで1,000円でも補助金出せば私は口を出すということを堂々と言ってきたではないですか。そのとおりのことをやっているだけです。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

○8番（野村年男君） 今ご答弁いただいたのですが、私の質問は川島議員の意見は再三聞きましたと。賛成者である議長を含めてほかの……

[「それは私が答弁する問題じゃない」と言う人あり]

○8番（野村年男君） 今質問しているのです。ですから、賛成者を含めて、議長も含めてですよ、この方々は同じことを考えているのか。もちろん賛成者でしょうから、同じことだとは思いますが、それでいて、では千代田町の福祉行政をどういうふう to 考えているのか、その辺を川島議員ではなく

て、ほかの賛成者の方に聞きたいのです。その議員は川島議員と同じでいいのかどうかということを知っているのです。わかりますか。

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 同じことを考えているのかどうか、私はわかりませんよ。問題は、私が提案したことに対して賛同の趣旨の判を、名前書いてくれて判を押してくれたということだけであって、また賛同者が同じ考えかどうかをあなたがたがた言う必要はないのです。私も、何だかんだ言いようがありませんよ。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

○8番（野村年男君） 今お聞きのとおりです。やはり川島議員いわく、川島議員の言葉は一貫性がなく、ただ単なるその場しのぎの言葉を、答弁をしているだけであって、賛成者の方々についてはわからない。わからないのになぜ判こをついたのか、これも私わからないのですが。

[「わかんなくないよ」と言う人あり]

○8番（野村年男君） いえ、あなたに聞いているのではないです。ですから……

[「時間だから、お昼だから」「黙ってろ、黙ってろ」と言う人あり]

○8番（野村年男君） 神聖な議事を、お昼だとかという時間を気にするような議員さんでは困ると思います、私。

[「何言ってるん」「黙ってな」と言う人あり]

○8番（野村年男君） そういうことです。

[「何を言ったん」と言う人あり]

○8番（野村年男君） だから、今言った賛同者が同じ意見かどうかというのは、今の言葉でよろしいのですね。

[「当たり前だよ」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 提出者、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） お答えいたします。

要は、賛同者がどういう気持ちで賛成したか。反対するかということもないと思いますけれども、どういう気持ちでやったかというのは私の関知するところではないのですよ。ただ、いいですか、私がこういう文面を書いて、この弁で調査委員会を提案をしたことに対して賛同して署名をしていただき、判も押してもらったということです。だから提案できる。

それから、言わせてもらえば、私はここへ出て答弁をしなければならない。でも、ほかの賛同者は答弁する必要のないところなのです。それをあなたは、議会がお昼だの何だのというのはあれだと

言うけれども、あなた自身が議会で質問する必要のないことを言って、それで一貫性がないのではないですか。要は、だって賛同者にそれは休みになってから聞くなりいよ。本会議でそれを聞けというのは、もう話が違うのですよ。だから、それは討論になってから、それなりに議論すればいいのであって、その辺は私の意思は、少なくともそういうことだということを申し上げておきます。

○議長（小沢惣一君） 質問の途中ではありますが、午後1時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午後 零時 1 1分）

再 開 （午後 1時 3 0分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

午前中に引き続きまして、提出者に対し質疑を許します。

質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 発議第1号に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

傍聴の方がいなくなってしまったので、残念で仕方がありません。私の高齢者福祉に対する考え方をまず述べさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、介護保険が平成12年から施行されましたが、その前は措置の時代と言われたとき、国や県や町が補助金を出すのが当然だったわけでありまして。それが介護保険制度に変わり、現在では民間の活力を利用して、そういうところに任せてやるのだと、さま変わりしたわけですよ。それは、私がもう平成16年の12月議会からさんざんしゃべって、6回も一般質問の中でしゃべっているから、皆様ご承知のはずなのです。今この近隣で、補助金を出して、大きな金額を出してやっているところはございません。それは、その会議録を持ってこなかったのですけれども、平成16年の12月には、そういう話はしてあるのですよね、伊香保の問題とか、いろいろなところで。寒村部では出すところがありますけれども、平野部ではほとんどありません。調べていただければわかります。

そういう中で、なぜそうなったか。それは、急速に進む高齢化社会に対して、介護保険で今までの保険料を取ることによって賄えるかどうかという現実の問題が発生したわけです。なぜならば、今千代田町でも介護保険の保険料がどんどん高くなっているでしょう。当然利用度が上がれば上がるほど、保険料が高くなるわけですよ。ですから、今度できる新型特養が本当に千代田町のためになるのか、町民のために、実情に、そういうことでやっているわけなのです。その点を、ぜひ議員各位の皆さん理解していただきたいのです。私は町長がおもしろくないから、何か悪い材料はって、何かもんで

いるような言い方しているとか、高齢者福祉に理解がないとか、そういうふうな宣伝されているげですけれども、決してそのようなことはありません。高齢者福祉がどうやったら本当に充実した姿でやっていけるか、そのことのみで一生懸命今まで調査してきたつもりであります。

そういう中で、これからの高齢化社会は地域密着型包括支援センターが機能して、地域密着型のミニ特養とかグループホームとか、地域地域で皆さんで支えあって、通所介護とかデイサービスとか、そういう中で、地域の中で、施設介護にならなくてはならない人を地域の皆様でどうやって助け合うか、そういう中で安い保険料でやっていけるようにしたならば、みんなが喜んでやっていけるのではないかという、それが改正介護保険の目的だったわけです。その点をよく理解してください。まずこの、では入りますからね、何で賛成討論するかということ。

この施設をつくるに当たり、邑楽郡内でどこにつくるかということは、首長同士の申し送りで邑楽町に、あくまでも申し送りですよ、邑楽町につくるわけになっていたのです。ですからこそ、四つの人が申請したわけです、邑楽町に。千代田町には申請する人は、その平成16年の8月の31日、飯塚生さんがするまでなかったのです。町長の方は、千代田町には事業計画はないのだからということで、では公正公平の立場で計画審査員になれるからということで、その郡内の4人の方が、針ヶ谷町長、長谷川町長、久保田町長、斎藤憲町長、そういう人たちが襟川さんやってくださいということで、全員一致で決まったのです。そうしたら、その決まった飯塚生さんに対して強力に後押しをする、いいポイントをつける、差異が見られたということで、青木議員がおっしゃいましたけれども、私のところに平成16年の12月の中旬に、いつだか忘れてしまったですけれども、前話したことがありますよね、届けられたのですよ。だれが届けたのわかりません。郵便局から届けられたのではない、直接宴会場の玄関に置いてあったのですから。そのことが本当かどうかということで、私は調査に入ったわけです。当然いろんなことが書いてありますから、近隣の首長のところへも、3名の方のところへ行ってまいりましたけれども、それが本当だというのがわかったのですよ。

今、私が前3億円言ったのが、証拠が出せなかったから認めたのだという言い方されていますけれども、証拠はあったのだけれども、教えてくれた人が、調査委員会の町長派の人たちが、そろって土足で上がり込まれるようなことは、来ると迷惑だということで、町長が私を訴えると言ったから、7月1日の日に。そのときに、訴えられたときに困るから、そのときには証言してもらいたいと。そうしたら、訴えられたときはあれだけれども、とてもではないけれども、勘弁してくれないねというわけで、それを認めたということなのです。調査委員会の方は、認めたのだと大見え切っていますけれども、私が認めたのは、発言3億円の言っていた人が教えないということだけを認めたのですよ。皆さん調査委員会をつくって、今度つくるのに話が飛んでいろんなことが出ていますけれども、適切にちゃんと調査してやるのにはいいことでしょうに。

私が最もこの件に怒りを覚えたのは、町長が計画審査員になっていたということなのです。計画審査員で、第2回目の10月の集計表のあれに点数をちゃんと持っているということなのです。それで、

審査するには県に出す概要書に資金計画、建設計画、事業運営費、ホテルコスト、全部明記されているのです。施設がどういう人が入って、どういうふうになるとか。そういう中で、町長が審査員をやっていた、町からの補助金が1億5,000万うたってあった、これは7月1日に川島議員と行ったときも町長は認めましたよね。そのときに病気で行って、本当に申しわけなかったのだけれども、質問できますかとちゃんと断って、そうしたら元気がいいので大丈夫だということをやったら、幾らか長くいてしまったというのは悪かったなという気は本当にしたのですけれども、町長も元気よくて、そのときに私を訴えるとかという話になっていったわけです。決して病弱で容易ではないところだったらすぐ帰ってきたのだけれども、本当に元気だったということだけは理解していただきたいのですけれども。

そういう中で町長が、中に入って1億5,000万が書いてあるのに、それで計画審査で点数をつけていった。その点数の中で、町長みずから言っているでしょう。お金のない人はできないのではないとか、お金がなくなったら一生懸命やりたい人が、これ困るのではないとか、競争があった方がいいのだとか、飯塚生さんが利益と思われることを、発言をちゃんとしているのですよ。これは私は、ここで町長が委員会で言ったときだけではなくて、私が現実に聞いているのですから。川島議員と一緒に聞いてきましたよね。そういうことを、現実にあったことを状況証拠でやっていると、町長は飯塚生さんに一生懸命応援していた。なぜ応援していたか。前の補助金出して、また金もうけをたくらんだとかと、そういうことをここは言いませんが、応援をしたのを、そういう施設を町長は確かに欲しかったと言っていますよね。千代田町の高齢社会がどんどん進んでいると、これは確かにそのとおりです。施設が欲しいのはわかります。ですが、施設が欲しかったら、どうして議会に知らせなかったのか。町民の皆様には知らせなかったのか。公募もない、施政方針も当然ない、予算書にもとっていない、そういう中で個人のプライバシーのことだって、皆さんご存じでしょう。一回も肝心の建設計画、資金計画、運営計画、ホテルコストの問題を、私はずっと質問してきたけれども、答えていただけていないのですよ。答えていただけてあれば、3億だの1億5,000万だのがひとり歩きしなかったのです。どうしてそういうことが、賛成派の議員と言われている人たちは理解できなかったのか。本当に町民の幸せを考えていたら、3,000万しかお金がなくて、今まで事業経験がなくて、どういう理事が入ってきて、心配するのが当然でしょうに。5億何千万も最終的には借金をするような形になってきたわけですよ。建設費が7億とっていたのが、5億6,000万でやると。こういうことなんか、全然私たちが追求しなければ出てこないのだから。

どうして、では皆さん、7億が5億6,000万といたのは、これはどういうことなのだと調査委員会しないのですか。私が言ったことだけは調査委員会しても、どうして土地が倍に膨れ上がったかと調査委員会立ち上げないのですか。大変なことでしょうに。そういうことを見ても、議員というのは行財政のチェック、お金がどういうふうに使われるかというのを厳しいチェックする役目があるのですから、当然そういう中で議論していけば、そんな大騒ぎにはならなかったのですよ。町長だけで

はない、議員にも責任があると思いますよ。町長がそういう中で情報開示をしないで、個人のことだと、県と国でやることだと、そういう中で進めてきて、さあここで要請があったから出せばいいのではないかと。町長が計画審査員の中でやって、1億5,000万を認めて、点数をよい点数をつけていったと、私は今までにいろんな証拠を挙げたでしょうに。それを皆さんが理解していただけないから、皆さんと一緒に理解できるように、改めて私が言っていたことが本当かどうか調査しようということなのです。どこに問題があるのですか。

町長は密約したと言われてもしょうがないのですよ。認めていたのだから。県の方は何で千代田町へ来たと思いますか、課長と係長が。補助金を出してくれと来ているのですよ。資金計画がもう、資金繰りが容易ではないからと。県との約束がなかったら、何で来るのですか。千代田町の個人のことですよ。どうして県の方お金出してきてと来るのですか。こういうことも、ちゃんと調査委員会つくってやれば調べられるのですから、なぜそういうことになっているのか。私の方がもしでき上がれば、こうやって身分証明書をつけて、前もってアポイントをとって、ちゃんと教えてくれると思いますよ、ここまで来れば。前に教えなかったところがいっぱいありましたけれどもね。それでもかなり調べましたけれども。

そういうふうに、皆さんもう少し真剣に、この特養施設が本当に地域のために役に立つのか心配しているのです。お金がない人がやって、果たしてうまくやっていけるのか。お医者さんの関係がない人がやって、やっていけるのか。経験がない人がやって、やっていけるのか。だからこそ、ちゃんと情報開示してやってくださいということで何回も言っているのです。どこにこんな町がありますか。大きな施設をつくるというときに、個人がやっていることだと、裏ではそういう1億5,000万の概要書に書いてある中で、ちゃんと計画審査したというのは私が言っているのだから。私たちは町民の、住民の福祉の向上のためにいるのですよ。町民の皆様のためにいるのですよ。この施設が本当に失敗したら、だれが責任とるのですか。私はいろんなことを調査しているから、心配しているのですよ。2年ももたないのではないかと。もたなかったら、県に行って、県に電話で問い合わせしましたよ。地方分権ですよ。認可する前は県ですよ。千代田町へできた施設は、介護保険者は町なのですよ。介護保険の最高責任者は町長なのですよ。だからこそ、改正介護保険の中に情報開示してください、地域の要望、住民の要望を聞き入れ、それを取り入れて、適切な運営ができるように努力してくださいということがうたわれているのです。やりましたか、瀬戸井でそういう話を。しないでしょに、個人のことだからって。適切な運営ができなかったら、だれが責任とるのですか、では。お金が5億6,000万でも流れたら、それがどぶにつけるようなことで倒産してしまったら、だれが責任負うのですか。倒産したときに私が聞いたら、そこに入っている人は弱者だから、もう出ていってくれというわけにいかないのですよ。当然ですよ。県の方が面倒見ますか、面倒見ないと言っているのですよ。介護保険の保険者は町だからですよ。理事さんだか何かみんな出してくれればいいけれども、いっぱいお金があるという人もいますけれども、本当にそれで賄ってくれるのならいいですけども、

面倒見るのは町になるのですよ。

そういう中で、介護保険の保険者が65歳以上が利用度が上がるから、利用度が上がるというのは悪いことではないですよ。当然上がるのですから、一生懸命面倒見れば。だけれども、そういう中で千代田町では、川島議員がおっしゃったとおり、二つできたら50床が、地域密着型の地域に合った、実情に沿った形の施設ができなくなるのですよ、3年ぐらい待ってくれって。言ったでしょう、3年待って本当にできるかどうかかわからないでしょう。競争があるからいいのだと、確かに商売でパチンコ屋だの何だの、スーパーができてやっているなら競争があってもいいのですけれども、お金がない人がやれないというのはかわいそうな気がしますよね。お金がない人がやれないというのだから、やりたくても。でも、お金がない人はやれないのですよ。施設経営が物すごく難しく。私が皆さんの前に読売新聞を配ったでしょう。新型特養は日本全国で30%が赤字を出していると。読んでくださいと出したでしょう。県、国でそのくらい、この身近でどうですか。名前挙げて申しわけないのですけれども、堀江病院がやっているこまぐさ、点数が抑えられてしまったので、お金を食事代と部屋代取らなくてはならない。高くなってしまった。今まで入った人がやめてしまうのですよ。太田なんかどのくらい待機者がいるかわかりませんが、待機者がいっぱいいると思いますよ。羽生のところへも行って調べてきたと言ったでしょう。15万ぐらいになると逃げてしまうのですよ。200人も要介護の待機者がいるところで。千代田町は待っている人がいっぱいいるから、つくらなくてはならないと。だけれども、現実には入れるかと。4段階だから、お金のない人も確かに入れますけれども、では全部入っているかということ、そういうわけでもないですよ。お金のある人で、お金は相談しながら決められると、もう条文があるのですから。そんな高く取るとか、何とかではないでしょうけれども。

でも、本当にこの今の状態の、改正されればまた別ですけれども、ポイントが抑えられているので、この経営は非常に難しいのですよ。これは予想されたことです。私はおとしから騒いでいるのですから。ことしの1月3日の新年特別号にはそういうこと書いてあるのですから、勉強している皆さんならわかると思いますよ。それを私は施設に理解がない議員だなんて言われて、今わかってきた人が大変いるげですけれども。だけれども、私はうまく言い逃れて何かしようとかということではないのですよ。体を張って、町民の皆さんのために何を言われようとこれが正しいのだということで訴えてきたわけ。現実の問題として、これが破産したら、だれが責任とるのですか。アカウントビリティーというのが強く求められて、私が1期目の1年生の議員ときによく言われていることです。講演をする立派な先生に。議会も町長もアカウントビリティーということ、責任をとらなくてはならないと。情報開示も何もしないでやってきたなら、なおさらのことです。そのくらいお金を使ったり大事な施設をつくったりすることは、大事なことなのです。まして財政難だと騒いでいるときですよ。しっかりしてくださいよ、議員の皆さん。

私が言っていることをぜひ理解して、決して大騒ぎでうつつぶしてやるとか、そんなことでやって

いるのではないのです。情報をちゃんと開示して、これだけ必要だ、これだけ必要だと話ししながら、こういう施設ができるのですよ、町民の皆様はこういう要望をしているのですけれども、ではこういうふうにやりましょうとかと、そういう話は町長全然ないのですから。こんな町はどこにもないですよ。全く千代田町に生まれてきた悲劇ですよ、私はもういらいらしていて。何でわからないのか、本当に。

話があっちこっち飛びましたけれども、私たちが署名したのは、当然これが本当に適切でないのではないかと。とにかく調査をして、私たちが言っていることが違っていたといえば、またそれはそれで報告すればいいことで、一生懸命これを立ち上げて、町民の皆様にご理解をいただいて、適切な運営ができるように議員として一生懸命やろうということで立ち上げているのです。その点を青木議員は、政治的な何かあるのではないかとか、そういう問題ではないのですよ。福祉の問題は、介護保険という保険者が、みんな大変な思いで保険料を払っているからこそ慎重にやらなければならないということで、そういう理解をしないで、わあわあ、わあわあ何かおれが怒ってしまって、でっかい声1回出してしまったけれども、申しわけなかったですけれども、もう少し冷静になって、町長のために町があるのではないですよ、議会があるのでは。何勘違いしているのかということですよ。私たちは住民の負託を受けているということを持って考えていかなければならないということで、ぜひ議員各位の皆さん、私の意見を聞いていただいて、調査委員会を立ち上げて、よりよい施設ができるようにしたらどうということかというのをともに考えてみませんか。よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 調査特別委員会設置に反対の立場から討論いたします。

提案理由の設置理由の討論を聞いて、川島議員の提出者の非常にあいまいな点が出まして、納得できないという点から反対討論といたします。

また、この調査特別委員会が仮に設置された場合に、15日に結論が出ない場合、16日の最終日の議案34号、35号、これが流れる、結論が出ない場合は流れるおそれがあり、この社会福祉法人設置に関する調査特別委員会を隠れみのに、この一般会計補正予算の賛成か反対か、質疑、討論、採決、議会の本来の目的である議会制民主主義を封鎖するのではないか、おそれがありますので、絶対反対といたします。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 調査特別委員会の設置を求める決議（案）につきまして、反対の立場から討論いたします。

提出者の川島議員さんが、提出者であるときに、この質疑のときに、提出者は町がたとえ1,000円であっても、補助金を出すならば密約があったと見て調査する、そういうことを言っている提出者と、ここに賛成者である方の坂本金光さん、大谷直之さん、野中角次さん、今井和雄さん、黒澤兵司さん、小林榮一さんの方々と一緒の考えではないのが、先ほど大谷さんの賛成討論で明らかになったわけですよね。なぜかといいますと、これからどうしても必要か必要でないか、特別委員会で調査して、場合によっては必要があるなら五千六百万何がしの、必要であるという結論が出れば、それは出しましょうという、地域の福祉のためだからという大谷さんの先ほどの賛成討論ですよね。

[「ちょっと違う」と言う人あり]

○5番（細田芳雄君） そうすると、提出者は1,000円でも出せば違反であると言っていて、賛同者は特別委員会の調査によっては、この補助金を出すことも反対ではないというのでは、この設置理由、提出者と賛同者がばらばらの中で、そういう特別委員会をつくられるのではたまったものではないという考えで、反対の討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

[12番（青木國生君）登壇]

○12番（青木國生君） まず、発議1号につきまして反対の立場から討論させていただきます。

特別委員会は、特定の事件について調査すべく設置されるものでありますが、先ほどの質疑を通しましては、提出者の答弁がまことにあやふやでありまして、私も理解するところが大変困難でございました。ただ言えることは、特別委員会設置理由が大変広範にわたり、あいまいであるということでもあります。また、純粋に補助金の是非を審議するのではなく、初めに反対ありき。反対ありきを隠すため、カモフラージュするために特別委員会を設置して、審議をおくらせて補助金を出さないようにする、そのように感じとられるところがございます。まことにこそくな手段であるというふうには言わざるを得ません。

先ほど来の賛成討論ございましたけれども、町長の補助金密約説、あるいは農政審議の関係、それらは今、その施設の建設が始まったのではなく、もう既に完成に向かっております。そして、県も補助金を認めるところでございまして、町が今さらどうこうという、時間的にも立場ではないというふうに思います。なぜ、今この時期に特別委員会設置の案を持ち出したのか、私は大変理解に苦しむところでございますが、議員は先ほども質疑の中で申し上げましたように、本会議の場で、1人の人間としての良識と良心に従って堂々とみずからの信じることを論じ、おのれの責任において1票、自分の意思を明らかにすべきであろうというふうに思います。よって、特別委員会を設置する理由は全くなく、本案に反対するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 発議第1号について、賛成の立場から討論をいたします。

介護保険料、保険税ですね、これが最近値上がりいたしました。これが数千万円です。今度補助する金額が、恐らく5,610万円、この差額を見ますと、介護保険税を上げた以上に補助をすると、理屈に合わない、そして町民に対する造反行為ではないかと、こういうふうに思うわけでございます。うちの近くに、健康保険税、これがまた増税になりましたが、それで介護保険税ですか、これが上がりまして、非常に生活が苦しくなったと、こういうふうな方々が非常に多いわけでございます。町民全体としまして、多くの負担を強いられているわけでございます。

そんな中で、申請書それから建設計画、この辺の内容をあいまいなところ、また我々には皆目、説明の中でその内容がわかりません。本当に5,610万、こういうものが正しいのかどうか、我々が調査しながら、正しいものであれば、当然これは補助を考えなければ、私たちもいけない立場にあると、こういうふうに思うところでございます。説明がない中で、果たしてこの社会福祉施設建設整備が行われまして、破綻した場合にだれが責任をとるのか、非常に我々は窮するところでございます。この決議案に反対している青木、野村、細田、富岡、柿沼、福田、小林、この議員の人たちが、果たしてその責任をとれるのかどうか。問題は、そういうところまでいくのではないかと思います。今まで我々も賛成案で名前出されましたので、私もあえてこれを出すわけでございます。いずれにいたしましても、より調査をし、内容を確かめて、その中で必要であれば当然補助をし、立派な施設を応援していきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

以上で賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 賛成討論の立場から申し上げます。

大変と質疑でいろいろな議論が出ました。私も平成4年のときに議員になるときに、福祉ということで出てきた議員であります。非常に福祉には関心を持ってやってきました。しかし、今回のいろいろな皆さんの意見を聞いていると、特別委員会をつくっては悪いのだというふうに考えられる。なぜそれが悪いのか。私は、つくったっていいではないかと。調べるだけ調べて、何でもなければ町長の言っているように、5,700万でも8,000万でも出してやればいいではないか、おれはそういう考えです。

しかし、最初から特別委員会はだめだというのでは、それでは議論のしようもない。調査のしようもないではないか。町長がうそを言ったか、本当だかわからないけれども、ある程度のことは調査すべきは当然のことではないかと思う。

[[「そのとおり」と言う人あり]

○13番（野中角次君） それを、つくっては悪い、すぐにでも可決して金を出すのだというのは、少しおかしいと思う。いろいろと皆さんも考えて、私たちだって今まで皆さんと11名の仲間としてやってきた。しかしながら、今回の議長選で、私は脱退をしたというのは、皆さんがいら策略を変えたか

ら、これはまあ余計なことだけれども。そういうようなわけで、特別委員会を立ち上げることに賛成ということで討論とします。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 反対の立場から討論します。

先ほど川島さんに質問した内容と重なりますけれども、この問題は今まで大谷さん、いろいろの方が一般質問で、大谷さん本人も言っていましたけれども、大変議論をしました。密約説の方も特別委員会をつくりました。結論も出ています。だから、議論をするなとかという問題でなくて、特別委員会でやらなくたって、ここの場で、ここの場ですよ、みんなの見ている前で堂々と町長に質疑して、どういふのだと。それで、自分の考えを述べて、それで討論して、それで採決すればいい、そういうことです。

だから、議論をするなど言っているわけではございません。ですから、ここでやれば済むことでもありますので、16日であれば、幾らか時間かかっても16日で終わらなければその次でもいい。そういう、この場でやれば一番いいと私は思います。皆さんのご賛同をお願いして、反対の討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

なお、賛成、反対の確認上、挙手をされなかった場合は反対とみなします。

発議第1号 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の設置を求める決議（案）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手7名]

○議長（小沢惣一君） 挙手7名であります。

賛成、反対同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

発議第1号は、原案のとおり議長は可決と裁決します。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時07分）

再 開 （午後 2時16分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員の選任について

○議長（小沢惣一君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任については、千代田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

指名推選については、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の委員に

川島悦男君 坂本金光君 野中角次君 小林榮一君

大谷直之君 黒澤兵司君 柿沼英己君 小林正明君

以上8名を指名推選いたします。

本指名推選についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議ございませんので、そのように推選いたします。

ただいま推選しました8名の諸君を、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の委員にすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手7名〕

○議長（小沢惣一君） 賛成、反対同数であります。

従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

ただいま指名しました8名を、議長は委員に決定いたします。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時19分）

再 開 （午後 2時27分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（小沢惣一君） 先ほどご決定いただきました社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の正副委員長が互選され、議長あてにその結果が届いておりますので、報告いたします。

委員長 大谷直之君

副委員長 黒澤兵司君

以上で報告を終わります。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから15日まで休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、15日まで休会といたします。

なお、12日は総務文教常任委員会、13日は福祉環境常任委員会、14日は経済建設常任委員会をそれぞれ全員協議会室で午前9時より開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午後 2時28分）

平成18年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年6月16日（金）午前9時開議

（その1）

日程第 1 一般質問

（その2）

日程第 2 会期延長の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	福	田	正	司	君	2番	小	林	正	明	君
3番	柿	沼	英	己	君	4番	富	岡	芳	男	君
5番	細	田	芳	雄	君	6番	黒	澤	兵	司	君
7番	今	井	和	雄	君	8番	野	村	年	男	君
9番	大	谷	直	之	君	11番	小	林	榮	一	君
12番	青	木	國	生	君	13番	野	中	角	次	君
14番	坂	本	金	光	君	15番	川	島	悦	男	君
16番	小	沢	惣	一	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	襟	川	幸	雄	君
助	役	高	木	敬	司	君
教	育	大	澤	洋	生	君
総	務	栗	原	則	雄	君
企	画	川	島		賢	君
税	務	加	藤	忠	夫	君

住 民 課 長	高 橋 充 幸 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 節 君
都 市 整 備 課 長	野 村 耕 一 郎 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○一般質問

○議長（小沢惣一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

最初に、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 2番、小林正明でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問1問目に入らせていただきます。

農業振興に向けた町の支援策についてお尋ねいたします。農業経営を取り囲む環境は、誠に厳しい状況であります。食の安全確保を含め、農業の経営安定対策事業は急務であります。つきましては、農業を守り、継続する経営者支援策について、農業振興の観点から、以下の項目について質問させていただきます。

- 1、認定農業者、集落営農者の申請状況と、その育成策。
- 2、農産物が生産しやすい農地整備について。
- 3、地産地消を発展させるための販売場所の提供。
- 4、農業経営者支援策、これは次世代の経営者育成を含んだ回答をお願いしたいと思います。

以上でございます。ご答弁のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 小林正明議員のご質問にお答えいたします。

農業振興策に向けた町の農業経営の支援策でございますが、現在国の政策は大きく方向を変えております。平成19年度産の小麦と大豆は、品目横断的経営安定対策によりまして、認定農業者か集落営農以外は補助金が受けられなくなってしまいます。認定農業者につきましては、現在町内29名の経営改善計画を認定しておりますが、新たに6人申請が出ている状況でございます。今後担い手となる農家が認定農業者へ移行しやすいよう経営改善計画の策定に向けて支援してまいりたいと思っております。集落営農は、今までにない新しい制度でありまして、緊急性の高いものでございます。現在県と西邑楽農協との合同により座談会を地区公民館で進めております。今のところ1地区が、設立に向け

て準備を進めている状況でございますが、他の地区につきましても、引き続き集落営農立ち上げに向けて、説明会などの支援をしていく所存でございます。

また、生産のための環境整備につきましては、現在、上中森・下中森・萱野地区土地改良推進協議会が設置されており、交換分合などを計画し、10アール以下のほ場の区画を拡大し、大型農機具による効率的な農業経営ができるような土地改良事業の提案をしているところでございます。

次に、地産地消を発展させる販売場所の提供ということでございますが、今までふれあいタウン未造成地の緑化組合に貸してある、あの土地でございますが、そこで花木即売会を行っておりますが、その中で地元産の野菜を西邑楽農協で販売しております。今年の春は、約100万円の売り上げがあったということを聞いております。これからも、こういった機会あるごとに販売場所についても皆さん方と協議しながら検討して進めていきたいと、かように思っておりますので、よろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） ご答弁ありがとうございました。

一つ抜けているといいますか、回答がしっかりしていないところがあったように思うのですが、農業経営者支援策ということで、次世代の経営者育成のお考えをお聞きしたいわけなのですが、実は群馬県の農林大学校におきまして、団塊世代を照準とした地域農業の担い手生きがい創出、地域に合った野菜の栽培技術等を伝授して、担い手の多様化、遊休農地の有効活用を進めると、これは群馬県の方針であります。2007年問題ということで、マスコミ等で話題になっていることは言うまでもございません。団塊世代の大量退職が始まる年になります。

私たち千代田町においても、農業の後継者育成というのは急務だと思っております。現実に私の知り合いといいますか、関係の方においても、高齢のために農地を他人に預けたとか、言うなれば不耕作になってしまった方を何名も知っております。そういった面からいきまして、次世代の経営者育成を進めることが大事かと思えます。恐れ入れますが、お考え等をもう一度お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 先ほども申し上げましたとおり、農業振興策に向けた町の農業経営の支援策でございますが、これが現在国の政策が大きく変わって、平成19年度産の小麦と大豆は品目横断的経営安定対策ということで、認定農業者、あるいは集落営農という方向に変わってきておるといふうなことでございます。したがって、当地区でも積極的に担うような方向で、各部落ごとに説明会を開いて対応していきたいと、かように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） ありがとうございます。

質問の中に具体的な項目で入れてなかったのですが、もう一つだけ、農業関係で質問させていただきます。

先ほど申し上げました団塊世代の就農を期待するということでは、2005年度版の農業白書が閣議決定されたと新聞等で読みました。不足する農家の担い手、育成に乗り出したということでございます。我々千代田においても、例えば群馬県のグリーンツーリズム、「田舎においで！ぐんまのグリーン・ツーリズム」と、これは主に山村をイメージしている活動だと思っておりますが、こういったものもぜひ参考にして、我々千代田に何か落とし込めないか、ご検討いただければと思います。そして、群馬広報の5月号にも、都市から農山村への団塊世代等の転入といたしますか、それを進めておる記事が書いてございます。その辺についてお考えをお聞かせいただければと思います。

そして、質問は最後にいたしますが、館林市におきまして、国の2005年アグリチャレンジャー支援事業の認定を受けて建てた例がございます。これは3年ほど前から検討されたそうですが、先進地視察、あるいは県、国とのヒアリングを進めながら、先般オープンしたようです。私は、まだその現場確認はしておりませんが、そこで何をつくっているかといいますか、群馬県の育成品種の弥生姫というのをつくっております。これは大規模水耕栽培施設、具体的な名前でも申し上げますと、多々良フレッシュファーム、そしてもう一つございまして、クリーンファーム青柳というところがございます。こういった考え方、それを千代田に一遍に落とし込むといたしますか、千代田バージョンをつくることは、すぐには無理かと思いますが、ぜひ米、麦にかわるものとして、そういった果物、あるいは野菜、または花卉栽培等、そういった地域ブランド戦略、これは言葉で言うのは簡単なのですが、そういったことを今後ぜひ考えていただきたいなと思います。取ってつけたような質問で恐縮なのですが、お考え等お聞かせ願えればと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 千代田町においては、平坦地で、地域的には米麦中心の農業経営が大半でございまして、それと同時に担い手の問題で、勤めをしながら、休みの日に農業をやるというようなことでもございまして、野菜等をつくるには非常に手間がかかるということで、専従者が、主にそういう野菜等については栽培しているということでございまして、これから農業も大きく変革していく時代でございますので、将来に何ができるかということを実際に取り組んで、これからの農業を進める上で検討していかなければならない問題かなと思いますので、更に進めて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 続きまして、2問目に入らせていただきます。

土曜スクール開校についてお考えはあるのか、お尋ねいたします。文部科学省は2007年度より、放課後や土曜、日曜に無料の補習を実施する方針を出しました。県教育委員会が導入を提案しました隔週土曜日を活用する土曜スクールにおいても、中教審の示した週末活用の考え方に合致した取り組みと言えます。県民の7割近くは、市町村教育委員会の見送り判断に反して「推進すべき」と回答を寄せております。週末の子供の居場所づくり、就学の間確保の意味からも重要であると考え次第であります。つきましては、以下の項目について質問させていただきます。

- 1、土曜スクール開校についてのお考えはあるのか、お尋ねします。
- 2、基礎基本をわからないでいる児童生徒への対応。基礎学力の習得重視について。
- 3、補習授業時間の確保策と基礎基本確認テストのお考えはあるのか。
- 4、小人数指導と学力格差是正策。
- 5、ボランティア教師の確保策。

以上でございます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） まず最初に申し上げたいのは、私の記憶にもし間違いがなければ、先ほどご質問にあったような児童生徒を対象としたところの放課後、もしくは土曜日における補習授業の実施につきまして、現時点で文部科学省の方から通達が出されていないということをまず申し上げまして、ご答弁に入りたいと思っています。文部科学省の方からは、確かにそういう通達は出されていませんけれども、その一方で、群馬県の教育委員会からは、児童生徒の学力低下の懸念から、隔週の土曜日を使った補充的な学習をしたらどうかという提案がなされていることは事実でございます。また、そういう提案がなされたことで、県下全教育委員会の中に波紋が広がっていることも、また事実でございます。以上のことを踏まえて、議員ご指摘の先ほどの1番から5番までについて、ご答弁をしたいと思っています。

初めに、土曜スクール開校の意思はあるかというご質問でございますけれども、結論から申し上げますと、本町では、県教育委員会が提案をしている形の土曜スクールではなくて、真に補習授業を必要とする児童生徒が参加しやすい形での補習授業に取り組みたいと考えています。すべての児童生徒を対象とするような現状の土曜スクールの開設は、理想とは逆に子供たちの学力の差をこれまで以上に拡大をさせるという懸念がありますし、そういうことで、新たな課題と問題点の発生が予測をされています。そこで、本町では、土曜スクールにかわるものとして児童生徒の実態に即して、従来から実施をしてきたところの教育相談活動、あるいは補習授業の拡大を基本に、より実効性のある夏期講座、あるいはサマースクールの実施を考えていますし、私も、その考え方については、既に3校の校長に指示をいたしてございます。

次に、基礎基本をわからないでいる児童生徒への対応、また補習授業の確保と確認テストの問題、

更には少人数指導と学力格差の是正の3点については、先ほどの土曜スクールとオーバーラップする部分がございますけれども、本町の子供たちの基礎学力の向上策として、一括をしてご答弁申し上げたいと思っています。

まず、基礎基本の定着を見る場合、最も確かな方法は、教えた内容が子供たちにどれだけ理解されているかということ进行测试することです。本町では毎年、観点別学力検査、つまり小学校では国語と算数、中学校で国語、数学、理科、社会、英語について実施をして、児童生徒の学力の様子を確認しているところでございます。その確認の状況によりますと、ここ数年における東西小学校の学力テストの結果は、非常に良好で、算数は全国平均を上回っていますし、国語も全国レベルに近いものになっています。また、中学校では、学年や教科によって、もちろん格差があるわけですが、基礎学力の定着は一層進んでいると思っていますし、これから進路選択にも関係することです。一層の努力が必要であると思っています。

このように学力が全国レベルを超え、あるいは全国レベルを視野に入れることが可能になった原因は、さまざまな要因がございますけれども、小中学校3校でのマイタウンティーチャーの配置をしてきたこと、それからクラスを二つに分けて指導する少人数指導が定着をしてきたこと、それから同じクラスを複数の教師で教えるチームティーチングの指導が少しずつ効果を発揮してきたのかなというふうに思っています。また、昨年度から夏と冬の休みを合わせて5日間ほど短縮して授業時間の確保に努めておりますし、中学校にカウンセラーを配置して、子供たちのさまざまな悩みの解消にも努めているところでございます。機会がございましたら、どうぞ議員の先生方にも、そういう教育の現場をひとつご覧いただきたいと思っています。

最後になりますけれども、本町では夏期講座という形で補習授業を考えているところでございますけれども、当面は土曜日のボランティア教師の呼びかけは、そういう形で必要はないと考えていますけれども、ただ今後の状況を見ながら、必要性が出てくれば、その時点で速やかに対応は図ってまいりたいと考えています。最も大切なことは、子供たちのバランスのとれた成長ということでございまして、学力だけにこだわってはならないということをお考えいただきたいと思っています。学力の向上と同じレベルで子供たちが伸び伸びとスポーツを楽しみ、また家族と一緒に時間を過ごす環境づくりも教育の責任であると思っています。ご理解をいただきたいと思っております。今後とも、より広い視野に立ってご指導とご鞭撻をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうもご丁寧なご答弁ありがとうございました。教育長のお考え、今町の教育委員会が何をされているのか、よくわかりました。また、機会を見つけまして、ぜひ現場といたしますか、学校の現状を私自身も把握させていただきたいと思っております。

これは質問ではなくて要望にいたしますが、実は土曜スクールを実施している近郊の町がございま

す。あるいは予定のところですね。改めて教育長に申し上げることもないのですが、あえて申し上げますと、板倉町、大泉町が9月から土曜スクールをスタートする考えでありますね。榛東村、中之条町等々もその方向でいきます。ただ、高崎市、前橋市、太田市、そして伊勢崎市、桐生市、安中市等は、先ほど教育長からご答弁ありました夏休みの補習授業、例えば沼田市においてはサマースクール沼田だとか、渋川市については学力推進協議会等が出たようです。

私の質問の最後にいたしますが、義務教育アンケートによりますと、当町においては、そんなに心配ないと、私、今教育長の答弁から確信を得ましたが、学力の二極化が非常に進んでいると。それは昨今の経済情勢から来るものがあると。すなわち経済的理由から塾に通えない子と通える子との間に格差が非常に広がるのを防ぐ、そういったことが、こういった補習授業、そして土曜スクール等の考え方の根本にあるということ、いろいろな情報を得る次第でございます。臨機応変に考えながら、より千代田町の子供たちが心身ともに育成されていくことを期待いたしまして、要望ではありますが、質問の最後にさせていただきます。どうもありがとうございました。

[「議長、動議」「動議賛成」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ただいまの質問は、本人が一般質問ではなく、要望だということでありますので、これについては削除していただきたい。

○議長（小沢惣一君） 後ほど議会運営委員会で相談いたします。

以上で2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、9番、大谷直之君の登壇を許可いたします。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 9番、大谷です。通告に基づきまして、優良企業の誘致について町長にお尋ねいたします。

財政難になったのだから、高負担か、低サービスのどちらか、あるいは両方併用させていく方法しかない。本町の財政改革の基本方針になっております。都市計画税や国保税、介護保険、水道料、保育園の負担金、幼稚園の使用料を挙げ、役場職員のラスパイレス指数が群馬県下で下から4番目までになり、安い給料で我慢を強いられております。このような状態の中で、高齢者福祉政策や少子化対策等も抱え、年々やりくりが大変な事態になることが予想されております。今こそ安定財源の確保、雇用の促進、人口増につながる優良企業誘致を速やかに進める考えを町長にお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

安定財源の確保、雇用の促進、人口増につながる優良企業誘致の計画はということですが、確かに現在、県企業局で分譲しております工業団地の販売は、好調であると私も聞いております。が、今こうした時代で景気も一時より回復してきているように見えますが、全体の企業の業績がよくなったというわけではないように聞いております。したがって、安定財源、雇用確保、人口増は、私も望むところでございますが、今後の景気の動向等経済情勢に注意しつつ、検討してまいりたいと思います。また、機会を見つけて県企業局等とも協議してみたいと考えております。

それと、工業団地等の誘致になりますと、昨今いろいろ話題になりました、優良な農地をつぶすことになります。現在町では、県の指導のもと、一部の地域で白地農地を青地農地に編入できないか、関係農家の皆さんと協議中でもあります。農業も厳しい時代を迎えておりますので、今後ますますこういった問題等が県から指摘されるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、そういった問題も視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 私は今回で、今度の質問をするのが2回目なのですが、平成15年の3月議会に私は工場誘致の問題を取り上げて、ぜひ優良企業の誘致をお願いしますという一般質問したのですが、なぜしたかと申しますと、平成15年のときには、三洋電機が生産工程を中国に移すということで大騒ぎになっておりまして、そんな中にありまして、千代田町から三洋電機、あるいは関係の下請の会社、運送会社、倉庫、そういうことも含めて大変な時代が来るということで、ぜひとも千代田町に安定財源、雇用の促進、それから東部住宅団地が始まったころでありまして、人口増のために、ぜひ必要ではないかということで、町長に質問をいたしました。その中で町長のお答えは、あのときは、確かに今よりは大変景気が悪くて、株も安くなって、従業員のリストラ。そういう中で、千代田町でも正社員になれる人が少なくて、臨時職員になっている人が多い。リストラも多い。大変な時代でありました。

町長は、その時代の背景で、今どきそういうことを考えても、来る工場はないのではないかと、難しい時代だということで答弁なさいました。そのときに私は、館林市にブルドックソースが来るという話をして、館林は農業で料理用のトマトの栽培を農家の人がして、それを会社が買い取って、それで館林の市民の人が主力だと思うのですが、勤めが見つかって、相乗効果で大変いいではないかということで、流通特区の特区申請をして、そのときにインフラ整備などは県の方の補助金で、資料を取り寄せて政策すれば、インフラ整備にお金が流れる。そのとき、まだ県の方はお金が億単位で残っていたわけですので、そういう話をしたのですけれども、今のところは、そういう考えはないということで否定されたわけです。最近ですと、景気は悪いと言いながら、大変格差が出てはおりますけれども、利益を出す会社も多くなってまいりました。邑楽町では、東急車輛の近くのところに四つの会社の進出があったそうです。最近、桐生市では、人口減対策、増収益で、企業誘致に職員を営業させている。

担当部署による企業誘致、工業団地開発の両専門部会を設置し、団地習得奨励金や新規工場設置助成金などの交付を初め初期投資軽減のためのリース方式を導入など優遇策も検討しているそうです。

例えば議会で研修に行った矢祭町では、行政目標の4本の柱として、子育て、教育、高齢者福祉、それに雇用の促進、確保、工場誘致、生活の安定、人口増を考えるとということで、根本町長は四つの柱として政策を取り入れております。こういう自治体もあるということで、私は前にもお話ししましたが、根本町長はどういうことをやったか、工場誘致に。知事にさんざん働きかけて、みずからその中で、どの会社を選ぶかということで、会社の社長にじかに会いに行つて、ぜひうちの方に来てくださいと。矢祭町というのは、本当に山の中の、私たちが行ったときは、まだ氷の張る、塩化カルシウムというのですか、ああいうものを道路に敷いてやるのだなんて言われているようなところで、そういうところでさえも町長の熱心な、ぜひ来てくださいという、そういう中で来たというふうに聞いております。ぜひとも町長、千代田町の、すぐつくって、すぐ来るというものでもないですけども、大事な政策の一つとして優良企業の誘致を考えてほしいと思います。2回目の質問といたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 景気の方も若干上向きと、そのように新聞、テレビを見ても思われますが、実質的には、先ほど大谷議員がお話をしたとおり、リストラをやったり、工場を一部閉鎖したりということで、対応して、収益を上げているというのが実態であろうかと思えます。景気が低迷して、群馬県では企業局が中心になって住宅団地、あるいは工業団地の造成をして優良企業の誘致をしてまいりました。しかし、その後全国的に景気が低迷して、国の借金が700兆円にもなるというような状況で、県の企業局も赤字続きでございます。その後の県企業局の対応は、これからは企業局として住宅団地や、あるいは工業団地は抑えていかなければならない、そういった考えです。したがって、企業局も東毛建設総合事務所という出張所がございますが、それも閉鎖されまして、板倉町の板倉ニュータウンの販売所と県当局に事務所を置いておくと。そういう状況でございます。建設に対しては非常に難しいと。町単独では、既にできる状況ではございません。最近の様子を見ますと、板倉町で、そういう企業はないということで、昨年手がけたのが流通団地、倉庫ですね。それを手がけたのですけれども、それも農地転用が非常に難しい状況であったというふうなことを聞いております。買う人がもう既に決まっています、そういう状況で進めたのだけれども、非常に難しかったというようなことでございます。したがって、千代田町では、これから景気がどのように回復してくるのかわかりませんが、そういう回復、あるいは地元の税収等を見ながら、更に検討していく大きな課題であろうと、そのように思っております。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 3回目の最後の質問をさせていただきます。

確かに日本の国の、今のところ、まだまだ700兆円も赤字があるということで、大変な事態という

ことは理解できます。それから、この近隣を見ても、なかなか難しい、いいところばかりではない、そういう話も聞いております。太田市では50号の近くですか、流通センターというのですか、あそこもがらがらだったのが、最近は随分理まってきたという、場所によっては、そういういいところもあるわけです。町としても十二分に検討するということでもありますから、そういう中で、例えば景気がよくなってから考えようという、確かにそういう考えもありますけれども、できるならば、大型の工場団地をつくろうというような考えではなくて、少しずつやっていくというような考えの中で、町長みずから県だの、いろいろなところに動いて、町の職員も一緒になって、政策部会というのですか、急にはなかなか重い腰は上がらないと思いますけれども、そのような考えでやる方向で、ぜひ優良企業の誘致を考えていただきたいと思います。最後の質問といたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 全く私も同感でございます、できることならば、そういう優良企業を誘致して、町の財源の安定につなげたいという気持ちは、いつも持つておるところでございますので、そういうことをいつも視野に入れながら、県との話し合い、県企業局で、そういうことが話せるような状況をつくって進めてまいりたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 以上で9番、大谷直之君の一般質問を終わります。

続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 15番、川島悦男でございます。発言通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思っております。

まず、その発言通告の第1は、粗大ごみの収集運搬についてということでございます。粗大ごみの収集運搬については、町が責任を持つてしなければならないというふうに私は解釈しております。そのように考えております。その根拠といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「この法律は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする」ということで、第1条で出ております。そして、第2条で、「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう」ということで、一般廃棄物として規定しております。そして、この点について、いわゆる市町村の処理、「市町村は、前項の規定により定められた計画に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」、このようになっているわけでありまして、したがって、収集運搬処理をしなければならないというのが法律の趣旨であります。

処理については、西邑楽3町で共同で処理をしている。そういうことではございますが、残念ながら、

収集運搬で、特に今粗大ごみについては、平成4年から収集しなくなった、ここが問題なのであります。そして、最近になって、私が再三このことを申し上げてきたわけでありましたが、委員会でありましたが、本会議ではやっておりませんけれども、委員会の中で、これを言ってきたわけでありました。それで、平成17年の粗大ごみの回収の実態は、これでございます。この辺は、町長が出したのだと思いますから、わかっていると思いますが、これによりますと、「粗大ごみの回収を下記のとおり計画しましたので、申請書にご記入の上お申し込みください」と。それで、実施日は平成18年3月8日、これは平成17年度ですから、3月8日ということで、その平成17年度予算ということだろうと思うのであります。この1日だけが平成17年度の粗大ごみの収集、そしてまあ運搬が、これは問題なのですよね。これをプラザに皆さんが持ち込んでくる。そこからは、清掃センターまで町が運搬をする、こういうことでもあります。

そして、問題は、回収できるものと回収できないものがあるわけでありまして。回収できるものというのは、大体わかると思うのですが、できないものということで、家電4品目、これは法理上こういったことが規定されて、収集をするということが、なかなか難しい面もあると思いますが、その問題でも明確なる法的な根拠がないわけでありまして。そして、そうした明確な根拠がない、逆にちゃんと収集運搬しなければならない、処理もしなければならないというふうに見えるものとして、私が考えられるものとしてですよ、タイヤ、農機具一式、あるいは消火器、プロパンガス等の危険物、浴槽、ボイラー、鉄くず、鉄骨、かわら、パソコン、モーター類、スレート、バイク、車、バイクの部品一式、ドラム缶、ステレオ、自転車、電子レンジ、こういうことで、あわせないのだから言っているのです。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律をわかっていてやっているのかどうか、それとも全然知らなくてやっているのかどうか、お聞かせ願いたい。そして、本来は、この粗大ごみ、それまでやっていたわけですよ、千代田町で。粗大ごみ、週に1回ですか、月に1回ですか、やっていたよね。それをちょうど襟川町長になった年に、平成4年に粗大ごみの回収をしなくしたわけでありまして。この点の真意も含めて、まずお聞かせを願いたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のように、ごみの収集運搬につきましては、従来より大泉町、邑楽町、千代田町で大泉町外二町環境衛生施設組合を構成いたしまして、大泉町外二町清掃センターで収集運搬処理を行ってまいりました。更に、太田市外三町広域清掃組合を構成いたしまして、平成16年度からはリサイクルプラザが稼働、資源ごみ・不燃ごみ等の処理を行って、より広域的な合理化・ごみの減量化を図っているところでございます。粗大ごみにつきましては、収集車では運ばませんので、大泉町外二町清掃センターへ自己搬入をお願いし、処理できない特殊なものについては業者処理をお願いしているところで

ございます。

粗大ごみの拠点回収については、大泉町、邑楽町は行っておりません。本町だけが平成12年度より各行政区の拠点回収を清掃センターに特別に依頼し、実施をしております。しかし、平成16年度から太田市リサイクルプラザが稼動しました。広域化に伴いまして、当然のことながら清掃センターの人員・予算の合理化が図られ、また3町の同一歩調ということもあり、平成17年度において粗大ごみの拠点回収は困難という状況でございました。

そのような状況の中でも、生活環境委員会での検討を重ねた結果、より経費のかからない方法、高齢者家庭や運搬方法のない家庭などの弱者に配慮した方法ということで、申し込み制での粗大ごみ回収を考えました。清掃センターに要望を続け、ようやく年度末に保健センターで粗大ごみの拠点回収を実施することができたわけでございます。保健センターへ運び込めない高齢者世帯、あるいは運搬方法のない家庭には、生活環境委員さんが取りに伺って対応するというふうな、より経費のかからない、弱者に配慮した方法で実施したということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 現状では、大泉町、千代田町、邑楽町の3町で、その一部事務組合で処理をやっている。だから、千代田町は自己搬入で対応しているのだと。そして、ほかもそういうふうをやっていると。だから、千代田だけではできないというふうには具体的には言っておりませんが、逆に言うと、特別に清掃センターへ依頼してですか、どこへ依頼したのかわかりませんが、依頼してやってもらったと。

これは町長、いいですか。私が先ほど言ったのは市町村、市町村というのは千代田町ですよ。その単位が市町村なのです。千代田町と邑楽町と大泉町が共同でやる、それはこの費用が、千代田町単独でやるよりも3町でやった方が効率がいいということでやったのだと思いますよ。だから、3町でやっていないから、千代田町でやらないという根拠はないのですよ。そのところを私は質問しているのです、最初。それをわかっていて、今みたいな答弁ができるのかどうかということ、最初からこの辺、私は予測していたわけですけども、要は市町村がやらなければならない。だから、特別に依頼をして、それで収集運搬をやるものではないのですよ。そうでしょう、町長。それが違うと言うのなら、では違うと言ってください。

私が質問しているのは、このごみが、粗大ごみが、家庭生活に支障を来す前に収集運搬して処理しなさいというふうになっているのではないですかと言っているのです。だから、これが違うと言うならば、そのように言ってください。ただし、それはあえて言わせてもらえば、この法律を知っていて、あえてこれに逆らう、こういう答弁だと言わざるを得ないのです。要は、住民の皆さんが、これは私が見れば、あれっ、これはおかしいなと思う。わかるのです。一発でわかります、この法律を知っているから。この法律を知らない人でも、これを見たら、これでは何のための粗大ごみ回収だと、こういうふうに住民の中から出ております。プラザまで持っていけるのだったら、清掃センターまで持つ

ていけますよ。そこをどう考えているのですか、もう一度。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 町単独でやるより3町でやった方が経費が節減できると。当初から思うと、ごみの搬入は何十倍と来ているわけですから、そういうものを考慮して、これからは町だけでは対応できないということで、3町でごみ収集、それを実施してきております。

粗大ごみに対しては、問題がいろいろとあって、例えば電気製品については、それはメーカーで引き受けるとか、いろいろと制限がございますが、千代田町では、新しく太田市リサイクルプラザですか、そういうものができましたので、大泉まで運搬してもらって、大泉からそこへ運んでもらって対応しようということで、積極的に取り組んでいるわけです。

また、邑楽町や大泉町は、粗大ごみについては、自己搬入ということしかございませんが、千代田町は、生活委員の皆さん方の協力等いただいて、年に1回ぐらいは、ためておいて一遍で、町も対応して、もし運べない方は委員の人たちが協力して対応していこうではないかということですから、他の市町村から見ると、最も親切だと、そんなふうに思います。それで、収集している一般の業者なんかも来ておりますけれども、ああいうところでも積極的に出せば持っていつてくれるのですね。そういう方法をとっていただければ町の負担も軽減できると。そんなこともございますので、積極的に自分の身の回りをよく見て、対応していただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 当初から見ると、ごみは何十倍にもなっていて、非常に難しいということですが、私はここに平成7年度の行政実績報告書を持ってきております。それによりますと、千代田町から搬入される量、これは細かいことを言っても、ここでは混乱してしまうと思うので、申し上げませんが、その何十倍という根拠はどこから出てくるのか。

それで、問題は、その間いわゆるごみの、粗大ごみではありませんけれども、一般ごみの減量化ということでやってきているわけですよ。ですから、何十倍になったかというのは、私はちょっと当局ではないからわからないのですけれども、少なくとも何十倍にもなったから、対応が容易ではないのだという問題ではないというふうに私は考えております。

それで、問題は、私が今一般質問しているのは、粗大ごみなのです。ですから、町長は今、年1回ぐらいはやっている、他の市町村から見ると最もいい対応をしていると言うけれども、では年1回でいいと思っているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 自己搬入はできるわけですから、どうしてもできない人は年に1回プラザに持ってきてもらうとか、自分で持ってこられない場合は生活環境委員さんにお問い合わせとか、そうい

う対応ができると私は思っております。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、先ほど川島議員さんがおっしゃいましたように、市町村は一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物を収集運搬しなければならないとしております。この一般廃棄物処理計画ですが、千代田町では、粗大ごみは自己搬入を中心としているということで計画にのせております。どこの市町村でも同じと思われませんが、特に小さな町にとっては単独で収集運搬を行うことは、莫大な費用を考えますと難しいと思われれます。そこで、広域的に清掃組合なりを構成し、共同してごみの収集運搬を行っているわけです。合理化し、経費削減を図った収集体制の中では、特に手間、経費のかかる粗大ごみの収集運搬は難しい問題となります。また、先ほどの法律の中では、国民の責務として、「国民は、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」としております。住民の皆様一人一人もできる範囲でご協力、ご負担をいただき、ごみ処理費用の削減、合理化を図っていくということで、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いいたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 2点目の質問は、怪文書の横行についてということですが、ただいまの1点目の質問に対しましての答弁は、町長は1回でいいのだと。自己搬入で対応しているのだから、いいのだと。課長の方は、国民が協力をしなければならないという、こういうことでやっているから……

[「議長、動議」「賛成」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） 協力をしてくれということなのですけれども、協力をしなければならないということは申し上げておきます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 関係ない……

○15番（川島悦男君） ただ、処理、収集運搬処理しなければならないのは市町村であるということをお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 川島悦男君、通告に従って質問を行ってください。

○15番（川島悦男君） わかっております。問題は、今のような状態が続くということは、千代田町にとって非常に不幸なことだということで、あえて言わせていただきました。

2点目といたしまして、怪文書の横行について。この問題につきましては、前の議会でも質問した

わけでありますが、その質問の内容のことに対しまして、この怪文書が、助役が解放同盟の群馬県連に送った文書であるということが確認をされたわけであります。そして、町長は、これに対して、いわゆる同和対策及び人権対策について積極的に取り組んでいることを理解し、気持ちを代弁してくれたものと感謝していると、このように答弁しているわけですね。そうしますと、皆さん、この怪文書は、町長の気持ちを理解して、そして出してくれたのだから、当然なのだと、こういう結果が導き出されると思うのであります。

しかし、皆さん、考えてみてください。この怪文書というのは、どういうものかといいますと、私たちが町長の不信任案を4人の議員で出しました。私と大谷議員と黒澤議員と坂本議員で出した。その文書、これに川島悦男の横に共産党員、そしてこれはわかりませんけれども、支部長がこのようなことでよいのですか、こういうふうに入っているわけですね。そうしますと、名なしの文書ですから、だれがやったかわからない、こういうことで私は質問したわけです。しかし、それに対して、これが大体明らかになってきたら、私の気持ちを代弁してくれているのだから、大喜びだというのでは、これは本当に情けない話というか、言わなくてはならない。

なぜかといいますと、その町長の不信任案というもの、千代田町の議会の中に出されて、それが解放同盟群馬県連に公文書がですよ、変造されて、そして送られたという問題なのです。このところが全然わかっていないのですね。なぜ大変かという、今個人情報保護であるとか、人権を守れとか、それから同和対策でちゃんとやっているという、そういう個人情報をちゃんと守れという、その最高責任者、町長は。ナンバーツーは助役ですよ。これが、この千代田町の中の文書を使って、変造させて、しかもこれを外部に漏らしたということなのです。これは職員であれば守秘義務違反、法律違反なのです。町長や助役は、この守秘義務違反というのがないと考えているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

この件についての質問は、前々回から幾度となく答弁をさせていただいておりまして、前回と変わらぬことですが、あえてまた答弁させていただきます。

そもそもこの文書は、私への不信任案の提出であり、その写しが解放同盟の県連に送付されたということが事の始まりかと思えます。私は町長就任以来、同和対策事業や人権教育事業に、他の市町村に劣ることなく、積極的に事業の推進を図ってまいりました。また、支部の皆さんや県連の役員さんとも連携を図りながら、理解されていると自負しているところでございます。

しかし、今も川島議員から話があったように、支部の役員から不信任案が提出されたということは、非常に虚しい気持ちでいっぱいでございます。このようなことを県連の方々に知っていただくという意

味から、ご質問の文書が送付されたのではないかと推察をしているところでございます。

このことは、前にもお話し申し上げましたが、私が同和対策・人権対策について積極的に取り組んでいることを十分にご理解をいただいている方が私の気持を広く代弁してくれたものと私は感謝しております。また、先般の質問で、このことを行政側である助役が公文書を変造して県連に送ったようなことが書かれておりますが、私は、そのようなことはないと確信をしております。再度申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 相変わらず感謝していると、そしてそのようなことはないのだということがありますね。しかし、町長、この問題、最初に私が質問したときは、今言ったような内容をほとんど聞かないうちから、私に対しましての答弁で、あの辺は、事情はちょっとあれだったのですけれども、町長がいないので助役が答えたのですよね。それで何を言ったかということ、これは法的措置をとる、本会議でちゃんとやっているのですよね。法的措置もとらない。2度目もというか、3月にその質問をしたときに、法的措置をとると。今度6月まで、まだ法定措置を、私の方へ裁判所の方から呼び出しがないので、催促した質問をしたわけですね。そうしたら、場合によっては、個人名、あるいはだれかを疑うような、そういうことであれば法的措置をとると言ったのです。私も、あえてそこで疑ってないから、ちゃんと本人に言いました。そして、当時の栗原議会事務局長、あなたが助役に出したのかというふうに質問したわけです。それは本会議ではありません。そして、私はちゃんと事務局のレターカードですか、ポストカードですか、そこへ置いておいたと言うのです。それで、厳重に管理をしていたと言うのです。自分のかぎのかかるところへちゃんと管理していたのなら、これは厳重に管理をしていたというふうになる。この辺どっちがやったかというのは、そのときは、私はわからなかったから、筆跡鑑定をやるというふうに結果的にはなった。なぜかということ、2度目で、そこまで言ったのですよ、私は。それに対して、そういう答弁なのです。

そして、今度3度目のときには、町長が出てきたから、どうするのだと。早く法的措置をとりなさいと、とってもらわなければ困るとまで言ったのですよ、私は。その方が実際のこともわかるから、こちらから裁判をやりたいけれども、なかなかできないのですよ、町長がやる以外には。なぜかということ、こういう地方自治体の仕事、町長の職権でしかできないことを、例えばだれがやったのか、そういう公文書を外部に漏らした、これはだれがやったのか調べるのは、一番いいのは、これは町長なのですよ。町長が調べなくてはならないのですよ。それを調べろと言ってもやりたくないから調べない。法的措置もとらない。これでは町長の職権を完全に放棄しているでしょう。その上で、今度は何と言ったのですか。自分のこういう気持ちを理解してやってくれて感謝している。それでは、あなたは、私がですよ、いいですか。声を大きく出しますから。本会議で法的措置をとるというふうに、私をおどしたのではないかというふうに私は感じておりますよ、とらなければ。とったのならよかったですかね。とってないのですから、これが人権を守るという立場なのかどうか、お伺いしたい。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 誤解をしていると、そんなふう聞こえますね。町の方は、そういう怪文書というか、町長不信任案を出す、4名の連名で。その中で、町で真剣に取り組む人権、部落解放同盟、その代表者の名前もつながっていると。町の方は、人権関係でいろいろと取り組んでおります。補助金も運営費として、邑楽郡では大泉町と邑楽町しかありませんけれども、一番多く補助金も出しておりますし、前の委員長さん、支部長さんは、積極的に前向きに町の方へ来て、いろんな問題に取り組んでいただいております。そういう人が不信任案、町に補助金をくださいと言うのですよ。だから、そういうことを察知した人が、あ、これでは困るのではないかと。県の偉い人は知っているのかと、そういうことで出したのです。

それで、法的措置をとりなさいというのは、それは文句を言っている方が出す。もちろん法的措置をとるので、町の方は、何ら不都合は何もないと、そういうふうに私たちは考えております。これ以上は、たまたま県の同盟の支部のだれかが送ったということは、それが法律違反であるというようなことは考えておりませんので、裁判するとかなんとかというのは、あなた方がやることではないのかなと、そんなふうに思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） この質問と答弁は、未来永劫にわたって千代田町の政治史上に残るものであります、町長。そういう中で、今の町長の答弁というのは、これが解放同盟群馬県連へ送られたものです。それで、町長は、これはちゃんと補助金を出している団体だと。その団体の支部長から、こんな不信任を出されたら、それは嫌だという気持ちはわかりますよ。しかし、町長、考えてくださいよ。何で町長が町長としていられるかということ、ちゃんと憲法があり、法律があり、条例があり、そういう中で町長としていて、その場合に町長の職権でできるもの、これは何か。これはそういった不正がやられていないかどうか、まず自分の懐、足元をきれいにするのが当たり前なのです。それを町長と助役で、今教育長もいますが、三役という形になると2人しかいないのです。その2人が、補助金を出している団体で、金を出しているから、しかもそれは町長の懐の金ではないのです。公金で補助金を出しているのです。住民の皆さんからいただいた税金で、そういったことをやっているわけ。それができるのは町長だからできるのです。それに対して自分は一生懸命やっていると。だから、この支部長から、こんな不信任を受けるのは憤慨だ、心外だ、こう言っているのと同じなのです。こんなことが通ったら大変なのだということで、私は質問しているのです。2人してかばい合っているのですか。そんな行政、どこにもないのです。私の人権はどうなるのですか。それで、人権を守ってやっている、一生懸命やっていると、こういうふう言っているのですか。その辺を、町長がそういうふうな答弁ができるという、まさに開き直りの答弁ですよ。これは開き直りが、川島悦男だからいいのか、共産党だからいいのか、ここまでいくのです。そこが、まさに逆に言えば人

権を侵害しているのです。ちゃんと答弁しなさい。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） いつもの調子で、大きな声でやられるので、私も胃が悪くなってはしようがないなと思って、いつも心配しているのですけれども、この怪文書と言っておりますけれども、これは決して怪文書ではなくて、議会に提出されておるものですから、どこへ流れても問題ないような問題を怪文書として取り扱って騒ぎを起こしておる、そんなふうには思います。ですから、私の方では、職員に疑いをかけることもないし、そういった文書が、たとえ県の支部に流れても、別に問題はないと、そんなふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 以上で15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時17分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

先ほど小林正明議員の一般質問にて川島議員より会議録削除の動議について議会運営委員会で協議いたしました結果、今までも要望として質問を終えることがございましたので、今回は削除しないことで決しました。

以上、報告を終わります。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 異議ありの声がありますので、挙手により採決いたします。

なお、賛成・反対を確認の上、挙手をされなかった場合、反対とみなします。

会期延長の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手7名]

○議長（小沢惣一君） 挙手7名であります。

賛成・反対同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対し

て裁決いたします。

会期延長の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについては、議長は可決と裁決いたします。

○会期延長の件

○議長（小沢惣一君） 日程第2、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、審議の都合によって6月26日までの10日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 異議ありの声がありますので、挙手により採決いたします。

なお、賛成・反対を確認の上、挙手をされなかった場合、反対とみなします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、審議の都合によって6月26日までの10日間延長することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手7名〕

○議長（小沢惣一君） 挙手7名であります。

賛成・反対同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、審議の都合によって6月26日までの10日間延長することについて議長は可決と裁決いたします。

○延会について

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 異議なしと認めます。

従って、本日は、これで延会することに決定しました。

○延会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は、これで延会いたします。

延 会 （午前10時51分）

平成18年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年6月26日（月）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第35号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 発議第 2号 「警察官増員に関する意見書」の提出について
- 日程第 4 委員長報告 平成18年 請願第1号
出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書採択についての請願
- 日程第 5 委員長報告 平成18年 請願第2号
「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

- 日程第 7 発議第 3号 出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出について
- 日程第 8 発議第 4号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
助役	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民課長	高橋充幸君
福祉課長	吉永勉君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林節君
都市整備課長	野村耕一郎君
水道課長	君島悦男君
教育委員会 教務局長	塩田稔君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田島重廣
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(小沢惣一君) 日程第1、議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算(第1号)について、初日の提案理由の説明に続き質疑に入りますが、本案に対しましては、黒澤兵司議員外3名から今朝ほど配付いたしましたとおり、修正の動議が提出されております。この動議については、所定の要件を満たしておりますので、成立し、これを本案とあわせて議題といたします。

既に原案の提案説明は済んでおりますので、修正案について提案者より説明を求めます。

6番、黒澤兵司君。

[6番(黒澤兵司君)登壇]

○6番(黒澤兵司君) おはようございます。議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算(第1号)修正動議について提案説明をいたします。

去る6月9日、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会、これが設置され、補助金の当否を調査してまいりましたが、結論に達しておりません。しかし、行政を停滞させるわけにはいきませんので、原案に対し高齢福祉施設補助事業(5,610万8,000円)関連の予算を削除するものであります。

原案の総額、歳入歳出それぞれ5,948万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,948万3,000円とするものであります。補正額の歳入、繰入金、基金繰入金5,903万3,000円を292万5,000円に、歳出、民生費、社会福祉費5,668万7,000円を57万9,000円にする。事項別明細書においては、歳入の17款2項5目地域福祉基金繰入金5,610万8,000円をゼロ円に、歳出の3款1項3目19節負担金補助及び交付金、高齢福祉施設補助事業5,610万8,000円をゼロ円に修正するものです。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(小沢惣一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、原案に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番(川島悦男君)登壇]

○15番(川島悦男君) 議案第34号、原案に対しまして一つだけ質疑をさせていただきます。

それは何かといいますと、この間、調査委員会を立ち上げました。地方自治法第232条、この経費

の支弁については、公共事業でなければならない、こういうふうなものが明確になっているわけであり。ところが、第232条の2では、補助金及び寄附では、これについて出すことができるというふうになっておりますが、この公益がどこにあるのか、ここを十分見きわめなければならない。こういった中で、法的な拠点、これは町長はどこに求めているのか、5,610万8,000円の法律的拠点を明確にご答弁願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 答弁させていただきます。

地域福祉基金は、平成3年の普通地方交付税で措置されました財源を基金として積み立てたものでございまして、その運用方法は、果実運用型基金であります。そして、高齢者の福祉事業に充てるための基金の利子を活用して運用してまいりました。しかし、その後低金利時代の到来とペイオフ制度の導入により、ほとんどの運用益が出ない状況となってまいりました。この間、地域福祉基金に新規の積み立てが行われ、基金の残高も現在では1億6,772万円、これは平成17年度末の計算でございしますが、となっております。基金の第4条には、運用益金は、高齢者等の保健福祉増進のために充てることにあり、第6条では、高齢者等の福祉に充てる場合には、処分することができるとうたっておりますので、このたびの補助事業に当たりましては、補正をさせていただくものであり、問題はないと考えております。お金というものは、積んでおくだけのもではなく、生きた金として使ってこそ価値があると確信をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 基金として、その地域福祉基金が積み立てられているから、これを取り崩すのは社会福祉なのだから、それに補助金を出すというのは、当然だと言わぬばかりの答弁でありますけれども、要は、私が質疑したのは、その補助及び寄附、無基準に補助をするということになれば、これは千代田町、今後大変な事態になるということなのです。要は、この基準をどう設けるかが、町長及び議会、執行当局と議会含めて、そして社会状況、こういったものもあわせて補助金なり、寄附なりの基準を求める、つくっていくというのが、これが必要なことなのです。いわゆる基金として高齢者の福祉のために使うのだと、こういうあいまいな状況では、公共事業、先ほど言いました第232条というのは、公共事業について経費を支弁すると。しかし、公共事業でなくても、いわゆる補助金及び寄附ができる。しかし、その場合には、これは議会の議決が要るのです。ここを間違えないでもらいたい。議会の議決なしに、しかも無基準に補助金を出すというのは許されないわけであります。

それで、問題は、今この提案しているのは、補正だからということなのですね。ここが重要な問題なのです。調査特別委員会設立のための提案の中で申し上げましたように、年々の予算は、その年に入るお金、これを十分計算して、あらゆる資料をもとにして、すべて出して、そしてそれを公平に還元するというのが、地方自治法の中で町長に課せられた、町当局に課せられた最大の任務なのです。ところが、これは平成18年3月に新年度予算が決定されて、もうこれ以上入るところはありませんよ

と。だから、これだけすべて金を出すところは、それ以上ないのだと。それで、補正ができるのはどこなのか。思ったよりも金が入ってくる可能性があるからということなのです。

それで、福祉基金として積み立ててあるものをおろすということは、思ったよりも入ってきたというものではないのです。そこのところをあえて何も言わずに、福祉基金だからおろして、社会福祉だから、それを補助金として出して当然だと、こう言わぬばかりなのです。だから、私は質疑しているのです。その基準、公益性があるかどうか。このところをちゃんと基準を明確にするのです。明確にして、例えばですよ、この施設が建設されて、千代田町の住民がどれほどお世話になるのか。こういうものが明確になって、その基準を設ける、こういうことが町長として必要なのです。蛇足ではありますが、確かにそこに雇用される人、これが雇用促進される。だから、公益性があるのだというようにも言っている人もおりますよ。しかし、この補助金を出す問題と雇用促進の問題は別の次元の問題なのです。それを一緒にくたに出そうとしている。ここは何としても町長に、この基準を明確に明らかにしていただきたい、このように考えます。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 川島議員は、公共性がない、そのように言っておりますけれども、国、県は、公共性のないものには補助金を出しません。町もそうなのです。公共性があるし、更には福祉基金というのは、当初は1億円の利息を投じて福祉に充てようということだったのですけれども、その後一般の老人福祉に関心のある方から、福祉に使ってくださいよということで、寄附をしていただいた。それを積み立てた金でございます。そういう金を充てて、今困っている、そういう方々に充てていただければと。そういうことで提案したわけございまして、提案が補正では云々と申しますけれども、もともと私は申しておりましたとおり、あの建設が、あなた方はできないだろう、あるいは途中でつぶれてしまうのではないかと、そんなことを言っておりましたが、そういう心配もございましたから、私はそれをちゃんと見届けて、千代田町にどれくらい還元があるか、どれくらいの人を雇用していただけるか、立派なものができるか、そういうものを見届けた時点で最大限の協力はしたいというふうな答弁をしたわけでございます。その辺のご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） また、町長は、そういうふうに分で勝手にね、思ったことを決めつけてやっている。私が、公共性がないと、こういうふうにいつ言いましたか。よしんば口の中で、言葉で、公共性がない、そういうふうに言ったにしても、それに対して、それが公共性、今の質疑の中で言って、公共性がどの程度あるかということ調べなくてはならないということで提案しているわけでしょう。それで、このところがなくなるか、本当にあるかということなのですが、これはこの後の議論に任せますけれども、要は、公共性というのはどういうことなのかということなのです。それで、千代田町の公共性というのは、千代田町の住民がどれだけ利益になるのか、全体がですよ。ある一部の人の利益になるのではないのだということなのです。

ところが、この補助金をこのまま出せば、少なくとも公益、公共性、これを阻害するものになるというふうに私は判断しているのですよ。それが公共性がないのだというふうに結論づけていないのですよ。その疑いがあると、こういうことで言っているだけなのです。その疑いが疑いだけで終わるのか、それともちゃんと公共性あるのですよというふうになるかは、これからの議論なのだということなのです。そういうことはどうでもいいですけども、それならば、もう3回目ですから、四の五の言いません。要は、では法律的拠点はないということでもいいのですね。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 公共性があるからお願いしているということですよ。千代田町の場合、一部分と言いますけれども、この高齢化社会でどれくらいの人が施設の完成を待っているか、あるいはこれからどれくらいの人がお世話になるか。そういうことを考えて、私は以前にも申し上げましたが、1人でも困っている人がいれば必要なのだと。1人だからいいのではないとか、13人しか待っている人がいないのではないとか、いろいろなことを言いますけれども、それなら、その13人は構わないのですか。町行政として、1人でも2人でも困っている人がいれば、それを救う、それが行政の役目でもあるし、千代田町の福祉の増進につながる、そういうことだと私は思っております。ただ、2年も前から反対して、何のための反対かわかりませんが、立派なものができるのです、もう。来月は竣工式、中を見に行った方がいいですよ、竣工式には当然招待状も来るでしょうから。

私は、提案して、それを認めないような今の質疑だったですけども、私が困るのではないのですよ。町に住んでいる住民が困るのです。それで、個人攻撃みたいなことでいろいろ言われてきましたけれども、千代田町には借金が多い、だからあんなものは必要ないとか、そういう問題ではないと私は思っております。千代田町の発展には、やはり高齢化、あるいは少子化問題、そして安心、安全、この三つが軸でございまして、これを一つでも低下させてはならないと。そういう考えのもとに皆さん方の協力がいただけるならば、当初申請があったとおり1億3,000万円も出せないけれども、その半分ぐらい、半分以下ですか、それぐらいは出してやろうと、そういう気持ちで私は提案させていただいている。それはもう1年も前から言っていることでございますから、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 補助金を出すということは、地方自治法第232条の2に該当する場合、出すということであります。これの逐条解説を読みますと、一部分引用いたしますが、憲法第89条は、宗教上の組織等への財政支出は一切禁じているのに対し、慈善事業、教育事業、博愛事業に関しては、公の支配に属しないものに対する支出を禁じているものでありまして、私立学校振興助成法や社会福祉法等適用のある教育、福祉事業については、公の支配に属しているものとして公金の支出が可能と解釈されているという部分がございます。その点、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）、原案につきまして何点か質疑させていただきます。

今補正予算につきましては、主に東西小学校教室への扇風機の設置事業及び新たに設置されます高齢者福祉施設の補助事業に対する補正予算ということで、現在町が進めています少子高齢化対策や次世代育成支援行動計画の具体的推進策としての補正であるとの認識のもとにお伺いを申し上げます。

この補正により設置されます扇風機は、現在何台計画しておるのでしょうか。また、それは現在使用している教室の全部をカバーできるのでしょうか、お伺いします。

2点目は、高齢者福祉施設への建設補助金であります。先ほどの答弁で、3月の当初予算に盛り込まずに補正としたという理由をお伺いしましたが、金額5,610万8,000円とした理由をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 扇風機につきまして回答させていただきます。

東西小学校に現在三脚足の扇風機がございます。今回天井扇ということで、天井に設置する扇風機なのですが、西小学校に20教室です。そして、東小に7教室、以上です。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 福田議員のご質疑にお答え申し上げます。

補助金5,610万8,000円に決定いたしましたのは、介護保険が始まりましたのが平成12年、それ以降県内で建設されております特別養護老人ホーム、これらに対する市町村からの補助金の推移を調べる調査いたしまして、最近になりまして、県の額と同額程度が多くなってきていると。こういうことがございましたので、町の補助金に関する規則、また補助金交付要綱、これに基づきまして5,610万8,000円といたしましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第34号に対して町長に質疑いたします。

町長は、川島議員に対して公益性、公益性と大変立派なことを言っておりましたが、介護保険の特養設置に対して公益性があると言うならば、どうして町長は議会に相談もなく、事業計画もなく、総合計画にないことを次々と何か既成の事実をつくり上げていって、それでこれは福祉に理解してもらうために出すのだ、出すのだと言っていますけれども、本当に公益性があるのだならば、町長、どうして地域の住民の人たちに説明責任というのですか、そういうことがあるわけですよ。介護保険に私は2年もかけてやっているのですけれども、介護保険法は前にもさんざん言ったでしょう。強制適用の国家による社会保険制度であるから、大きな枠組みは国家によって決められている。その一方で、保険者は市町村であるから、地域保険者として、それぞれの地域において適切に運営され、地域にお

ける介護保険制度、介護保険によるサービスのシステムを住民本位でつくり上げていかなければいけない。地方分権、地方の責任として運営していかなければならない。全国の各市町村が地域に密着した、より質の高いサービスを供給していくことが強く求められている。

町長が、ちゃんとそういう施設が作りたいたいというときには、地域の住民の人たちや議会や、そういう中で相談しながら進めることではありませんか。そのことをおろそかにしておいてですよ、これは公益性があるのだなんて言ったって、聞ける話ではないですよ。申請者に対して、どういう施設をつくったらいいのか、地域の意見を尊重して、よりよい施設をつくり上げていくために、町長はそういう情報を開示しなければならないということになっているのですよ。それをおろそかにすることは、おととしの12月17日の本会議で1時間もやったではありませんか。地域の人たちに、よりよい施設をつくるために、地域の意見を尊重するような方向はあったのですか。何もないでしょう。たった去年の1月19日に20人集まった中で15分ぐらいの説明で、質問も受け付けなくて、それで県の方には、ちゃんとした説明があったというふうに届けられていたのですから。こんなことで何が公益性だと大きなことが言えるのですか。もう長くなりますけれども、やりましょうか。計画審査のときにいかにでたらめがあって、町長が審査で、飯塚生さんのことをよいしょ、よいしょしたのか……

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、簡潔にお願いします。

○9番（大谷直之君） わかりました。こういう中で、町長、あなたが言っていることは、福祉に名をかりて、自分がやるのが全体正しいのだと。議会に相談も何もなくて、急に既成の事実をつくり上げて行って、県の方だってあれですよ、きょうは言う気はなかったですけども、調査特別委員会で言って、平成17年度のしょっぱなに町からの補助金の予定の額をちゃんと文書によって渡されているということを言っているのですよ。だったら、なぜ平成17年の予算議会のときにそれを立ち上げなかったのですか。1年たったのだから、平成18年まで、1年間で、どうしてそういうことを議会でも、地域の人たちにも相談しなかったのですか。

この施設は、新型特養というのは、個室であるために入所するにはお金も大変高いし、実際に4段階あるといっても、80万円以上の所得があると高い方になってしまっているのです。これが本当に千代田町の実情に沿うかどうか。地域密着型の国の方針では、地域の中で、地域の人が助け合いながら、そういう中でデイサービスをやったり、リハビリをやったり、地域の中で支えて、そういう中でボランティアみたいな形でやれば、要支援が要介護にならないように、そういうふうになったときでも、そういう施設で、地域だけで、ほかのところの人は入れなくて、そういう中で、みんなで助け合ってやるのだと。そうすれば安い金で入れるだと言われているのですよ。

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、質疑のまとめをしてください。

○9番（大谷直之君） はい。とにかく公共性があると言うのなら、今までどうして説明をやってこなかったのか、それを教えてください。

1回目の質疑とします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 当初から説明不足だというようなことを言っておりますけれども、これは町の方で計画して設置しているわけですから、当然町の計画に載っておりません。たまたま平成17年ですか、邑楽郡に1カ所、特養を県で認めますよと。そういう話が来まして、それぞれの各種団体の長が選ばれて、そこで審査した。審査の結果、千代田町が選ばれたということです。その後は、県等の指導ですから、町の方は、許可がおりたことと、その後については、町の方は説明する資料もございませんし、民間がやってくれるわけですから、民間の人がうちの土地を使ってください、そういう施設だったら、それで私も金を出しましょうとか、そういうボランティア的な考えのもとに立ち上がって進めているわけです。それに対して町の方も、国、県並みに少しでも手伝いができればと、そういうことで進めていると。開示がなかったと、私も知らないのですから、その後の説明は、国、県の指導のもとにすばらしいものが立ち上がったということです。町の方ですべきことは、土地利用の変更、それと補助金、あとは立派なものをつくってもらって、福祉で困っている人に精いっぱい助けてやってください、そういうお願いだけなのですよ、町の方は。それを町で開示しない、町が説明しない。町が説明するわけがないですがね、町がやっているのではないのですから。そういうことが理解できないでは非常に残念だなと思っています。

以上。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 確かに何回も同じことになりますけれども、町でやるわけではないですよ。ですけれども、町長は、平成17年1月ごろですか、だったらばどうして議会に何も相談なく、福祉のことだから、いいことだと思ったのでしょうかけれども、町からのお金を県の方に幾ら幾ら組んでいるということで、ちゃんとした金額を県の方は教えなかったですけれども、今回の補正より多い金を、資料としてうたってありますということを言ったのですよ、町長は否定しますけれども。これはどういうことなのですか。関係がないなんて言わせませんよ。町長はちゃんと出しているのでしょうかね。

それから、個人でやっていることだから、町は関係しなくもいいのだからと言ってはいますが、個人でやっているといっても、介護保険が絡んでいることですから、いろいろな情報を開示するというのは、普通だったらば当然のことなのです。事業計画もなく、平成16年度、平成17年度は、財政危機突破計画という大変なときにですよ、それを裏で、町長は幾らぐらい出しますよって資料が送られているというのを調査特別委員会で行って聞いているのですよ。何が関係ないのですか。それで、理解が得られないであれだなんて言っていますけれども、計画審査の問題は、確かに表向きは、そういうことになりましたけれども、実際裏ではどういうことがあったか。計画審査員の中に千代田町から2人入っていて、そこで2人の人が町長と真中社会福祉協議会長ですよ。5人の中で2人入っていて、千代田町に申請した飯塚生さんに対して、よいポイントが意識的に行われたと思われる状況証拠、積み上げの証拠がいっぱいあるのですよ、町長。お金が3,000万円しかない人が補助金を一銭も

当てにしなくて、寄附金が2,000万円あったから5,000万円ですけれども、余剰金がいっぱいある大きな施設なんかは、邑楽町なんかは一銭も当てにしていませんよ。

それから、今度の計画は、3年前から事業計画として郡内では邑楽町につくるというのが予定されていたということは、みんな認めているのですよ。ただ、法律に触れない、飯塚生さんは平成16年8月31日に飛び込みで入ってきた。そういう中で計画審査した場合に、ちゃんとした審査項目の中に病院との位置の関係とか、それから設立体制で、職員だの、看護師の配置体制の項目があったけれども、これは審査しないことになっていましたかね。町長が事務局に、これはおかしいではないかと言って、お金がない人はできないのかとか、今まで幾つもやっている人は、事務局だの、看護師だの、みんなそろっているって。病院との関係も、今までやっている人はみんなあると。この飯塚生さんが、この点数を入れないことにならなかったら、これは審査したら、飯塚生さんは点数が上がらなかったではないですか。集計したのを持っているのですよ。一番点数がよかったのは同仁会ではないですか、それでも。

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、質疑を絞ってください。

○9番（大谷直之君） そういう前段の一番大切なこと、そういう中で町長が一生懸命応援して上がってきたということは紛れもない事実でしょう、どこから考えても。そういう中で来たのだから、私は選ばれて、その中で堂々とやって決定したことだと、何回も認めないからですよ。

それから、そういうことで、既成の事実をつくり上げて、もうそこまででき上がっているのだから、出してくれて、そう言われても、町長も情報を開示する、いろんなことで我々が調査した中で、まだまだ本当に調査すればするほどもっと調査しなくてはならないことが出てきてしまうのですよ。町長は、情報を開示しないというのは認めないのですか。もう一回質疑します。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 先ほど邑楽町に決まっていたと、そういう話をこの議会でしましたが、その人の名前を言ってくださいよ。決まっていたら、我々がその後選ばれて審査する必要はないのですから。5名の方がいますよと。5名の方の審査の内容が書いてあって、土地はこういうところですよと。館林市の保健福祉事務所のメンバーで案内されて、それからスタートしたのですから。それはうわさはありませんよ。邑楽町にできるらしいよといううわさはありましたけれども、新規に邑楽町に一つできると。

それで、幾らか余計点数が多かったのではないかと、それは私の考えでつけた点数ですから、あなたに云々言われる筋合いはないのですよ。私の気持ちでつけたのですから、私が調べて。だと思えますよ。点数がよ過ぎたと。そういう問題ではないでしょう、第一。5人いるのですよ。ほかの人は3人いるのです。教授もいるし、医師もいるし、あとは民生委員の邑楽郡の会長もいるし、私が100点満点を全部つけたとしても、ほかの人の意見が違えば、それは許可にならないのですよ。それを余計丸がよかったとか、申請者の金額がうたってあったけれども、それは要望、あくまでも。町の方は、

あくまでも議会の議決を得なければ払えないよと、当初から言っているわけですがね。幾ら要望を出しても構わないのですよ、相手方は。私の方で決めるのではないですから。出したって、議会で議決しなければ決まらないですよとちゃんとやっているわけですから。そういうことに対して何回も決めたとか、開示がなかったとか、もうさんざん言われておりますけれども、私は一貫として、町でやるべきことは、許可になった土地利用の変換、これを町の方で申請して県がオーケーしてくれた。その時点で国も補助金を決定してくれた。そういうことが公共性に非常に乏しい、公共性がなければ許可も出しません。補助金も出しません。そういうことだと思います。

それで、過去のことをいろいろ言っていますけれども、2年も同じことを。私は一貫として、その答弁には、町で関与することは、土地利用の申請、それと補助金を幾らぐらい出したらいいとか、それは議会が、これくらいならしょうがないなと認めてくれる金額がいいのではないかということですよ。当初聞くところによりますと、申請要望書は、町の近隣で見て、あ、これくらいなら出るのかなということで要望書へ書いたらしいです。町の方で多かったから云々ではないのです。議会が決定してくれなければ、反対すると出ないのですから。そういうことを十分理解して言っていたかないと、これが書いてあったから、では議会は出すのですか。出さないのだったら文句言う必要もないし、と思いますよ。さんざんつばら文句言って、できれば悪いみたいなことを言って、最終的には否決ですか、わかりませんけれども。千代田町が福祉の後退にならないように、よく考えて対処していただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 町長が言った中で、私の発言のミスがあったとすれば、予定されていた、決まっていたわけではないのですよね。邑楽郡内で邑楽町に予定されていた。だからこそ4人の申請者がみんな邑楽町に出したわけですよ。千代田町が平成16年8月31日、飛び込みで入ってきたということで、それで結果的には11月ですか、確定して。それで、郡内の首長、町村会長の襟川町長、それからそのとき副会長の斎藤憲町長、それに久保田文芳町長、久保田文芳町長は異議申し立てか何か書いているし、県の方に2人の人は、おかしいのではないかと電話しているってことを私はちゃんと確認をとっているのですよ。つまり、町長は、100点をつけるとかなんとかと言っているけれども、町長は自分で知っているでしょう、計画審査員やっていたのだから。満点が最高で、それは幾つもないのですよ。5点、3点、満点で。総トータルで100点の点数をつけるのですから、ポイントを上げるのに。町長は自分でポイントをつけたのでしょうか。その中で飯塚生さんの借入の償還能力、償還計画は適切かというので、資金の、お金のない人が、調達能力1点しかつけられない人が、後半になったら、この人が一番いい点数をとっているのですよ。前さんざん言ったでしょう。町長は、そのときばかりで、うまく言い逃れようとしていても、こういう事実のことを持っているし、私が言ったことは間違っていないでしょう。町長は委員会で言ってしまったのだから。読み上げましょうか、どういうことを言ったか。みんなが聞いているから。今まで特養をやっている人が、続けて申請する人が、どちら

かという有利、経験とか、スタッフがいるとか、まだ決まらないうちに事業を既にやっているところは、そっくり役員さんがいるわけだから、金を持って現金の人は5点入る、そういう申請の仕方おかしいと思うから、質問したのです。これは事務局に質問したということですよ。これは金を持っていて特養をやるような人でないとできない事業、借りてでもやりたい人の気持ちがあるわけだから、その人はどうなんだい。現在事業をやっている人の計画審査に有利に運ぶようだねと事務局に質問しましたと……

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、質疑なので……

〔「議事進行」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） それが大事なのです。そういうことを言って、ここの調査が外された、これは事実でしょう。そういうことがあって、そういう中で町長は、県と申請者でやることだと言っているけれども、県の方へ行くと、町の方でよく話を聞いてくださって。町長は勝手につくって、申請してきて、それで今度は既成の事実ができれば、町にそういう施設をつくることは福祉に対してとてもいいことだから、大切な税金も援助しようって。でも、確かに、それはそれで結構ですけども、適切な運営ができるかどうかだの、いろんなことの心配を町長だったら幾らかでも気を使って、本当にやれるかどうかというのを。そういう気持ちで接するふうなやり方が当然でしょう。だって、介護保険、自分の金ではないですよ。町の税金が絡んでいて、国の税金も県の税金もみんな絡んでいるですよ。同意書をとるとか、公聴会をやるとか、そういう指導をおろそかにしてきたというのは、私たちが県に行って話を聞いたときに、県の方から町の方にそういう指導があったでしょう。私たちは5回も6回も県に行っているのですから。そんな100点をつけるあれがするだのって、私は、そんなことは全部知っているのですよ、だれが計画審査員になっただの、だれが……

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、質疑についてまとめてください。

○9番（大谷直之君） だから、これが適正かどうかというときに、町長が自分でそういう判断をして、普通ならみんな賛成多数で通ると、まあそういうふうに思ってたって、今までがそうですからね。そういう中で進んできたのかって考えているから言っているわけですよ。こんなことは普通だったら、皆さんの前で堂々とこういう施設をつくりたいのだとか、それよりも地域密着型のミニ特養とか、そういうのが補助率も高いし、町に安く入っていいのではないかと、そういう話し合いの中で進んできたのなら何も言いませんよ。決して福祉に理解がないわけではありません、私も。町長、情報の開示が、勝手に民間と町がやるわけではないのだと、関係ないのだと、県とやってきたことなのだから最後まで言い切れるのかどうか、教えてください。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 何か邑楽町に決まっていたのが千代田町に来るのはおかしいみたいな話ですけども、我々に寄せられたのは、そういううわさは聞いていたけれども、新しく邑楽郡に一つできるのですよということで、邑楽郡の各種団体の長を選んでくださいと。私は、たまたま邑楽郡の町長

の代表で審査員として選ばれたのです。だから、その時点では白紙で、5人の申請者がいますよと。それに対して審査をしてくださいと。私なりに点数を入れたのですから、どこが悪いのですか。あなたにとやかく言われる筋合いはないですよ。

それで、民間が千代田のここへつくりたいのですよと県に申請するのです。町に申請するのではないのです。町の方は、県の審査員で審査した結果、千代田に決定しましたと、こういう通知が来るだけです。その当時からあなた方は県に行ってどうのこうの言っていたではないですか。だから、大変だったでしょう、あれは。つぶしにかかっている人がいるのですから、実際に。何で福祉をつぶすのかわかって私は考えられなかったのですけれども、あれは施設ではないのではないかと。私が何か持ってきたみたいな感覚で、私を個人的に、まあどういふ考えでやっているかわからないのですけれども、個人的ではないのですか。私が持ってこなければすんなり通ったって、この前も言っていましたかね。私が審査員でなければ問題なかったって、はっきり。

そういう問題ではないのですよ、これは。困っている人が、いかに助かるか。雇用問題もそうだし、食料だって町からとれたものをちゃんと使うと、それらもうたっていますし、いろいろな面で、千代田に先般工場誘致と言いましたけれども、工場ではなくて、ああいう福祉施設を誘致しなくても、先方からここへつくりたいと、そういう気持ちでつくってくれたのです。私は、決定するまでは、県主導でやっていますから、口出しするものではないから、じっと我慢していました。しかし、町でやるべきことはちゃんとやって、土地の利用委員会にかけてもらって、オーケーしてもらって、農業委員会でやはりオーケーしてもらった。それを県も国も認めてくれたのです。それが公共性だということです。

それで、開示しろ、開示しろって、私がやっているのではないので、それくらいしか町の方には流れてこないのです。どういう開示をするのですか。流れてきたときは、県から千代田町に決まりましたというときは、ちゃんと議会の皆さん方にお知らせいたしました。それくらいしかできないのですよ。みんな集めてどうのこうのと、町でやっていることではないですから。福祉法人という一つの法人の、千代の会というのですか、そこでやっていることなのですから。それに対して私がどうのこうのと言う筋合いはないでしょう。一般の企業だって同じですよ。企業が入ってきた、それに対してどうのこうのって、土地利用委員会だとか、そういうものまで、これは法律で決まっていますから、町でやるべき仕事なのでやらなくてはならないのですよ。それ以上やれることは何もありませんがね。知らないのですから、私は。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について質疑させていただきます。

三つほどございます。まず一つ目として、千代田町に最初に開設した特別養護老人ホーム「COMハウス」の運営母体である社会福祉法人もくせい会に対しては、用地取得費、利子補給等土地造成費、建設補助金等々ございますが、約3億7,000万円の補助がなされた上、現在も7,700平米の町有地が無償で貸与されていると認識しておりますが、間違いはないのか、お答えいただきたいと思っております。

二つ目でございます。COMハウスの運営母体であるもくせい会の理事に千代田町関係者としてニューウエーブの会の関係者が就任していると聞くところでございますが、間違いはないですか。また、その他で本町関係者がおりますか。評議員は何名でありますか、お尋ねいたします。

三つ目の質疑でございます。現在新築中というか、建設中のそよ風の運営母体である千代の会の理事に本町関係者は何名おりますか。また、評議員の方は何名おりますか、こちらについてもご答弁お願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） COMハウスの関係でございますが、措置の時代につくりまして、現在無償で貸し付けをしております。財政が厳しい中で議論されてはおりますが、地代等いただいております。ということも出ておりますので、今後検討していきたい。

それから、役員構成の関係のお尋ねでございますが、ニューウエーブの会に所属されている方が入っているかどうかというようなことございましたが、入っております。役員の人数につきましては、理事が8名、評議員が7名、それと監事が2名おります。

それから、現在瀬戸井地内で建設が進んでおります特別養護老人ホーム「そよ風」の母体であります社会福祉法人千代の会、こちらの役員につきましては、理事が7名、監事が2名、評議員が8名でございます。このうち町内の方が12名入っておるようでございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） ありがとうございます。

それで、先ほど課長の答弁にもございましたが、財政危機突破計画という中で、いわゆる収入を増やすためにも、無償で土地を7,700平米ということで貸与、貸し与えているということになるわけですが、今後は収入を増やす、千代田町株式会社の発想も大事かと思っておりますので、ぜひこれからは、その辺のご検討をしていただくようお願いしたいと思っております。

それと、できれば氏名等は、きょうは無理かと思っておりますが、そういった情報開示の意味からいっても、氏名については、後で公表いただきたいと思っております。それについてご答弁をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 個人情報保護条例、あるいは個人情報保護法等の兼ね合いがございますので、両法人に確認の上、出してもいいという話でございましたら、ご提供したいと考えております。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 今回の特別養護老人ホーム「そよ風」の委託先といたしますか、入所者が病気になったときにおいて、どちらの病院と契約といたしますか、約束して、そちらに入院、あるいは治療されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時59分）

再 開 （午前10時03分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 大変失礼をいたしました。

私が持っております審査資料の中に提示がございませんでして、当初新橋病院のようなことを聞いておりましたが、確認をいたしまして、提携先は新橋病院、それと新邑楽病院とのことでございます。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） COMハウスとそよ風、二つの施設に対する本町関係者の雇用者数及び雇用予定者数を伺います。

それから、2点目として、二つの施設ができることにより、質の高いサービスの競争となり、千代田町の福祉にとって大変増進されると思いますが、本町民の入所者数及び入所予定者数ですか、それにより入所待ちの方がどれぐらい減るのか、伺いたいと思います。

それから、公益性に対する検証ですが、県内における特別養護老人ホームに対する自治体からの助成の実態を明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 雇用されている職員の数、両施設をということでございます。もくせい会が現在80人、職員がおります。うち12名が町内者でございます。千代の会の方では、現在のところ51名予定をしております、27名が町内の採用内定者ということでございます。

それから、待機者の関係でございますが、まだ平成18年5月1日の数字が県から発表されておられませんので、平成17年5月1日、40名でございます。

それと、公共性の議論がされておるわけでございますが、町長の答弁の中にもございましたとおり、公共性がなければ国、県も補助金なり、交付金を出しません。また、借入れが福祉医療機構という方の借入れがございしますが、こちら一般の企業あてには出しておりませんので、公共性につきましては、あるという理解をしております。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 補助金を出すことによって町内の方を優先してお願いしてくれということが言えると思うのですけれども、その辺の認識はどのように考えていますか。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 入所者の関係につきましては、補助金は直接は影響しないと思います。各施設で入所判定委員会、こちらを開催して、順位を決め、入所を決定すると。ただし、緊急的に行政側にどこか探してほしいというようなものが出た場合に、果たして施設側が受けてくれるかどうかというのは出ようかと思えます。入所判定につきましては、県の方から指針が示されておりまして、A、B、Cグループ分けをして、Aグループから入所させるということになっておりますので、そちらにつきましては、補助金には関係なく選定がされると信じております。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 私の方からは二つだけお尋ねします。

COMハウス、町内にある同じような施設なのですが、に対する県、国の補助金の額と、そよ風に対する国、県の補助額は幾らなのか、お尋ねします。

それと、私は大変メリットがあると思っています。町当局として、そよ風が開所の折、メリットをどう考えているか、お伺いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） COMハウスが建設されましたのは平成5年でございます。このときに国及び県、この当時は国も補助金でございましたので、国、県補助金で4億847万7,000円出ております。町につきましては1億7,000万円の建設補助でございます。このほかにCOMハウスには利子補給分として2,500万円が町の方から出ております。それから、今回のそよ風につきましては、国が交付金にかわりまして、国、県の補助金を合わせまして1億6,832万6,000円で交付決定がなされております。

それと、施設ができた場合のメリットでございますが、各施設、現在デイサービスとショートステイをやっているわけでございますが、平成5年当時は、地元へできて地元の方は近くていいかなというふうな考えで私どもおったのですが、あの当時は、まだうば捨て山的感覚がございまして、地元へ来ると恥ずかしいような、そういう風潮もございまして、その当時の方、桐生とかに入っておる方もおりましたが、声をかけても地元へは行きたくないと、そんな時代でございました。しかし、最近は家庭状況、世間の状況等も変わっておりますので、できるだけ近くの施設に入りたいというのが心情かなと。これが町内にできることによって2カ所になりますので、町内の方は、ほぼ町内入所、できるだけ近くで、また近ければ家族の方も面会に来ていただけると、このようなことがありますので、それらがメリットかなと考えております。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） COMハウスに対する県の補助金が、ちょっと答弁なかったと思うのですが、
れども。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 国、県合わせての数字でございます。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） さっきの柿沼議員の質疑に関連するのですが、今現在緊急に入所したいという方が町内におるかどうか、お尋ねします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 私どもの方には、お願いはじかには来てございませんが、平成17年5月1日現在でAグループに判定されている方が10人おりますので、この方が緊急度が高いということで判定をされております。

○議長（小沢惣一君） 13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 13番、野中であります。議員の中で一番年輩者で、あしたにでも世話になるような状態であります。しかし、今のところは、まだちょっと元気しておりますので、大丈夫ですけれどもね。

福祉というものは大変な事業であります。私は、平成4年に議員に当選して以来、福祉をずっとやってきました。ある総務課長が、福祉に対して一般質問、野中君ぐらいやっている人はいないなというぐらいに福祉の充実を訴えてまいりました。しかしながら、今度の特養については、先ほど川島議員、あるいは大谷議員が言われたとおり、いろんな問題もあろうかと思えます。また、飯塚氏の平成18年度資金収支計画明細書にも、我々が要求した明細が載っていないということで、継続審査ということになったわけでございます。

私としては、決して最後まで金を出さないのだという考えでいるわけではないのです。今いろいろな人に聞いてみると、議員の方がおっしゃっていました。あるいは福祉課長も答弁しておりましたが、大変困っている年寄りも、この町にも多いです。私のおやじが昭和40年代だと思えますけれども、亡くなりました。痴呆症になり、それこそその当時は施設がなかった。では、だれが世話したか。家で嫁と私が、私は自営業で、建設業をやっておりましたから、電話がかかれば、すぐに家に戻ってみると、トイレへ行くのが間に合わなくて、こたねて頭をなでたりなんだりして非常に大変な時期を1年ばかり過ごしたことがあります。それだけに福祉には非常に関心があります。しかしながら、まだ本当に調査の結果、これでいいのだという調査がまだできておりません。ですから、我々は金を出さない方へ反対だと、あくまでも最後まで、それをやるつもりは決してありません。

それで、この間、飯塚氏に聞きましたところ、介護する人の契約は、まだしていない。では、先ほど町長が言ったように、すぐにでもオープンになるのだというときに、介護する人を募集して、研修

もしないで、すぐにでもその人たちが介護ができるのか、そういう心配もあります。ですから、そういうものもきちんと飯塚氏にやっていただいて、どうしても建築費が足りないのだと。だから、町で骨を折ってくれというような細かい明細を出してお願いしていただければ、皆さんも納得するのではないか、私も説得します。

そういったことで、いろいろな問題もありますが、今学校の方の扇風機の取り付け、取り付けばかりではないのです。屋根も傷んでいるです。ですから、介護の方をちょっと待ってもらって、こっこの学校の屋根の修理を、できないけれども……

[何事か言う人あり]

○13番（野中角次君） わかっているのだよ。わかっているのだけれども、その方も考えてくれればなということなのです。

○議長（小沢惣一君） 野中議員、質疑に入ってください。

○13番（野中角次君） そういったことで、私がくどくどこまで言わなくても、皆さん福祉のことに関しては、みんな勉強していると思います。しかし、自分の親をそういった形で世話した人は、なおさらわかっていると思う。だから、一日も早くオープンして、立派な介護士が来て、それで介護してもらえば一番いいかな。それには、やはりまだまだ細かい点が、納得のいかない点があるから、それを調査しての結果、考えますということで、最後まで金を出さないとは、私たちは言っていません。

○議長（小沢惣一君） 野中議員、原案に対する質疑はないのですか。いいですか。

○13番（野中角次君） 別にあれだよ。

[何事か言う人あり]

○13番（野中角次君） 介護のことで言っただけのことだから。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 以上で原案に対しての質疑を終了いたします。

次に、修正案に対しての質疑を行います。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） これを見ますと、原案を修正し、福祉に対するところの補助金を出さないということでもありますけれども、その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 柿沼議員の質疑にお答えいたします。

最初に言ったとおり、現在調査特別委員会で結論が出ていない、こういうことでございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） では、結論が出ましたらば、仮に出すことに対して正当性がある、あるいは有効性があるということが確認されたらば出すことになるわけですか。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） お答えいたします。

今まで言っていたとおり、その後のことは考えておりません。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 町の福祉政策に対する、増進策に対する答弁として非常に不満足な答弁でありますけれども、その後のことは考えていないということで、本当に町民をばかにしたことだと思います。今後のことは考えないけれども、反対するのだということにとられますけれども、どうですか。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 何か質疑者は履き違えているのではないかと思いますね。反対するとは言っておりません。それでは、ちょっと説明というのではないのですが、私なりの考えを申し上げます。

社会福祉法人、ここで資料を出していただいたものがございます。これの内容を見ますと、平成18年度資金収支計画明細書、こういうものが出ております。現在これを見ますと、法人は企業能力が非常に高い、経営能力が高い、こういうことが判断されるわけです。では、どういう結果が出ているかというと、2,764万6,000円の黒字ということが出ております。非常に企業努力をなさっているなと思います。ですから、現在は、この法人は、まだ県といろいろ協議している段階だと。全体が終わったわけではない。建設は終わったのだと思いますけれども、予想されますけれども、全体の経費状況は、まだ終わっていない。また、今後の内容、これはまだ結論が出ていないところでございます。緊急性があるのでしたらば考え方も違いますけれども、いろいろ調べさせていただいている調査特別委員会の報告持ち、ないしは県の方で町に指導しに来たときは5,610万8,000円以上の指導内容の話も聞いています。できればその県の意見、町の意見が我々に提示されれば、また検討したいと、こういうことです。ですから、修正案については、柿沼議員が適切ではないと、こういうふうに私は判断いたします。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） これの提出者にご質疑いたします。

今回の補助金5,610万8,000円につきまして、どうしようかという特別委員会、先ほどから何回も出ていますが、特別委員会がつくられておりまして、その特別委員会のメンバーというのは、今回

発議者として出されました方々だと見受けられますが、私は、この特別委員会は傍聴させていただいております。大変いつもお世話さまになっております。その中で見ますと、今回ゼロ円にしてしまった。ゼロ円にしてしまったという根拠が、特別委員会でまだ結論が出ていない。傍聴者の私から見ると、この特別委員会というのは、だんだん深みに入っていこうではないかというような進め方をしているような感じがする。

そういう中で、結論が出ていないものをゼロにしてしまいたいというのは、これは大変不当な考えではないのですか。金額は全然出ていないのでしょうか、どういうふうにするか。その中でゼロというのは、どういう考えのもとでゼロにしたか、お答えもraitたい。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） お答えいたします。

委員会とこの動議は一切関係ありません。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 今回この修正に対する動議を出してあって、先ほどどなたか議員が質疑したとき、委員会で決まっていなかったからゼロにしたという答えがあったと思うのですが、そういう中、もし関係ないというのであれば、ではなぜゼロにしたか、率直にお聞きいたします。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） お答えいたします。

冒頭にも言ったように、特別調査特別委員会が結論に達していないということで、この修正動議を出したと。委員会の結論があったからとか、そういう問題は委員会に聞いてください。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 発議者にもう一度お聞きしますが、私は、委員会で結論を出したからどうの、発議者の黒澤議員が、委員会では結論が出ていないから、それはわからないと言っても、それはどっちでも構わないのですが、発議者である黒澤議員に対して、では委員会は関係なく考えてですよ、ゼロ円にしたという根拠、補助に対する。なぜゼロ円になってしまったのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） お答えいたします。

冒頭に言いましたが、調査特別委員会で結論に達していませんということで、しかし行政を停滞

させてはいけないということで、修正案を出したわけです。それで、5,610万8,000円がなぜ出るかということは、まだ出せるかもわからないし、その辺は我々も努力する。とりあえず私は、修正動議に同意してくれと、こういう話ですので、よろしくお願いします。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

[12番（青木國生君）登壇]

○12番（青木國生君） ただいまの修正動議に対しまして、提出者の黒澤議員にお尋ねしたいと思います。

ただいま修正動議提出の理由といたしまして、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の調査が不十分であるということを挙げられておりましたが、この調査特別委員会は、議会初日の9日に本議案第34号の一般会計補正予算案の提案を受けて、議員発議によって賛否7対7の同数のもと、議長裁決によって決まった調査特別委員会であります。このことは、すべての議員をご承知のことと思います。そして、原案には、当初から東西小学校への扇風機の設置案、これが盛られていたわけでございます。言うなれば、早急に結論を出すことが強く求められていたというよりも、義務であった調査特別委員会であろうというふうに思います。しかも、10日間の会期の延長も図られております。しかし、この10日間延長したあげく、修正動議を提出した。しかも、本来ならば、委員会の中間報告を行い、各議員の了解を求めた上で修正動議案を出すのが本来の姿であろうというふうに思います。

そこでまず、提出者の黒澤議員にお尋ねしたいと思います。ただいまの質疑の中で、あなたは先ほど何枚かの調査特別委員会の中の資料をたしか読まれたように思います。そして、調査特別委員会とは関係ないというお話をしております。あえて私は、調査特別委員会の副委員長であります黒澤議員、黒澤議員が副委員長という立場になれば、本来は、この席で調査特別委員会の件についてお尋ねすることは妥当ではないというふうに思いますけれども、先ほど申しあげました調査特別委員会設置の趣旨をあなたはどのように考え、また10日間の延長の中で、委員会としてどのような調査を行い、どのような調査をこれからまたしていこうとしているのか。そして、いつまで調査をしようとしているのか、まずお尋ねしたいと思います。

[「休憩動議」「議事進行」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） お答えいたします。

青木議員が、委員会がどうのこうのと言っていますけれども、私は、ここで委員会に関して言う義務はございません。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

○12番（青木國生君） 今は決まったようなご返事かというふうに思いますけれども、委員会とは関係がないというご返事でした。

それでは、提出者の黒澤議員個人としてお尋ねいたします。

[何事か言う人あり]

○12番（青木國生君） ええ。黒澤議員という形の中でお尋ねしたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本案は一般会計補正予算案の提案に伴い設置されたこと、これは何度も申し上げますが、ということは、最初から早急に答えを求められていた委員会ということでございますが、その辺についてどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 青木議員にお答えします。

個人的な意見は、ここでは言いません。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

○12番（青木國生君） 公人か個人かということになりますと、いろいろの面で問題を呈してくる。また、この件で、これ以上追及しても時間がむだになるということでございますけれども、ただ、私は修正動議を提出した議員の皆さんに、それならば、なぜ最終日、16日に修正案を出さなかったのか。そうすれば、これは再議という問題は執行部の問題でありますけれども、いずれにしても16日の日に結論が出ていれば再議という形の中で、あるいはもっと早く結論が出て、小学校に対する扇風機の設置も実施に移られたのか、それは残念なことでございます。

ただいま私が予測することは僭越かと思いますが、もし修正案を7、7の1ということになりますと、否決かなという観測もあるわけでございますが、否決された場合、再議に出される。

[何事か言う人あり]

○12番（青木國生君） そして、いえ、これからあなたに質疑いたします。ということは、時間ばかりがかかって、小学校の扇風機の設置の時期も逸する。また、特別養護老人ホームに対する補助金の問題についても先送りされる。何にも解決しないで、この6月定例会は終わるということになるわけでございますが、その辺提出者はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（小沢惣一君） 発議者、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） お答えいたします。

青木議員が調査特別委員会がどうのこうの、それは調査特別委員会の委員長に聞くのが筋だと思います。それから、施設の件なのですが、先ほども言いましたけれども、設置者がいろいろ努力して頑張っていると、緊急性が高いとか低いとか、そういう問題ではないのですけれども、やっていけると、

現状では。ですから、ひとつ頑張っていたら、その後はまた議会として大いに支援するべきではないでしょうか。

以上です。

[「休憩」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 以上で修正案に対する質疑を終了いたします。

審議の途中でございますが、11時まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

討論を行います。

最初に、原案に対しての討論を行います。

先に反対討論の方ありますか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 原案に対しまして反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず第1に、町側といたしましては、町の補助金、公益があるからということで、補助金を出すということでもありますけれども、その基準が明確ではないということでもあります。公益性があるかどうかという点、この点が非常に重要な問題であるわけですが、この点が、千代田町の人々がどのくらいこの施設にお世話になるか、これがまだ明らかでないというのが調査特別委員会の中で、結論は出ておりませんが、ここの点でストップしております。これは私が質問したことから、言えることでもありますので、ご了解をお願いします。要は、公益性があるというのは、千代田町でどの程度お世話してもらえる人がいるのか、こういうことでもあります。そして、町が基準をつくるべきであるというのは、その建設補助ということではなくて、千代田町の住民が、ここにお世話になる、こういう介護老人施設、こういうところに何人の人がお世話になるか、こういうことに対して福祉基金は使われるべきであるということです。したがって、要は千代の会に建設補助金を出すのであれば、それはもくせい会に出しているから、こっちに出すという問題もありますけれども、私が言いたいことは、お世話になる人に対して、何人お世話になるか、これについてちゃんと補助金を出すべきである。それで、その基準はつくらなければならない、こういうこと言っているわけでもありますけれども、本当に千代田町の人が入所できるのかどうか疑問であるという点であります。その点は次に申し上げますが、ホテルコストであります。

ホテルコスト、これは建設当初1万5,000円で県と約束をしているわけでありまして。ところが、今回の調査特別委員会に対しましては6万円も取ろうと、まさに詐欺的行為をやろうとしているのです。これが明らかに、その本人が、千代の会側が出しているのです。そんなことできないでしょうというふうに思いますが、ここはできてしまうのだそうですよね、皆さん。県が1万5,000円でホテルコストを約束しておいて、ちゃんとこの間守らせますよというということによって、最近になって施設側も言いました。介護保険法が変わりましたから、だから6万円取りますというふうには言いませんよ。それを遵守して、介護保険の変わった分を遵守してやるということで、6万円ホテルコストはいただきたいという資料を私たちに出したわけでありまして。これは事実ですからね、間違いありませんよ。いいですか、皆さん。この施設をつくるのに、1万5,000円のホテルコストでやって、いい点数をとったのですよ。それで、点数をとって建ててしまったら、今度は6万円いただきますと、まさに詐欺ですよ、これは。これが明らかになれば、県もそれは認めるかもしれませんが、そんなことをやれば大変なことになりますよ。どういうふうにするかということ、こういうことなのです。変更申請を出すのだそうですよ、施設側は県に対して。変更申請を受け付けるか受け付けないかは県ですよ、町長がよく言うように県がやっているのだからだと。そして、県がオーケーしたのだから、それでいいのだと。それでは、皆さん、いいですか。今回この千代の会側が1万5,000円を出したときに、ほかの施設は3万円を出しているのですよ。3万円でぎりぎりだと。それなのに1万5,000円だから、それだから福祉に理解がある、こういうことでいい点をとった。それで、3万円が排除されて、1万5,000円が採用されたわけですよ。

そうしますと、採用された方が、この3万円を超えて倍も取るというのですよ。6万円も取るというのです。これで入る人がいれば、まだいいのですけれども、残念ながら、今言いましたように、ほかの施設で3万円しか取らないところ6万円も取ろうというのでは、今さら入る人だってちゅうちょするというふうに私は考えるのです。したがって、まだ施設が、千代田の人が何人お世話になるかわからない、お世話するかわからないと自分でも明らかにしているのです。それなのに5,610万8,000円だけ先走るといふことはあり得ないのですよ。そこところが、今回の公益性の問題、こういうことなのです。それで、皆さん、私個人は最初言いました、公益性はないどころか、公益を裏切る補助金であると言わざるを得ないのです。私は、ここは断じて自信を持って申し上げます。こんなことが、今の時点ですよ、調査特別委員会が途中までしか聞いていない時点で、断じてこれは公益を裏切る、こういう補助金であると言わざるを得ないということでありまして。

そして、決定的な密約の問題、これが決定的な資料、あったかなかったかを明らかにする資料を、当初申請者が県に出した概要が、これをあくまでも出さない。それで、これについては、その概要書の中に今言ったホテルコスト1万5,000円、また町補助金1億5,000万円、これが持っている可能性があるということでありまして。したがって、その辺がまだ、1億5,000万円というのは認めているのですよ。1万5,000円も認めているのですよ。ただ、それが概要書に載っていたかどうかというの

は、それを見なければ確かめる証拠はないと。ただ、言えることは、1億5,000万円については、千代田町の福祉課長が平成17年9月13日に1億5,000万円であるということを認めた、こういうことを公式の場で明らかにしているということでもあります。

そういったことで、もくせい会に3億何がし出したからと言いますけれども、これは措置の時代というのは、一般財源、一般の税金で介護をやるべき時代ということなのです。この違いなのです。今は介護保険という保険と国のそういったものでやっている中での違い。ですから、国から地方に対して交付金という形で来ていたのですよね。あるいは基準財政需要額の中に入れると、そういったことの中で交付金というのが来ていたわけですから、そっくり町が3億7,000万円出したのではないのだということなのです、もくせい会に対しては。それが明らかになったのは、先ほどの中で1,700万円と2,500万円ですか、これが町から出されているということでもあります。

それから、結論といたしましては、町長は子供に対して小遣いをやるかのごとく、その公益性があるから、だから無基準で補助金を5,610万8,000円出しましょうと、こういうことを言っているのと同じなのです。これに対して施設側は、子供が親に小遣いをせびるかのごとく、貢献をするから、だから補助金を出してくれと。COMハウスのときに出したのだから、当たり前でしょう、こういう態度ですよ。概要書は出さない。本当にその密約があったのかどうか、明らかにする、その証拠となるべき概要書を出せないということは、これは逆に言うと、私個人は、もうそれを認めたものだというふうに考えております。そのような点から、今回この原案に対して反対をすることは、町長も青木議員も言うておりますけれども、このまま反対をすると扇風機を後回しにするという、こういうことになりますから、私はそこで言わせていただきます。本当に扇風機が学校に必要なというならば、5,610万8,000円そっくりエアコンにしまいなさい。これが私の主張であります。金がない、どこにあるか。これは財政調整基金にあります。そういうことでもありますから、私は学校のそういった対策をおくらせる、こういうことではない、このように考えているわけであります。

以上、原案に対しては、公益性を裏切る、そういうものであるということを申し上げ、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） 次に、賛成の方の討論はありませんか。

4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 川島議員の方からいろいろ問題が提起されましたけれども、私が調査特別委員会を傍聴席で聞いておりました、1万5,000円のホテルコスト、あれは川島議員が言っているような問題ではないと思います。それで、私は賛成の立場から討論いたします。

議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして賛成の討論を行いたいと思います。私は、町の福祉を増進し、住民の生活をよりよいものとしようとする本補正予算案につきまして、もろ手を挙げて賛成するものであります。財源としまして、地域福祉基金を取り崩して群

馬県と同額の建設補助金を出すという町の案に対しまして、そのとおりと申し上げたいと思います。お金というのは、幾ら貯金していても使わなくては何の意味もありません。生きた金を使ってこそ大きな効果があるものと考えます。今回の特別養護老人ホームへの補助金支出につきまして、大賛成であるということを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 原案に対して反対討論のある方ありますか。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第34号に対して原案に反対討論をいたします。

なぜ反対討論かと申しますと、公益性という問題で、町長が言っていることと私が言っていることがかみ合いません。公益性があるからこそ情報開示、地域の人たちにどういう施設がふさわしいのか、地域の要望を聞き入れながらやるということを指導する立場にあるわけです、町長は。それを全く県と申請者でやることだというふうに言っております。だったらば、どうして町長は補助金を、お金はわかりませんが、県の方に、議決で可決されたらば、このくらい出しますよと言っておりますけれども、そういうことをどうして出せるのか。

もっと私が不審に思ったのは、町長は計画審査員に選ばれた中で、県に提出された5人の概要書をもとに計画審査するわけです。その中で町からの補助金1億5,000万円がうたってあるということは、今までのことで、事実曲げようがないと思います。そういう中で町長は、それを計画審査員をやっているから、認めているわけなのですよ、計画審査の中で。1億5,000万円入っているのが。これはまだ議会にも相談してないよ、そんなには出せないよと思うのだったらば、何かのアクションを起こすべきなのですよ。それを認めて、町長は飯塚生氏によい点を、お手盛りのポイントをつけていったというのが、私のいろいろな積み重ねで明らかなのですから。ですから、町長が本当に公益性と言うのだったらば、そういうことを含めた中で、ちゃんと情報開示すべきなのですよ。知り得る立場で、相手に対して自分が、町長しか知り得ないことをやって、それでその人を応援すると思われる行動が明らかになれば、これはインサイダー取引ではないかと思えますよ。そういうことも含めて、この施設が本当に適切にやっていけるかどうか、そういう心配がなかったらば、2,000万円でも3,000万円でも5,000万円でも、私たちが出しますよということになりますよ。反対するから、高齢者福祉に理解がないのだとか、そういう問題ではないのですよ。

そういうことを議員諸兄の皆さん、よく今までのことを念頭に入れて、それから気がついたので、申しわけないですけども、措置の時代のことと今の時代のことをよく認識していない方がいるのかなと思うのですけれども、今は民間の活力を利用するために、そのことでみんな民間の4分の3は、今はそういうあれなのですよ、県、国の、ではない、自分自身のお金で、補助金は4分の1なのですよ、そういう時代になったのですよ。今こころ辺見ても大泉町は2,000万円でしょう、最高額出すのが。太田市だって新型特養に1円も補助金は出していないのですよ。邑楽町もそうですよ。今できよ

うとしている明和町だってそうですよ。今は、そういう時代ではないのですよ。民間の活力、一生懸命民間でやりたい、一生懸命やる人を育てようという、そういう時代なのです。その認識をぜひ皆さん頭に置いて反対していただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 賛成の方の答弁はありますか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）の原案につきまして賛成の立場から討論いたします。

本補正予算の最大のポイントは、瀬戸井地区に建設が進められています特別養護老人ホームに対しまして、千代田町として援助するということでありまして、千代田町の老人福祉事業、また介護事業が、さらに充実するとともに、他の自治体よりも、この千代田町の福祉が大きく前進するということでもあります。少子高齢化という日本が今まで経験したことのない時代を迎え、2005年の合計特殊出生率1.25というような過去最低を更新している、この時期、今参議院の本会議においては医療制度改革関連法が可決、成立いたしました。今後は、高齢者にとってさらに厳しい負担が課せられることは間違いない事実であります。しかし、これも少子化なるがゆえの高齢者負担の増であると一応の理解はしなくてはならないと思います。今後高齢者を取り巻く環境は、なお一層厳しさを増すことと予想されるものであります。

このような状況の中、我が千代田町においては、高齢者福祉の充実のために特別養護老人ホームが建設運営されることは、既存のもくせい会、また新たに千代の会が、町の高齢者福祉事業を推進し、発展させていくということでありまして、介護を要する高齢者、またその家族にとっては本当にありがたいことだと思います。町として、群馬県と同額の5,610万8,000円の補助金を出すということは当然のことであり、できればもうちょっと私としては多くても当然なのかなと感じております。そう言うものの5,610万8,000円、これは大変な金額です。町の方々の大切な血税の一部というのは、私は十分認識しているつもりでおります。十分認識した上で考えても必要な補助金だと考えられます。千代田町の議会でも、よく発言されている言葉で、必要なものと欲しいものは違いますよ、そうよく言われておりますが、まさにそのとおりで、必要なものと欲しいもの、これは当然違いますよ。必要だから金を投じるのであって、ただ、欲しいからとやみくもにやったのでは、さっき川島議員の討論の中にもありましたけれども、本当に必要なら扇風機ではなくて5,610万8,000円分エアコン買うに使ってしまえ、それがむだな金の使い方、そういうものではないのですよね。

[何事か言う人あり]

○5番（細田芳雄君） そんなことはない。今ここで福祉事業が千代田町で前進していかなければ、この町の家庭の安心した暮らしというのは考えられない時代にもう入ってしまったのですよね。どこの家庭でも老人を抱えていれば、こういう施設は必要なのだな、そう感じると思います。

それから、では、老人がいない方はどうするのだ、これは若い人だけの家庭も随分あると思いますよ。だけれども、幸いにして病気をせずに時日が流れていけば、その家庭も年老いた人は出てきます。そういったことを考えれば、これから千代田町は、これまで介護施設に入ってもらわないと、うちの家庭はめっちゃめっちゃになってしまうのだよな、どういうふうに暮らすかなという家庭が減るということは、すばらしいことではありませんか。ちなみに、この千代の会が今度運営していくという方法の中に園芸療法という新しい方法を取り入れる。この園芸療法というのは、その施設で草花、ちょっとした野菜も園芸療法というのだからつくるのでしょうか。そういうのを育てて、介護されながら、見て、時には触れて、あ、この前植えたのがこんなでかくなったのか、これがここでとれた野菜なのだといえれば、これは心のケアに最適ではないのですか。こういう心温まるような施設ができることを私は望んでいました。

したがいまして、この補助金に対しまして大賛成であるということをお願いしまして、議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 原案に対し反対の方の討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 賛成の方の討論はありますか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）に対して賛成の立場から討論いたします。

先ほどの議論のように公益性があるということは当然であり、正当性、有効性、両方とも兼ね備えてあるものと思います。県並みの補助金をぜひ出してもらいたいと思います。ホテルコストについては、介護保険法の改正によりまして、居住費と食費の自己負担ということで、制度が変わりました。介護報酬等も改正になり、新しい法律のもとでのことでもありますので、当然新しい法律のもとでホテルコストについてはなっていくということでありまして、川島議員の言うようなものは、旧法律のもとでのお話であります。それから、建設については、適切な手続によってなされているということでもあります。いずれにいたしましても、細田議員の言うように千代田町の福祉の増進につながります今回の一般会計補正予算でありますので、議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありますか。

8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして賛成討論を行いたいと思います。

私は、今回の補正は、ただ1点、千代の会が瀬戸井に建設している特別養護老人ホームに対しまし

て、千代田町が補助をする、補助金を出すということが非常に重要であると声を大にして言いたいからです。今後高齢化が進む中で、千代田町の老人福祉事業、そして介護事業を推進していくためには、千代田町という行政機関の努力はもちろんであります、民間の活力も生かし、ともに協力することによりまして、さらにすばらしいまちづくりが展開されるものと確信するものであります。私たちの生活を考えますと、戦前の大家族制から戦後は核家族へと変化し、最近では高齢者だけの世帯も増えております。健康で生活できる間は、特に問題はありませんが、介護が必要になった場合、なかなか在宅だけでの介護には限度があります。介護を必要とする人がいて、それを受け入れることのできる施設が近くにあるということは、とても幸せなことでもあります。ですから、ぜひ町からの補助を出していただき、町と民間とが協力する中で、福祉を優先した人に優しい千代田町、高齢者福祉を大切にす千代田町が実現するものと確信しております。

議員諸兄の賛同をお願いいたし、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

12番、青木國生君。

[12番（青木國生君）登壇]

○12番（青木國生君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場から討論いたします。

討論に入ります前に、調査特別委員会の委員長報告もなく、こうして修正案が提出されましたことに対しまして、大きな疑義を感じているところでありますことを一言申し添えたいというふうに思います。

それでは、本案に賛成する主な理由を幾つか述べさせていただきます。まず、本案につきましては、特別養護老人ホームに対する補助金の是非がクローズアップされておりますけれども、この予算案の中には、子供たちが快適な環境のもとに勉学にいそむことができるよう東西小学校に扇風機を設置する予算もあわせて計上されているということ、まず忘れてはならないと思います。また、今この時期を逸することだけは、季節的に絶対に避けねばならないというふうに思います。また、ただいま修正案が出されたわけでございますけれども、提出者の皆さんは、本当に修正案を出すということの意味を感じているのか、疑問に感じております。というのは、修正案の提出につきましては、ただ、時間を稼ぐという意味しかならないというふうに感じているわけでございます。

次に、焦点になっております特別養護老人ホームに対する補助金に関しまして、先ほどの質疑を通して多くの点が明らかにされたわけでございますけれども、特に地方自治法第232条第2項には、地方公共団体、これは県、市町村のことを指しているわけでございますけれども、その公益上必要がある場合において寄附または補助することができることと定めていますことは、先ほど来複数の議員からも話が出てございますけれども、今回の新設のそよ風が、この公益上の施設に該当することは、国、県が既に補助金の交付を決めていることから疑いのないところでございますし、また町の関係条例や

要綱に照らしても問題がないと判断するところでございます。

3点目といたしまして、本町に最初に開設しましたCOMハウスに対しましては、補助金のほか土地の購入費、利子補給、造成費など約3億7,000万円ほどの助成が行われ、現在も約7,700平方メートルの町有地が無償で貸与されていること。

そして、4点目といたしましては、県内の最近における市町村におきます補助金の実施状況を見ましても、決して高額には当たらないというふうに思っております。

5点目といたしまして、特別養護老人ホーム「そよ風」における町民の雇用状況、職員総数50名中30名近い千代田町からの内定者がいると。これは町にとりましても、雇用の確保という面からも評価していいのではないかとこのように思います。

次に、6点目といたしまして、現在町内における介護老人福祉施設への入所を希望する方、これは待機者とも言っているのかと思いますけれども、この方たちが40名ほどいて、半数近くの方が緊急度の高い人たちであるということ、そしてこの傾向は、今後ますます高まるものと私は予測しているところでございます。

そうした点を総合的に判断いたしますと、5,610万8,000円という金額は、決して高額ではなく、妥当であるというふうに感じるところでございます。むしろ、一つの町に二つの同じような施設があった、時代が変わったといっても、法律が変わったといっても、片方の施設には多額の助成と土地の無償貸与がある。しかし、新設の施設には何の助成もない。このことこそが大きな差別でありまして、非難されるべきであろうというふうに思います。特にただいまの質疑の中で、現在千代田町在住の方で特別養護老人ホーム等の老人介護施設への入所希望の方が40名ほどおられる。そのうち緊急度の高い方が20名ほどおられる旨の説明がありましたけれども、事実各地区の民生委員さんのところには、入所について相談に見えられる方が以前に比べると多くなった、こういう話も聞いております。

また、関係者の間では、もし今回補助金を出さなくなったら、施設にお願いしにくいねといった声も耳にしております。私のところにも老人会の皆さんが心配して事情を聞きにきますけれども、私は、議長の奥さんも民生委員として副会長の立場にあるのだから、今は議長を信じるしかないでしょうという話をしております。ということは、議長に対する期待感が、町の人々の間に大きな、大きな、大きな期待があるなというふうに感じているところでございます。

この特別養護老人ホームに対する補助金につきましては、ついこの間まで大多数の議員が理解を示していたわけでございますけれども、たとえ立場が変わったといたしましても、一人の人間として、その良心に強く訴えたいと思います。確かに議会は貸し借りの世界とも言われておりますけれども、私は議長の英断を期待し、また議員各位のご賛同により、我が町の老人福祉と老人介護のさらなる充実が図られますことを心より願い、改めて議員各位のご賛同を重ねてお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 原案に対しての討論はありますか。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について原案賛成の立場から発言させていただきます。

もう既に先輩諸氏がたくさん発言したとおりでございます。その中で再度私からも申し上げたいこと、あるいは多少抜けているところがあるかと思しますので、賛成の立場から発言させていただきます。

まず、ホテルコストでございます。先般調査特別委員会において、設置者であります飯塚生様より説明を受けたときのこの話でございます。ホテルコスト1万5,000円ということで、川島議員はおっしゃっていましたが、実はその介護保険により4.8万円の補助を受けているのですね。ですから、飯塚生さん以外の施設希望者の提案された数値がホテルコストで3万円、4万円、5万円、まあ4.5万円もあったかもしれません。私は、それを見ていないので、はっきりわかりませんが、その数値の中で合わせていきますと、3万円と出した方はプラス4.8万円ということなのですね。ですから、飯塚生さんのお話を受けたところによれば、1.5万円プラス4.8万円ということになるわけですね。すなわち6.3万円ということなのです。これは平成17年の改正介護保険法が変わったときからお伺いしていますが、それを今回は居住費収入として居住費月6万円と。ですから、飯塚生さんがおっしゃっているところの話を伺えば伺うほど、むしろ1.5万円から0.3万円引いた1.2万円という数字が出てくるわけですね。要は、トータルで国で指導するところの6万円というホテルコストだということで、ご理解していただきたいと思えます。

それから、実は、この補正予算の中に今回大きなテーマになっております特別養護老人ホームの補助金以外に、先ほどおっしゃっていないのですが、保健センター屋根の雨漏り補修も入っているのですね。小学校2校の扇風機設置は言うまでもございませぬ。そういったこともご理解いただきたいと思えます。

そして、話が多少前後して恐縮なのですが、千代田町に第2特養施設としてそよ風ができるとなると、当然のことですけれども、町長の答弁にもございましたけれども、今現在ありますCOMハウス、もくせい会、そして千代の会ですか、そちらの両方が競うことによって、町民はより快適なサービスを受けられるのではないかな。言うならば、いい意味の競争、これは民間活力には、まさしく必要なところですね。千代田町においても行政改革を進める中で、お金の重要性、ましてや町民の皆さんからいただいた血税をどう有効に使うかというのは、これは本当に真剣に考えなくてはならないと思えます。その中で先ほど青木議員からお話がございましたけれども、COMハウスに何年前かと言えば、そういうことかもしれませんけれども、トータル3億7,000万円相当の補助をしているのに今回一生懸命民間活力を有効に利用して、千代田町の老人福祉、そして老人介護の状況を考えたら、町当局としても、これは我々議員としても、まあ賛成議員という意味ですが、としても本当に願ったりか

なったりなのです。そこに飯塚生さんが飛び込んでくれたわけです。と私は解釈いたします。よって、相当額5,610万8,000円、これについては大変な金額でございますけれども、私は県の指導、あるいは国の指導といいますか、補助金等々かみ合わせて考えましても妥当な金額ではないかと考える次第でございます。

それと、皆さん既にご承知の方とご承知でない方がいらっしゃるかもしれません。実は、こういう話でございます。先般年老いた親を亡くしたある方と話をしました。この方は、COMハウスがいっぱい、入所希望したところ断られたと。困りまして、大泉町の特別養護老人ホーム「大泉園」に行きました。何と言われたと思います。うちは大泉でいっぱいですよ。千代田さんの分なんかとてもありませんということで、簡単にお断りされたそうです。また、私の知っているところ、あるいは最近亡くなった例でもあるのですが、太田市の施設、館林市の施設、そして邑楽町の施設へ入っている方、入所なさっている方、この人たちの介護のための家族の負担、私自身も父の介護を22年やってきました。デイサービスを数年間利用させていただきました。本当にありがたかったのです。要は近いところに、目の届く範囲と言えば、ちょっと言い過ぎかもしれませんが。別に私たち直接家族の者が施設の中で介護することはないのですが、安心感、非常に高いものがあるわけですね。

まして雇用が50名、そのうち今わかっているだけでも約30名の方の雇用が生まれる。これは永久に続くと考えられるわけですね。退職なされば、その補充というのは当然あるわけですから、すべて30名弱が千代田の職員とは限りませんが、そこでお金を出すことによって、補助金を出すことによって、ある程度は、余り公に言うべきことではないかもしれませんが、優先的な入所の数を確保できるのではないのかな、これはあくまで推測でございます。何よりも、これは私企業、町長もおっしゃっていました。民間企業ですので、利益を上げていただかなくてはならない。利益を上げていただくための運営、そして利益を上げていただいたら、当然のことですけれども、各種税金という形で、固定資産税、法人税等々あると思いますが、そういったお金を町の税収アップに役立ててほしい、そして老人福祉、老人介護に役立つ、こんないいことはないのではないかと私は思いますので、賛成の皆さんの同意を得て、原案どおり可決されますようお願いいたしまして、発言を終了させていただきます。

○議長（小沢惣一君） 原案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 原案に対する討論を終結いたします。

次に、修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。反対討論の方。

〔発言する人なし〕

○議長（小沢惣一君） なしと認めます。

賛成討論の方。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 修正案に対しまして賛成の立場から討論を行いたいと思います。

原案に対しての反対討論と同じものを持ち出しても仕方ありませんので、その点については重複を避け、言いませんが、青木議員が言いました、いわゆる私たちが扇風機、これを後送りするというようなことに対しまして反論をしておかなければならない。なぜ私たちは修正案に対して賛成するかといいますと、要はこの間、調査特別委員会の中で、これ以上議会を引き延ばすことはできない。しかし、まだ調査をしなければならない、こういう状況の中で、そういった一般会計の補正予算、その補助金を除く問題については、いわゆる後送りできない、引き延ばしができないということで、この修正案を出したわけでありまして、そして、その修正案に対して、その問題が、私たちは、なぜ修正案を出したかというのは、今言ったように、これに対して反対をすることは、この扇風機にあなた方は反対することになるのだということを、わかっていないのではないかなというふうに思うわけでありまして、そして、私は先ほど言いましたけれども、その5,610万8,000円の福祉基金はおろさずに財政調整基金から2,700万円おろして、そして扇風機を入れずにエアコンを入れた方が問題は非常に少ない。また、この方法は、住民の皆さんに理解をしていただけるといふふうに判断をするものであります。

したがって、最終的に申し上げますが、そのすべてが、私個人はですよ、先ほど言いましたように補助金そのものが公益があるかどうかという点については、残念ながら公益性が裏切られる、こういうことなのだ。ただし、議会として、ちゃんと皆さんに責任を持ってお示しし、そのまま反対し、賛成するという事になれば、やはりちゃんと皆さんの意見を聞かなければならない。私だけの意見で物を進めるわけにはいかないのですよ。ですから、議論をしているのです。それを最初から公共性がないというふうに決めつけている、あるいは扇風機は後送りさせるのだと、福祉には理解がないのだと、こういうふうなことを言っている方が根本的な間違いをやっているということを申し上げ、修正案に賛成するものであります。

○議長（小沢惣一君） 修正案に対し賛成の方の討論はありますか。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 修正案に対して賛成の討論をさせていただきます。

その前に、高齢者福祉に対する考え方を少し述べさせていただきます。ここでいろいろな質疑があったり、いろいろなやりとりがありました。高齢者福祉というのは、困ったお年寄りを大変なお金をつぎ込んで面倒を見るわけですよ。それが今まで、こういう新型特養とかなんとかってお金が大変かかるのですよ。そういう中で、この方向づけをどんどんやっていって、40歳以上の第2号被保険者をもっともっと30歳まで広げなくてはならないとか、そういう問題も抱えているのです。ですから

こそ改正介護保険法ができ上がって、今度は要支援の人は要介護に進まないよう、要介護に進んだらば、その人たちを地域で、皆さんボランティアで、老人会なんかが面倒を見てあげようと。そして、だれもが安いお金で入れるような施設を皆さんで育てていこうと、そういう時代なのですよ。そのことは皆さん、できたら、だれでも入れるような感じを受けていますけれども、実際に14万円、15万円払わなくてはならないとなったら、みんなが入れるというわけにはいかないでしょう。そういうことも含めて私は心配しているのです。以上であります。

では、修正案に賛成の討論をさせていただきます。申請者、飯塚生氏は、町からの補助金5,610万8,000円を要請するのであれば、町財政難の中、町民の皆様の大変な税金を補助するわけですから、町民の福祉の向上のため、この施設が千代田町の住民の皆様にとってふさわしいものなのか。千代田町の実情に沿った形なのか。介護保険が改正され、食事代、部屋代は自前となり、措置代、雑費を含めると、新型特養はユニット型、オール個室のために1カ月13万円から15万円かかると言われております。4段階ありますから、弱者の人も当然入れるわけですが、そういつてもなかなか難しい面もあると聞いております。入居者が少ないと私は心配しております。自己資金が少ない中、借金と国、県、町の補助金を当てにしているわけです。このような状態でありますので、十二分に協議を重ね、調査をしなければなりません。県に提出された建設計画の概要書をもとに資金計画、建設計画、事業運営計画、職員の配置、理事の名前、場所の問題等すべての項目を明らかにしていただき、協議の申し入れをしましたが、概要書の提出、詳細な資料とはほど遠いものでありました。法人体制でも理事の名前もわからず、役員予定者の名前も打ち明けておりません。専従者、職員配置も35名の申し込みがあるとされておりますが、7月から始まるというのに、私が調べたところ、すべてではありませんけれども、お金を幾ら払う、勤める人にね、そういう契約はまだ済んでいないということも聞いているのですよ。もうすぐ7月なのですよね。返済計画も大変心配しております。詳しい返済計画の明細もありません。

調査すればするほど疑問も多くなり、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会が設置され、補助金当否等を調査してまいりましたが、結論に達しておりません。これは大変な中で、一生懸命委員会の皆さんと県に2回も行きましたし、あっちこっちいろいろなアポイントをとったり、聞き込みしましたが、疑惑が大変多いので、もっともっと調査して、まだ中間報告をしていないので、がっかりしているような青木議員の言い方でありましたけれども、まだ中間報告するまでに至っていないのですよ。まだまだ調査しなくてはなりません。しかし、行政を停滞させるわけにはいきません。学校の夏の暑さに対して扇風機の方は、修正案の中にうたっておりますから、ぜひ賛成していただき、結論が出るまで補助金は出せない、もう少し我慢をしていただく、そういうふう考えております。しかし、私たちは、調査も進み、特別養護老人ホーム「そよ風」に対し補助金を出すのが妥当だと判断した場合は出したいと思っております。

以上であります。議員諸兄の正しい判断を期待しております。賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 修正案に対し賛成の方の討論ありますか。

[「反対」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 賛成ですか。

[「反対」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 反対は先ほど終了しました。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 反対の方の挙手はありませんので、賛成の方の発言を許可しました。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） では、3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 修正案に対して反対の立場から討論いたします。

まず、大谷議員の言われる14万円、15万円なければ入れない、これは所得水準によって補助等ありますので、一概には言えないということでありまして、一言述べさせてもらいます。

それから、正当性が出てくれば出すというようなことがあります。調査特別委員会の調査を待たなければできないという一点張りのことでもありますので、いずれにいたしましても正当性、あるいは有効性は明らかでありますので、修正案に対して反対の立場から討論いたします。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 反対の立場から討論します。

大谷議員は、この問題に対して、まだやり切っていないのだと、まだわからないことがいっぱいあるのだと言いますが、もう2年も前からやって、今の質疑でも十分やったと思います。この修正案というのは、単なる引き延ばし、それ以外の何物でもないと思います。

以上をもちまして、この修正案には反対いたします。

○議長（小沢惣一君） 討論はありますか。

8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議に対し反対の立場から物を申します。

まず第1に、調査特別委員会において結論は、まだ決定していないと言いながら、まずこの動議が出てきたわけですね。それと、発議者の中に出さないとは言っていない、やはりちょっと矛盾ばかりの修正動議であると思っております。もしかたうならば、例えば扇風機の件と特養の補助金の問題、これを町側に修正動議として二つに分割して、こちらはまだ決定していないから、こちらについては、その案を二つに分けてもらうとか、そういうふうな発展的な考え方ができないのかなど。なぜゼロ円

になってしまうのか。それで、出さないとは言っていない、結論は出ていない、それがなぜゼロ円になってしまうのかなど。もう少しその辺のところを理解していただきたいと思います。

しかるに、私は、この動議に対して反対であります。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 修正案に対する討論はありますか。

13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議について賛成の立場から討論を行います。

何か特養と一緒に扇風機の方も賛成をした方がいいと。しかしながら、特養の問題について、一たん下げたらどうだという議長と町長の話し合いがあったわけ。それを町長は全然受け付けなかったという話でございます。従って、これから暑くなる学校の子供たちが、これから一番大事にしていかなくてはならない子供たちが、暑くて勉強もできないとか、こうだとかという問題に対して、反対をすることは少しおかしいと思う。仮に自分の子供が、あるいは孫が学校へ行っていて、暑くて勉強ができないとか、こうだとかということを知ったときに反対した人はどういうふうに思う。ですから、修正案として、この扇風機だけは早くつけなくてはならない。夏休みを前につけなくてはならない。先ほども言いましたけれども、屋根もひどくなっている。しかし、緊縮財政の中ですから、行政側で屋根の方はカットされた。こういうことに対して使う金は、みんな住民の血税なのだよ。何でも出せばいいのだという考えではないと思う。いろいろな税金も上がってくるでしょう。国から来る金は少なくなってくる。どうやって行政をやっていくのだと。町長も大変な立場に立っていくと思う。そういったところを考えると、やはりこれから大事な子供たちを、安全な、また体に悪くないような学校で豊かに勉強ができるにしていけるのが我々の考えではないのかな、そういうふうに私は思います。従って、この修正案には賛成ということで、皆さんのご理解を得たいと思います。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 修正案に対する討論ありますか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第34号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第1号）に対して修正動議が出されましたが、これに反対するものであります。

修正動議に反対はいたしますが、私たちが別に学校に出すことに反対なんて全然言っていません。学校に出すことも賛成です。特養に出すことも賛成です。だから、このゼロ円というのが、質疑のときも言ったでしょう。ゼロ円がおかしいから、この動議に対して反対だと言っているのです。そういうことでもありますので、この議案第34号の修正動議に対しまして反対いたします。

○議長（小沢惣一君） 修正案に対する討論ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 修正案に対する討論を終結いたします。

採決いたします。

なお、賛成・反対の確認上、挙手をされなかった場合は反対とみなします。

原案に対する黒澤兵司議員外3名から提出された修正案について提出のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手7名]

○議長（小沢惣一君） 挙手7名であります。

賛成・反対同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

修正案について提出のとおり決することに議長は可決と裁決いたします。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 原案から先ほどの修正案のとおり……

[「休憩」「暫時休憩」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 零時08分）

再 開 （午後 零時15分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、修正議決した部分を除く部分について原案のとおり可決されました。

○議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第2、議案第35号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第3、発議第2号 「警察官増員に関する意見書」の提出についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

提出者、坂本金光君。

〔14番（坂本金光君）登壇〕

○14番（坂本金光君） 発議第2号について説明申し上げます。

群馬県における人口1,000人当たり刑法犯認知件数は、今年の3月時点では全国9位と厳しい状況であり、警察官1人当たりの負担人口は、警察刷新会議で提唱している500人と比較して高負担であります。県民の安全で安心して暮らせる生活を確保する上で、警察力の強化は不可欠であると思えます。このようなことから群馬県並びに関係機関に対し警察官増員に関する意見書を提出いたしたいと思えます。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 「警察官増員に関する意見書」提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は可決されました。

○委員長報告

○議長（小沢惣一君） 日程第4、委員長報告、平成18年請願第1号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 総務文教常任委員会に付託されました出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書採択についての請願のご報告を申し上げます。

平成18年6月9日に紹介議員の福田議員に出席をいただき、ご説明いただき、慎重に審査した結果、採択すべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、本件について総務文教常任委員長に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。平成18年請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書採択についての請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書採択についての請願は採択と決定しました。

○委員長報告

○議長（小沢惣一君） 日程第5、委員長報告、平成18年請願第2号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

平成18年請願第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書につきまして委員長報告を申し上げます。

本請願は、6月議会におきまして、経済建設常任委員会に付託されたものでございます。去る6月14日に委員会を開催し、今井和雄議員にご出席いただき、請願の趣旨について説明をいただくとともに、慎重に審査を行った結果、BSEの問題が明確にならない段階でもあり、特定危険部位の除去では、米国は30カ月齢以上の牛に限られている。除去された特定部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、誤って牛に与える危険性があること、また消費者の選択権を確保し、食の安全を考える等がありました。委員会では、採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきとの結論といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、本件について経済建設常任委員長に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。平成18年請願第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書は採択と決定しました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小沢惣一君） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 零時 29分）

再 開 （午後 零時 31分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について議事日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7から日程第8までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、発議第3号 出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案書及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 提案理由の説明を申し上げます。

この出資法の上限金利の引き下げ、これについては、いろいろ世間でも問題となり、国の方でも今この検討が始まり、その引き下げの方向にあるという中で、まさにタイミングよく千代田町からもこの意見書が出されるということは非常によいことだと考えておりますが、皆さんに説明を申し上げて、ご賛同をお願いしたいと思います。

今のところ利息制限法では20%が最高になっている。そういう中で貸金業者の最大が29.2%、こういったところまであるわけであります。なぜ29.2%かといいますと、出資法が29.2%を超えてやれば、これに対して違反をすれば、これをいわゆる停止できる、罰則があるわけであります。そうした中で29.2%というものが横行しているという中で、これを20%から29.2%の、いわゆる灰色ゾーンというものが問題になっているということであります。先ほど言いました利息制限法、これについては、罰則が何もないということで、この灰色ゾーンが規定されている、規定といいますか、あるということなので、問題があるということであり、これを改正していく、悲惨な状態が起こらないようにする、こういうことで提案をするものであります。内容につきましては、この文書を読んでもいただければ明らかになるかと思いますので、ぜひ皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は可決されました。

○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、発議第4号 「ずさんな米国产牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案書及び意見書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提案理由でございます。

日本に比べてBSE対策が、米国においては極めて不十分というふうに我々判断し、現在に至っているわけです。そんな中、輸入再開を拙速決定した政府が今問題を起こしているわけでございます。国民の食の安全を守るためにもBSEの万全な対策を求めたいと、こういうふうに思うわけです。米国産の牛肉に対するBSE対策について問題点が、ここに提起4件ございます。それから、国内においてのBSE対策については3点出ております。いずれにいたしましても、健康ですばらしい生活ができるよう私たちは願うところです。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は可決されました。

以上で今定例会に付議されました議案は全部議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成18年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る9日から本日までの18日間、議員各位には、田植え時期の大変お忙しい中、終始熱心にご審議

賜り、心より感謝申し上げます。

特に一般会計補正予算（第1号）に計上いたしました社会福祉施設建設整備等補助金に関する件では、調査特別委員会の設置、なおかつ会期を10日間延長する事態にまで発展したところでございますが、承認が得られなかったことは、誠に残念でございます。今回の補正は、町の老人福祉の一翼を担っていただく施設として補助金を計上いたしましたが、本町の高齢化が進む中、福祉行政の核となる施設が一つ増えるということだけでなく、介護が必要な方、家族の手助け、あるいは町の福祉の一層の充実のために大きな成果が上がるものと確信をしております。

今後の高齢化社会の中で、高齢者の介護ほど大きな課題はなく、行政と民間でともに手を携えながら介護問題に当たることが重要であると思っております。町民の皆さんに対して誠に申しわけなく思います。千代田町において、高齢者福祉への事業が低下するのではないかと心配するところでございます。しかし、幸いなことに議員の半数の方のご理解を得ておりますので、今後とも議員に対しましてご理解いただきますよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、国、地方を取り巻く行財政環境は、依然として厳しい状況ではございますが、今後とも町民生活の向上のため、少子高齢化対応、安全、安心のまちづくりのため、一層町政の運営を図ってまいり所存でございます。

最後になりますが、うっとりしい入梅の季節を迎えております。明けますと、焼けるような暑い日が続くわけでございますが、議員各位には、お体に十分気をつけていただきまして、ますますご活躍いただきますようご期待申し上げまして、閉会のあいさつといたしたいと思っております。

長い間大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9日から本日までの18日間の長期にわたり、平成18年第2回千代田町議会定例会が開催されましたが、議員各位には、終始ご熱心にご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

今6月定例会は、農繁期と重なり、何かとお忙しい時期でございましたが、町長提案の報告、協議・変更、条例の改正、補正予算、人事案等十分な議論を行い、議員動議による補正予算修正案が可決し、議会運営が図られましたことに対し、重ねて厚く御礼申し上げます。

本年も間もなく半年が過ぎようとしておりますが、地方分権、行財政改革等が進む中、国と地方の税財政のあり方を変える三位一体改革等により、各地方自治体も行財政運営に苦慮していることは、ご案内のとおりであります。議会といたしましても、財政危機突破計画による種々の方策に対し、今後成果等の検証をしてまいりたいと思っております。

町当局におかれましては、予算執行に当たり、より大きな行政成果が上げられますとともに、会期中各議員から寄せられました要望や意見などを十分尊重していただきまして、活気ある元気なまちづ

くりが展開されることを望むものであります。

終わりに臨み、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝申し上げますとともに、議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、平成18年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦勞さまでした。

閉 会 （午後 零時51分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成18年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

①署名議員 柿 沼 英 己

②署名議員 富 岡 芳 男